

平成29年度 (2017)

徳島大学医学部

履修の手引

# 平成 29 年度 学 年 暦

4月1日(土)から 4月5日(水)まで	.....	春 季 休 業
4月6日(木)	.....	入 学 式 医学科新入生前期授業開始
4月10日(月)	.....	医科栄養学科新入生前期授業開始 保健学科前期授業開始
8月4日(金)から 8月31日(木)まで	.....	夏 季 休 業
9月30日(土)	.....	前 期 終 了
10月2日(月)	.....	後 期 授 業 開 始
10月6日(金)	.....	解 剖 体 慰 靈 祭
10月8日(日)から 10月9日(月)まで	.....	大 学 祭 (蔵本祭)
11月2日(木)	.....	徳島大学開学記念日
12月25日(月)から 1月7日(日)まで	.....	冬 季 休 業
3月23日(金)	.....	卒 業 式 ・ 大 学 院 修 了 式
3月25日(日)から 3月31日(土)まで	.....	学 年 末 休 業
3月31日(土)	.....	後 期 終 了

# (2017年4月～2018年3月)

	日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
4	...	...	...	...	...	...	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	...	...	...	...	...	...

	日 SUN	月 MON	火 TUE	水 WED	木 THU	金 FRI	土 SAT
10	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31	...	...	...	...

5	...	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	...	...	...

11	...	...	...	1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	...	...

6	...	...	...	...	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	...

12	...	...	...	...	...	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
31	...	...	...	...	...	...	

7	...	...	...	...	...	...	1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	30	31	...	...	...	...	...

1	...	1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30	31	...	...	...

8	...	...	1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31	...	...

2	...	...	...	...	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	...	...	...

9	...	...	...	...	...	1	2
	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30

3	...	...	...	...	1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

■ : 休業期間      11月2日 : 開学記念日

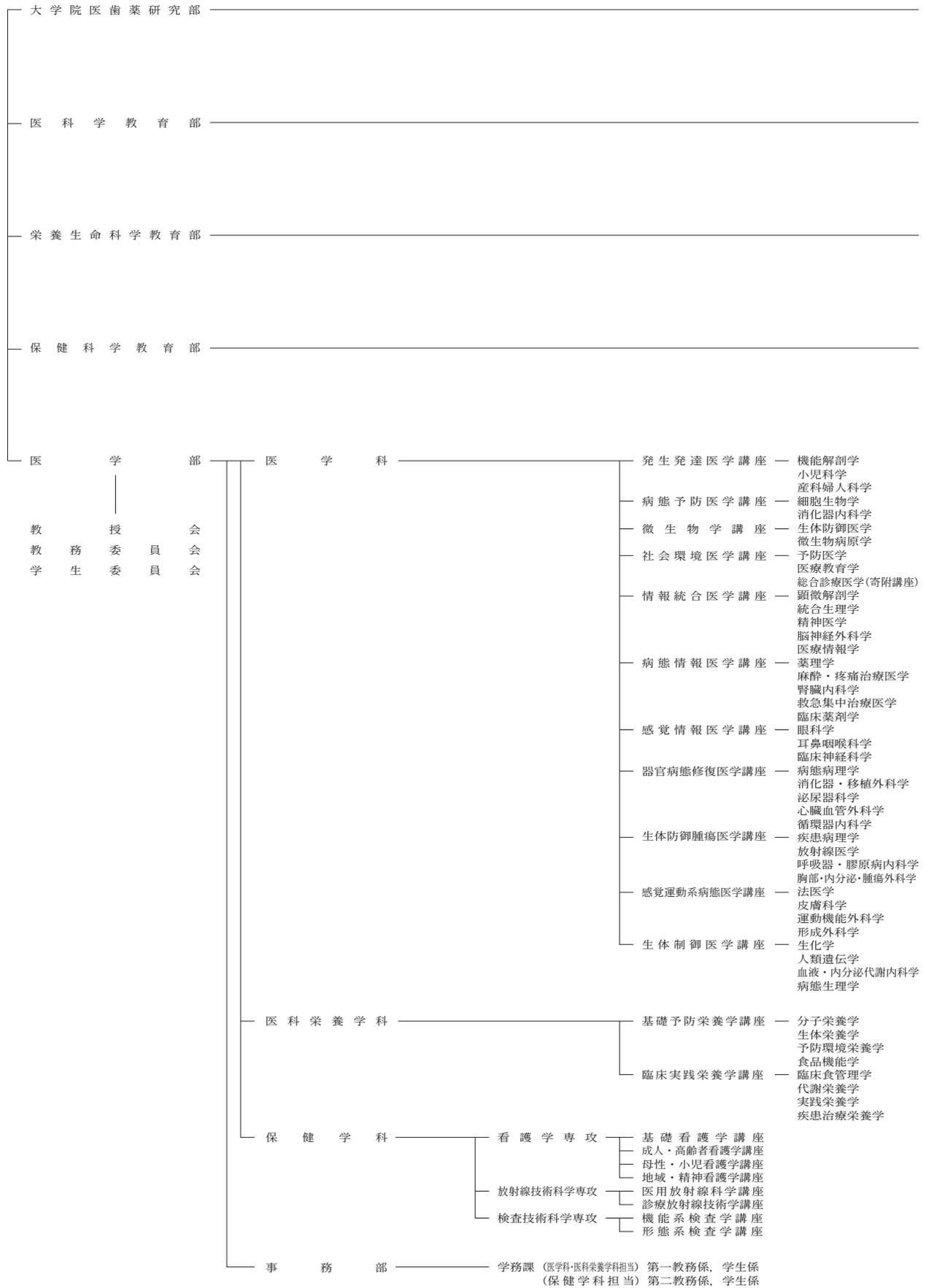
4月3日～8日 : オリエンテーション      4月6日(木) : 入学式

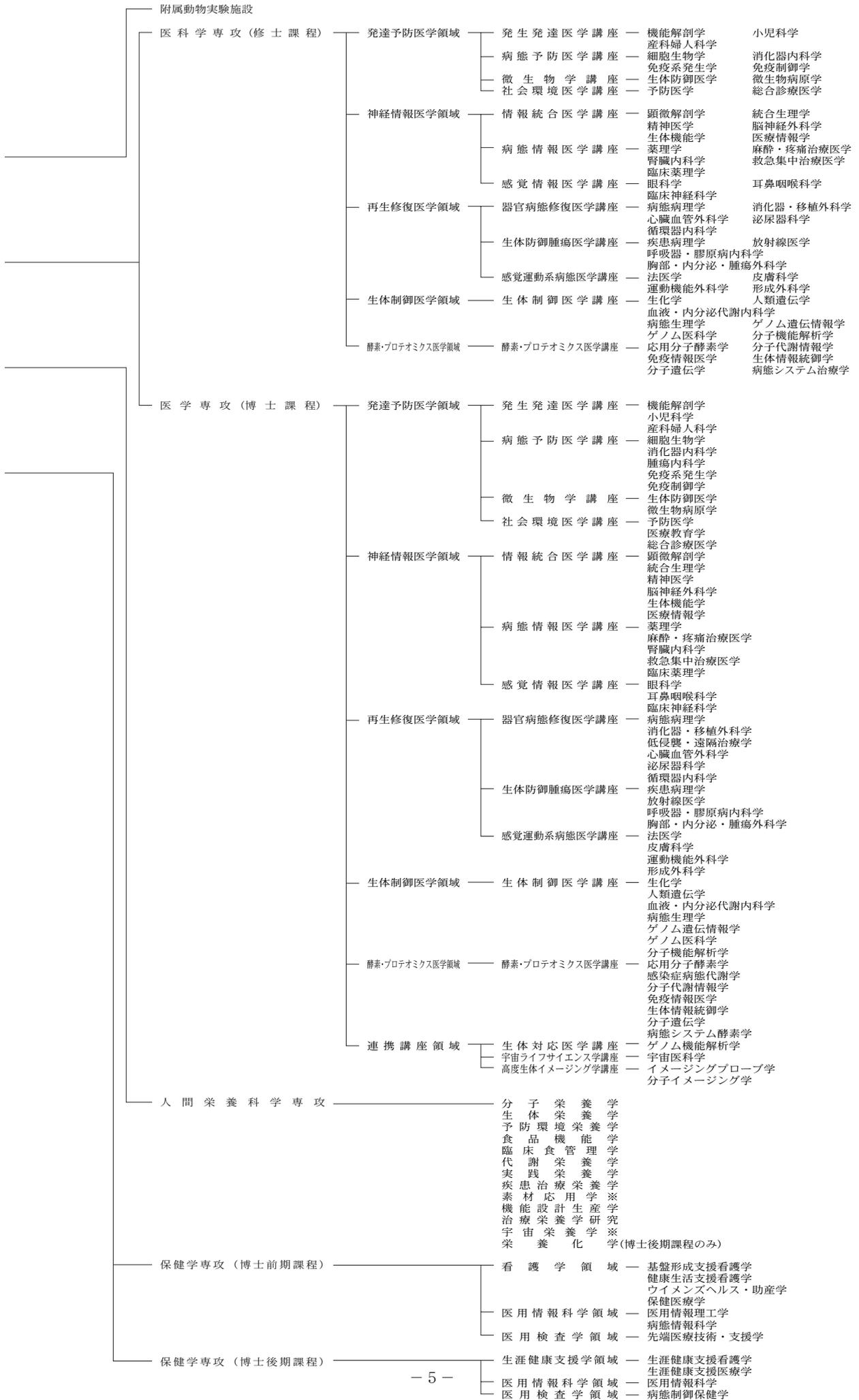
# 目 次

徳島大学医学部機構	4
教育理念・目標・カリキュラムポリシー・ディプロマポリシー	6
<b>第一章 教育と学習案内</b>	
1. 単位の修得について	15
2. 医科栄養学科取得単位と資格について	32
3. 養護教諭一種免許状取得に関する単位修得要領	36
4. 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ	39
5. 徳島大学単位認定試験における学生の不正行為防止に関する基本方針	40
6. 試験における学生の不正行為に対する措置要項	41
7. 不正行為禁止の告示について（学生通知用）	42
8. 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ	44
9. 履修科目の登録の上限について	46
10. 徳島大学標準GPAについて	47
<b>第二章 事務窓口及び諸手続き</b>	
1. 委員及び事務部	51
2. 証明書等について	53
3. 休学，復学，退学等の手続き	55
4. 授業料納付，免除制度及び奨学金制度	57
5. 各賞について	58
6. 図書館（蔵本分館）及び蔵本会館	59
7. その他	65
<b>第三章 関係諸規則等</b>	
1. 徳島大学学則	69
2. 徳島大学学位規則	94
3. 徳島大学の講座等に関する規則	102

4. 徳島大学医学部規則（平成29年度入学生に適用。進級要件に関する細則を含む）	106
<b>学友会・後援会等規則</b>	131
5. 徳島大学医学部学友会会則	133
6. 徳島大学医学部学友会会則施行細則	137
7. 徳島大学医学部後援会会則	138
<b>資格関係諸規則等</b>	141
8. 医師法（抄）及び医師国家試験について	143
9. 栄養士法（抄）及び栄養士免許申請，管理栄養士国家試験について	145
10. 保健師助産師看護師法（抄）及び保健師助産師看護師国家試験について	147
11. 診療放射線技師法（抄）及び診療放射線技師国家試験について	149
12. 臨床検査技師等に関する法律（抄）及び臨床検査技師国家試験について	151
<b>配置図</b>	153

# 德島大学医学部機構





# 医 学 部

## 医学部のカリキュラムポリシー

高い責任感，倫理観，ならびに生涯学び続ける意志を持ち，国際性と研究能力を兼ね備えながら，基礎から臨床までの幅広い知識・技能を基盤として医療を実践できる人材を養成することをめざし，以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育では，人間・文化・社会・自然に係る広範で多様な基礎的知識と幅広い教養を修得させるとともに，持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 専門教育では，基礎から臨床までの幅広い専門知識と技能を修得させるとともに，問題解決能力，コミュニケーション能力，倫理観，プロフェッショナリズムなどを含めた汎用的能力や態度・志向性を高めるための教育を行う。
3. 卒業研究や研究室配属によって，研究への関心を持ち，研究倫理に基づいて研究を遂行できる能力を修得させる。
4. 臨地・臨床現場での教育によって学習意欲を向上させながら，医療人として必要な基本的な知識，技能，態度の育成をはかる。
5. 職種間連携教育を通してチーム医療遂行に必要な能力の育成をはかる。

## 医学部のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解  
医療・医学に関する基礎・専門分野の幅広い知識，高い教養，ならびに国際性を身につけている。
2. 汎用的技能
  - ・医療や生命科学の基本的研究能力を修得している。
  - ・専門職としての基本的臨床技能を修得している。
  - ・他職種と連携しながら，医療チームの一員としての役割を果たすことができる。
3. 態度・志向性  
専門職業人としての強い責任感，倫理観，ならびに生涯学び続ける意志を持つことができる。
4. 統合的な学習経験と創造的思考力  
基礎から臨床までの幅広い知識・技能を基盤とし，医療や社会のニーズや医療の最新情報に対応して自らの能力・専門性をさらに高めながら，医療を実践することができる。

# 医 学 科

## 医学科の教育理念・目標

医学科学生が卒業までに基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、研究、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができるようになることを目指しています。

この目的のために医学科学生が達成すべき5つの目標を設定しています。

- 1) 科学的根拠に基づいた医療・研究を行えるように自己開発と自己評価の習慣を身につける。
- 2) 医師として必要な基本的な技能、知識、態度を身につける。
- 3) 医師として倫理観、責任感を養い、他者を理解しいたわる人間性を身につける。
- 4) チーム医療・研究活動を円滑に遂行できる能力と習慣を身につける。
- 5) 国際的視野を養い、医療・医学の国際化に対応できる能力を身につける。

## 医学科のカリキュラムポリシー

医学科では、基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができる人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育では、語学、自然科学や社会科学の幅広い教養及び持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 専門医学教育では、医師、医学研究者を目指す上で必要な生命科学、医学英語、基礎医学、社会医学及び臨床医学の基盤知識の教育を行う。臓器疾患別教育ではPBLチュートリアル教育による自己決定型学習方法を用いて、自己開発・自己評価の習慣と科学的根拠に基づいた問題解決能力の修得をはかる。
3. 医学研究への関心を持たせ、研究倫理に基づいた研究能力を養うために、基礎医学・臨床医学分野及び学内各研究センターでの自主的な医学研究実習を行わせる。また、希望する学生には外国での研究経験を積ませる機会を提供する。さらに希望する学生はMD-PhDコースに進学することもできる。
4. 低学年での早期臨床体験から高学年でのクリニカルクラークシップにいたるまで、各学年の学修段階に応じた診療現場での教育を行うことで、学習意欲を向上させながら、医学知識、思考能力、診療技能、コミュニケーション能力、倫理観、医療プロフェッショナリズムなどを含めた、医師として必要な基本的な知識、技能、態度の育成をはかる。また、学外医療機関での実習によ

り、地域社会と医療との関わりについても学習させる。

5. 医療系の他学科、他学部学生との職種間連携教育を通して、他職種に対する理解を深め、チーム医療遂行に必要な能力の育成をはかる。

## 医学科のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

### 1. 知識・理解

基礎医学、社会医学及び臨床医学の幅広い専門的知識と高い教養を身につけている。

### 2. 汎用的技能

- (1) 生命科学の基本的研究手法、診断及び治療の基本的臨床技能を理解し修得している。
- (2) 患者・家族や医療チームメンバーと良好なコミュニケーションをとり、医療チームの中でその役割を果たすことができる。

### 3. 態度・志向性

専門職業人としての高い倫理観と強い責任感を基盤として、国際的視点から向上心と探求心・研究心を持ち、高度先進医療にも地域医療にも対応することができる。

### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

幅広い学習経験を背景に、常に医療の最新情報を収集し、それを実践できる能力を有している。

## 医科栄養学科

### 医科栄養学科の教育理念・目標

#### 教育理念

「食律生命」の理念のもとに、医学と連携した医科栄養学を通して、高度化する医療と人々の食生活の改善・健康の維持増進に資することができる人材の育成を目的とする。

#### 教育目標

- 1) 臨床の場で高度な知識とアイデアで医師と連携して医科栄養学を推進することのできる能力を身につける。
- 2) 世界の栄養施策の啓発・推進役となるべき国際的視野を養う。
- 3) 栄養学の基礎的研究や教育を担うための高い能力を身につける。

## 医科栄養学科のカリキュラムポリシー

医科栄養学科では栄養学を基盤として食は生命の基盤であることを社会に情報発信するとともに、現場における栄養管理学を発展させ臨床栄養管理を指導できる人材を養成することをめざし、以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 教養教育を通じて、広範で多様な基礎的知識と文化や自然科学等の幅広い教養を修得させるとともに、持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 基礎専門科目において、生化学、生理学、基礎医学、臨床医学などを基盤に、人間栄養の基礎知識を修得させる。
3. 専門科目において、管理栄養士養成コアカリキュラムの教育内容を網羅し、医学教育を基盤とした臨床栄養学をより充実させることで、高度な専門的基礎知識を備え、医師や他の医療専門職と協働して、リーダーシップを発揮できる管理栄養士を育成する。
4. 実習や演習を問題解決型授業ととらえ、実践能力を開発するとともに社会から求められる知識や知恵を修得させる。
5. 卒業研究において、実践的な技術や能力を修得させるとともに、研究の意義や楽しさを理解させ問題を解決する手法を修得させることで、指導者となる管理栄養士及び教育者・研究者をめざす人材を育成する。

## 医科栄養学科のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

### 1. 知識・理解

医療現場や地域社会において、医学を基盤として食を通じた疾患予防及び健康増進に必要な基礎・専門分野の知識を修得している。

### 2. 汎用的技能

- (1) 病態の分子基盤を理解し、科学的根拠に基づく適切かつ高度な栄養管理・栄養療法を行うことができる。
- (2) 食の専門家として、他の職種の人々と円滑な連携を取りながらチーム医療及び地域医療に携わることができる。

### 3. 態度・志向性

- (1) 患者及び地域住民の栄養管理・栄養改善に寄与するために、責任を持った行動をとることができる。
- (2) 進歩する臨床医学に対応できる医科栄養学の専門職業人として、生涯学び続ける意志を持つ

ことができる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

修得した基礎から臨床分野までの専門的知識を基盤とし、医療や社会のニーズに対応した最新の栄養管理及び栄養改善を行う能力を有する。

## 保 健 学 科

### 保健学科の基本理念・目標

#### 教育理念

高度化、専門化する医療を支え、保健・医療・福祉において多様化するニーズに対応できる有能な医療人を養成します。人間尊重の倫理に立脚した高い使命感や、専門的知識・技能と同時に、チームの一員としての協調性を有し、国際的な視野をもって医療および福祉の発展を支えることのできる人材を養成します。

#### 教育目標

- 1) 生命倫理を基盤として、豊かな人間性と科学的思考力を備えた人材の養成。
- 2) 医療の各分野及び保健・福祉を総合的に修得した専門職者の養成。
- 3) 地域社会における保健・医療・福祉の向上に寄与し、指導的役割を果たせる人材の養成。
- 4) 医療技術分野での国際協力、国際貢献を推進できる人材の養成。
- 5) 教育・研究・管理を担える能力をもった人材の養成。

### 看護学専攻理念

生命尊重を基調とした高潔な人格形成を図るとともに、科学性、倫理性を基盤にした看護実践ができる専門職の育成をめざします。さらに、将来において看護学の教育・研究・管理を担うことができるスペシャリストの育成をめざし、保健・医療・福祉の充実や発展に寄与します。

### 放射線技術科学専攻理念

放射線医療についてのしっかりとした基礎知識と技術を修得し、豊かな人間性と科学的な判断力を持ち、さらに将来にわたり専門的知識と個々の患者さんを意識した医療技術を自ら高め、医療現場の管理と放射線技術科学の教育、研究ができる人材を養成します。

## 検査技術科学専攻理念

生命の尊厳，医の倫理を理解し，広い教養と専門知識をもち，広く国民の保健医療の向上と発展に寄与できる創造性豊かな臨床検査技術者の養成をめざします。

## 保健学科のカリキュラムポリシー

保健学科では，幅広い教養と豊かな人間力を基盤として，保健学の高度な専門性と実践的な臨床能力を兼ね備えた人材を養成することをめざし，以下のようなカリキュラムを編成している。

1. 「教養教育」を通じて，人間・文化・社会・自然に係る幅広い教養と豊かな人間性，高い倫理観を修得させるとともに，持続可能な社会づくりの担い手たる資質としての進取の気風を身につけさせる。
2. 「教養教育科目」及び「学科共通科目」の講義と様々な体験を通し，社会性及び人間関係の形成を理解させ，医療人として必要な人間力とコミュニケーション能力を修得させる。
3. 「学科共通科目」及び「専門科目」を通じて，専門知識と技術を系統的，段階的に修得させる。知識・理解を深めるための基礎科目，汎用的技能や態度・志向性を高めるための演習・実習，統合的な学習経験と創造的思考力を育むための実習を通し，保健学の複合的な視点から高度な専門分野を理解させる。
4. 客観的臨床能力評価に基づいて基本的臨床技能を修得させ，「臨地・臨床実習」を通じて，実践的な臨床能力及び多様な問題解決能力を身につけさせる。
5. 「学科共通科目」及び「専門科目」の主体的な選択に基づく学習を通じて専門性を深化させ，「研究」により自主的・創造的な学究の姿勢と専門分野における主体性・指導性を修得させる。

## 保健学科のディプロマポリシー

次の能力を有すると認められた者に学士の学位を授与する。

1. 知識・理解
  - (1) 幅広い教養と専門分野に関する学問知識を修得している。
  - (2) 人間性・科学性及び国際性を身につけ，医療の担い手としての基本的能力を有する。
2. 汎用的技能

患者・家族等及び医療チームのスタッフと円滑なコミュニケーションをとり，客観的評価に基づいた臨床能力を持って医療人としての役割を果たすことができる。
3. 態度・志向性

各専門分野で指導的立場に立ち，高度化・専門化する医療を支え，保健学の発展に寄与するこ

とができる。

#### 4. 統合的な学習経験と創造的思考力

基礎理論から高度な臨床応用へ至る系統的かつ実践的な学習経験を基盤として、保健、医療、福祉分野の多様化するニーズに対応し、最新の技術や医療情報に基づいて自らの能力・専門性を高めることができる。

# 第一章

## 教育と学習案内



## 1. 単位の修得について

単位修得に関しては、各自十分注意し余裕のある単位修得に努められたい。

もし、不注意により卒業できない等のことがある場合、責任は学生自身が負わなければならない。  
したがって、単位修得の責任は自らにあることを自覚し、単位を修得されたい。

なお、卒業に必要な単位数等は入学年度によって異なる場合があるので注意すること。

### (1) 教養教育

教養教育の授業科目については、医学部規則及び教養教育履修規則の定めるところによるが、医学部卒業の要件として下表に掲げる科目（単位）を修得することとする。

医学科（平成29年度に入学した者に適用）

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴史と文化	2単位
	人間と生命	2単位
	生活と社会	2単位
	自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目	2単位
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	
基礎基盤教育科目群	自然科学入門	2単位
	基礎数学	2単位
	基礎物理学	2単位
	基礎物理学実験	2単位
	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	基礎生物化学実験	2単位
	ウェルネス総合演習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
	スタディスキル	2単位
	コミュニケーション	
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	6単位
外国語教育科目群	英語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
合 計		45単位

医科栄養学科（平成29年度に入学した者に適用）

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	4単位
	人 間 と 生 命	4単位
	生 活 と 社 会	4単位
	自 然 と 技 術	4単位
基礎基盤教育科目群	基 礎 数 学	2単位
	基 礎 化 学	4単位
	基 礎 化 学 実 験	2単位
	基 礎 生 物 学	2単位
	基 礎 生 物 学 実 験	2単位
	ウ エ ル ネ ス 総 合 演 習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1単位
	情 報 科 学	2単位
地域科学教育科目群	地 域 科 学 教 育 科 目	2単位
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英 語 以 外 の 外 国 語 科 目	2単位
合 計		43単位

保健学科（平成29年度に入学した者に適用）

看護学専攻

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	4単位
	※人間と生命	4単位
	※生活と社会	4単位
	※自然と技術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	※イノベーション教育科目	
基礎基盤教育科目群	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1単位
	情 報 科 学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		6単位 (各科目2単位を 上限とする。)
合 計		35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

放射線技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	2単位
	人 間 と 生 命	4単位
	生 活 と 社 会	2単位
	自 然 と 技 術	4単位
基礎基盤教育科目群	基 礎 数 学	2単位
	基 礎 物 理 学	2単位
	基 礎 化 学	2単位
	基 礎 生 物 学	2単位
	ウエルネス総合演習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1単位
	情 報 科 学	2単位
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2単位
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
合 計		37単位

注 1 一般教養教育科目群は、グローバル化教育科目及びイノベーション教育科目の中で指定された授業題目から、2単位を上限として振り替えることができる。(指定授業題目は、教養教育時間割を参照)

2 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

検査技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	2単位
	※人間と生命	2単位
	※生活と社会	2単位
	※自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	※イノベーション教育科目	
基礎基盤教育科目群	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	ウェルネス総合演習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	※地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2単位
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		6単位 (各科目2単位を 上限とする。)
合 計		35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

## (2) 専門教育

専門教育の授業科目については、医学部規則の定めるところによるが、医学部卒業の要件として次に掲げる専門教育科目表の単位を修得することとする。

### 医 学 科 専 門 教 育 科 目 表 (1)

授業科目	授 業 細 目	単位数
基 礎 医 学 (1)	解剖学Ⅰ・解剖学Ⅰ実習	3
	解剖学Ⅱ・解剖学Ⅱ実習	5
	生化学・生化学実習	4
	寄生虫学・免疫学／寄生虫学実習・免疫学実習	2
	生理学Ⅰ・生理学Ⅰ実習	2
	生理学Ⅱ・生理学Ⅱ実習	2
	細菌学・細菌学実習	2
	ウイルス学・ウイルス学実習	2
	小 計	22
基 礎 医 学 (2)	病理学Ⅰ・病理学Ⅰ実習	2
	病理学Ⅱ・病理学Ⅱ実習	2
	薬理学・薬理学実習	2
	小 計	6
社 会 医 学	予防医学	2
	公衆衛生学	2
	法医学	2
	社会医学実習	1
	小 計	7
医 学 研 究 実 習		16
系 統 別 病 態 診 断	臨床医学入門コース	2
	循環器コース	4
	血液コース	2
	内分泌・代謝コース	2
	消化器コース	4
	呼吸器コース	3
	アレルギー・自己免疫コース	1
	腎・尿路・男性生殖器コース	2
	神経・精神・行動コース	4
	運動器コース	2
	周産期・小児・女性生殖器コース	4
	皮膚・感覚器コース	3
	小 計	33

授業科目	授 業 細 目	単位数
医 学 英 語		1
臨 床 実 習 入 門		8
診 療 参 加 型 臨 床 実 習	法医学・医事法制	1
	内分泌代謝・血液内科学	2
	消化器内科学	2
	呼吸器・膠原病内科学	2
	精神医学	2
	小児医学	2
	消化器・小児外科学	2
	胸部内分泌腫瘍外科学	2
	整形外科	2
	脳神経外科学	2
	皮膚科学	2
	泌尿器科学	2
	眼科学	2
	耳鼻咽喉科学	2
	放射線科学	1
	産科婦人科学	2
	麻酔・疼痛治療医学	1
	腎臓内科学	2
	心臓血管外科学	2
	形成外科学	2
	神経内科学	2
	救急集中治療医学	2
	循環器内科学	2
	地域医療学	1
	臨床病理	1
	選択実習Ⅰ	4
	選択実習Ⅱ	4
	選択実習Ⅲ	4
指定学外実習Ⅰ	4	
指定学外実習Ⅱ	4	
	小 計	65
合 計		158

注 講義及び実験・実習は30時間の授業をもって1単位とする。

## 医科栄養学科専門教育科目表

区 分		授 業 科 目	単 位 数		
			必 修	選 択	
専 門 基 礎 分 野	社会・ 環境と健康	公衆衛生学	4		
		保健医療福祉学	2		
		※栄養情報処理学実習		1	
		公衆衛生学実習	1		
		栄養公衆衛生学演習	1		
	人及び 体の疾 病の構 造の成 り立ち と機能	人体構造機能学	4		
		生化学・分子生物学	2		
		臨床医学入門	4		
		微生物学	2		
		生物有機化学	2		
		人体構造機能学実習	1		
		生化学実験	2		
		微生物学実習	1		
		栄養生物学	2		
	食 べ 物 と 健 康	食品学基礎	4		
		食品プロセス学	2		
		食品衛生学	2		
		食品素材学		2	
		※食品学実験		2	
		食品プロセス学実習	1		
		食品衛生学実習	1		
		食品健康学演習	1		
	小 計		39	5	
	専 門 分 野	基礎 栄養学	基礎栄養学	2	
			基礎栄養学実習	1	
		応用 栄養学	栄養生理機能学	2	
			ライフステージ栄養学	2	
			応用栄養学	2	
栄養生理機能学実習			1		
応用栄養学実習			1		
応用栄養学演習	1				

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門	栄養教育論	栄養カウンセリング論	2	
		栄養教育論1	2	
		※栄養教育論2		2
		栄養教育論実習	1	
	臨床栄養学	臨床栄養学	4	
		臨床栄養アセスメント	1	
		※臨床栄養管理学		2
		※栄養と薬		2
		臨床栄養学実習	1	
		病態栄養学実習	1	
		データ解析学	1	
		食事管理学	1	
		経腸栄養管理学	2	
		疾患栄養管理学Ⅰ	2	
	疾患栄養管理学Ⅱ	2		
	公衆栄養学	公衆栄養学	2	
		※地域公衆栄養学		2
		公衆栄養学実習	1	
		※実践栄養学演習		1
	給食経営管理論	給食栄養管理論	2	
給食運営管理論		2		
給食栄養管理論実習		1		
給食運営管理論実習		1		
総合演習	※臨床栄養学総合演習		1	
	※ライフステージ栄養学総合演習		1	
	※臨床栄養管理学実習（病院）		2	
	※公衆栄養学実習（保健所等）		1	
臨地実習	給食経営管理論実習（学校）	1		
	卒業研究（実験）	3		
	外書講読		2	
その他	栄養英語		2	
	小計	45	18	
	合計	84	23	

注1 講義及び演習は15時間、実験及び実習は45時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業に要する修得単位は、教養教育科目については43単位、専門教育科目については91単位（うち必修科目84単位、選択科目のうち7単位）計134単位とする。

3 栄養士の資格は、卒業要件を満たすことにより、取得することができる。

4 管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

## 保健学科専門教育科目表

看護学専攻

区 分		授 業 科 目	単 位 数		
			必 修	選 択	
学 科 共 通 科 目	人 間	人間関係論	1		
		生化学 I	1		
		# カウンセリング		1	
		解剖生理学 I	1		
		解剖生理学 II	1		
		解剖生理学 III	1		
		解剖生理学 IV	1		
	環 境	衛生学	1		
		保健学概論	1		
		# 医療経済論		1	
		社会福祉概論	1		
	医 療	# 放射線衛生学		1	
		※医療安全管理学		1	
		介護実習		1	
		チーム医療論		1	
		# 教育指導論		1	
	健 康	薬理学	1		
		栄養学	1		
		精神保健	1		
		免疫学 I		1	
		病理学 I	1		
		* 医学統計学		1	
		* 医学統計学演習		1	
	小 計		13	10	
	専 門 科 目	専 門 基 礎	疾病論 I	1	
			疾病論 II	1	
			疾病論 III	1	
疾病論 IV			1		
疾病論 V			1		
疾病論 VI			1		
疾病論 VII			1		

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門科 目	基礎看護学	看護学概論	2	
		看護理論	1	
		看護技術Ⅰ	1	
		看護技術Ⅱ	2	
		看護技術Ⅲ	1	
		看護技術Ⅳ	1	
		ヘルスアセスメント	1	
		基礎看護学実習Ⅰ	1	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	
		高齢者ふれあい実習	1	
	リスクマネジメント	1		
	成人・高齢者看護学	成人看護学概論	2	
		成人援助論Ⅰ	2	
		成人援助論Ⅱ	2	
		#リハビリテーション看護論		1
		#がん看護論		1
		成人看護学実習Ⅰ	2	
		成人看護学実習Ⅱ	4	
		高齢者看護学概論	2	
		高齢者援助論	2	
高齢者看護学実習		2		
母性・小児看護学	母性看護学概論	2		
	母性援助論	2		
	小児看護学概論	2		
	小児援助論	2		
	母性看護学実習	2		
	小児看護学実習	2		
	*母児関係論		1	
	*子どものメンタルヘルス		1	

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専 門 科 目	精神看護学概論	2		
	精神看護援助論	2		
	精神看護学実習	2		
	地 域	在宅看護学概論	2	
		在宅看護援助論	2	
		在宅看護学実習	2	
		地域看護学概論	1	
		*公衆衛生看護学概論		2
		*公衆衛生看護援助論		3
	精 神 看 護 学	*公衆衛生看護学実習		5
		*ケアマネジメント		1
		*健康教育方法論		1
		※*学校保健論		1
		*産業保健・看護論		1
		*保健医療福祉行政論		3
		健康管理論	1	
		*疫学		2
		#家族看護学		1
		*ケアシステム論		1
	総 合 看 護 学	原書講読Ⅰ	1	
		原書講読Ⅱ		1
		看護管理学		1
		看護教育学		1
		看護研究Ⅰ	1	
		看護研究Ⅱ	4	
		看護倫理	1	
#国際看護活動論			1	
*災害看護			1	
看護導入実習		1		
看護統合実習		2		
小計		75	30	
合計	88	40		

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目の中から3単位、専門科目の中から看護管理学又は看護教育学を含む2単位を履修する。

2 保健師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち\*印の科目をすべて履修し、かつ、#印の科目から2単位を履修する。

3 養護教諭一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

## 放射線技術科学専攻

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
学 科 共 通 目	人 間	人間関係論		1
		生化学 I	1	
		カウンセリング		1
		解剖生理学 I	1	
		解剖生理学 II	1	
		解剖生理学 III	1	
		解剖生理学 IV	1	
	環 境	衛生学		1
		保健学概論	1	
		医療経済論		1
		社会福祉概論		1
	医 療	放射線衛生学	1	
		医療安全管理学	1	
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		教育指導論		1
	健 康	薬理学	1	
		栄養学		1
		精神保健		1
		免疫学 I	1	
		病理学 I	1	
医学統計学		1		
医学統計学演習			1	
小計			12	11
専 門 科 目	医 用 放 射 線 科 学	放射線生物学	2	
		放射線計測学	1	
		放射線物理学 II	1	
		放射化学 II	1	
		電子計算機工学演習	1	
		制御システム工学	2	
		放射線機器工学 I	2	
		放射線機器工学 II	1	

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	放射線機器工学実習	1	
	医用画像機器工学	1	
	医用画像機器工学実習	1	
	磁気共鳴学	1	
	医用システム工学		1
	核医学計測学	1	
	核医学計測学実習	1	
	核医学検査機器工学	1	
	放射線計測学実習	1	
	放射線治療機器工学	1	
	画像基礎論	2	
	画像基礎論実習	1	
	医用画像情報学Ⅰ	2	
	医用画像情報学Ⅱ	2	
	先端医療と放射線		1
	画像解剖学Ⅰ	2	
	画像解剖学Ⅱ	1	
	診療画像学Ⅰ	2	
	診療画像学Ⅰ実習	2	
	診療画像学Ⅱ	1	
	CT画像技術学	1	
	MRⅠ技術学	1	
	核医学技術学	2	
	核医学技術学実習	1	
	放射線治療技術学	2	
	放射線治療技術学実習	1	
放射線腫瘍学	1		
関係法規	1		
放射線管理学	2		
放射線管理学実習	2		

区 分		授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
専 門 科 目	診療放射線技術学	臨床技能実習	1	
		診療画像学臨床実習	5	
		核医学技術学臨床実習	2	
		放射線治療技術学臨床実習	2	
	専 攻 共 通	臨床医学概論	1	
		画像病態学	1	
		保健科学	1	
		基礎医科学実習	1	
		放射線物理学 I	2	
		放射化学 I	1	
		放射化学実習	1	
		応用数学 I	1	
		応用数学 II	1	
		電気電子工学	2	
		電気電子工学実習	1	
		医用工学 I	1	
		医用工学 II	2	
		医用工学実習	1	
		専門外国語		1
		情報活用演習	1	
医療情報処理学演習	1			
国際医療活動論		1		
小 計		7 8	4	
卒業研究	卒業研究	4		
小 計		4		
合 計		9 4	1 5	

注 選択科目の4単位は、学科共通科目及び専門科目の中から4単位を履修する。

検査技術科学専攻

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
学 科 共 通 目	人 間	人間関係論		1
		生化学 I	1	
		カウンセリング		1
		解剖生理学 I	1	
		解剖生理学 II	1	
		解剖生理学 III	1	
		解剖生理学 IV	1	
	環 境	衛生学	1	
		保健学概論	1	
		医療経済論		1
		社会福祉概論		1
	医 療	放射線衛生学		1
		医療安全管理学	1	
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		教育指導論		1
	健 康	※薬理学	1	
		栄養学		1
		精神保健		1
		免疫学 I	1	
		病理学 I	1	
医学統計学		1		
医学統計学演習		1		
小 計		13	10	
専 門 科 目	機 能 系 検 査 学	生化学 II	1	
		生化学実習	1	
		保健学	1	

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	環境衛生学	1	
	保健環境学実習	1	
	臨床化学Ⅰ	1	
	臨床化学Ⅱ	1	
	臨床化学実習	4	
	放射性同位元素検査技術学	1	
	生理学実習	1	
	生理検査学Ⅰ	1	
	生理検査学Ⅱ	1	
	画像検査学	1	
	生理検査学実習	2	
	画像検査学実習	1	
	臨床画像検査学	1	
	分析化学	1	
	解剖学実習	1	
	病理学Ⅱ	1	
	病理学実習	1	
	病理検査学	1	
	病理検査学実習	3	
	微生物学Ⅰ	1	
	微生物学Ⅱ	1	
	臨床微生物学Ⅰ	1	
	臨床微生物学Ⅱ	1	
	微生物学実習	4	
	医動物学	1	
	医動物学実習	1	
	臨床血液学Ⅰ	1	
臨床血液学Ⅱ	1		
臨床血液学実習	3		
免疫学Ⅱ	1		
免疫検査学	1		

区 分		授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
専 門 科 目	形 態 系 検 査 学	輸血検査学	1	
		免疫検査学実習	3	
		輸血検査学実習	1	
		分子遺伝学		1
		遺伝学		1
		遺伝子検査学Ⅰ	1	
		遺伝子検査学Ⅱ	1	
	専 攻	検査機器総論	2	
		医用工学概論	1	
		医用工学実習	1	
		臨床医学総論	2	
		臨床病理学総論	2	
		臨床検査総論Ⅰ	1	
		臨床検査総論Ⅱ	1	
		臨床検査総論実習	2	
		検査管理総論	2	
		共 通	医療法規	1
	臨床技能実習		1	
	電子計算機概論			2
	電子計算機概論実験			1
	専門外国語		2	
	病態栄養と臨床検査		1	
	※健康食品学			2
	※健康食品法規			1
	国際医療活動論			1
	小 計		7 1	9
	卒業研究	卒業研究	4	
小 計		4		
合 計		8 8	1 9	

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目及び専門科目の中から5単位を履修する。

2 健康食品管理士認定試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

## 2. 医科栄養学科取得単位と資格について

- (1) 栄養学士号修得に要する取得単位は、教養教育科目については43単位、専門教育科目については、91単位（うち必修科目84単位、選択科目のうち7単位）計134単位とする。

栄養学士号取得（卒業）すると、栄養士免許の資格が取得できる。

- (2) 教養教育科目43単位、専門教育科目101単位（必修科目84単位、選択科目は表1において\*印を付した科目17単位）を修得した場合は、栄養士の資格を取得するとともに、管理栄養士国家試験の受験資格を取得することができる。

\* 以上の各資格取得のための単位取得必要条件を本学のカリキュラム上の科目名と単位数で示したものが表2である。

### 管理栄養士国家試験の科目

社会・環境と健康

人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

食べ物と健康

基礎栄養学

応用栄養学

栄養教育論

臨床栄養学

公衆栄養学

給食経営管理論

上記単位を取得しなければ、いうまでもなく、卒業や国家試験受験資格を失い、しかも栄養士業務に関わる就職は不可能である。

- (3) 本学卒業生は食品衛生管理者及び食品衛生監視員資格に採用されるための任用資格が与えられる。

表1 資格取得のための必要単位数と科目について

科 目 名	単 位 数		*管理栄養士必修
	必 修	(選 択)	
公衆衛生学	4		
保健医療福祉学	2		
栄養情報処理学実習		(1)	*
公衆衛生学実習	1		
栄養公衆衛生学演習	1		
人体構造機能学	4		
生化学・分子生物学	2		
臨床医学入門	4		
微生物学	2		
生物有機化学	2		
人体構造機能学実習	1		
生化学実験	2		
微生物学実習	1		
栄養生物学	2		
食品学基礎	4		
食品プロセス学	2		
食品衛生学	2		
食品素材学		(2)	
食品学実験		(2)	*
食品プロセス学実習	1		
食品衛生学実習	1		
食品健康学演習	1		
基礎栄養学	2		
基礎栄養学実習	1		
栄養生理機能学	2		
ライフステージ栄養学	2		
応用栄養学	2		
栄養生理機能学実習	1		
応用栄養学実習	1		
応用栄養学演習	1		
栄養カウンセリング論	2		
栄養教育論1	2		
栄養教育論2		(2)	*
栄養教育論実習	1		
臨床栄養学	4		
臨床栄養アセスメント	1		
臨床栄養管理学		(2)	*
栄養と薬		(2)	*
臨床栄養学実習	1		
病態栄養学実習	1		
データ解析学	1		
食事管理学	1		
経腸栄養管理学	2		
疾患栄養管理学Ⅰ	2		
疾患栄養管理学Ⅱ	2		
公衆栄養学	2		
地域公衆栄養学		(2)	*
公衆栄養学実習	1		
実践栄養学演習		(1)	*
給食栄養管理論	2		
給食運営管理論	2		
給食栄養管理論実習	1		
給食運営管理論実習	1		
臨床栄養学総合演習		(1)	*
ライフステージ栄養学総合演習		(1)	*
臨床栄養管理学実習(病院)		(2)	*
公衆栄養学実習(保健所等)		(1)	*
給食経営管理論実習(学校)	1		
卒業研究(実験)	3		
外書講読		(2)	
栄養英語		(2)	
合計	84	23	*17

卒業必要単位 必修 84単位 選択 7単位以上  
 栄養士資格 必修 84単位 選択 7単位以上  
 管理栄養士 必修 84単位 選択 \*印の17単位を全て含む

表2 標準単位修得表

専門基礎分野

教育内容	科目名	単位数	年度 / 年次								備考
			平成32年度 4年次		平成31年度 3年次		平成30年度 2年次		平成29年度 1年次		
	授業科目			前	後	前	後	前	後		
社会・環境と健康	公衆衛生学	4				2	2				
	保健医療福祉学	2		2							
	栄養情報処理学実習	(1)	(1)								
	公衆衛生学実習	1			1						
	栄養公衆衛生学演習	1		1							
	社会・環境と健康の小計	8(1)	(1)	3	1	2	2				
専門基礎分野 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	人体構造機能学	4						2	2		
	生化学・分子生物学	2						2			
	臨床医学入門	4				2	2				
	微生物学	2					2				
	生物有機化学	2							2		
	人体構造機能学実習	1				1					
	生化学実験	2				1	1				
	微生物学実習	1		1							
	栄養生物学	2		2							
人体の構造と機能及び疾病の成り立ちの小計	20		3		4	5	4	4			
食べ物と健康	食品学基礎	4						2	2		
	食品プロセス学	2				2					
	食品衛生学	2				2					
	食品素材学	(2)			(2)						
	食品学実験	(2)				(1)	(1)				
	食品プロセス学実習	1				1					
	食品衛生学実習	1		1							
	食品健康学演習	1		1							
	食べ物と健康の小計	11(4)		2	(2)	5(1)	(1)	2	2		
小計	39(5)	(1)	8	1(2)	11(1)	7(1)	6	6			

専門分野

教育内容	科目名	単位数	年 度 / 年 次								備考
			平成32年度 4 年 次		平成31年度 3 年 次		平成30年度 2 年 次		平成29年度 1 年 次		
	授 業 科 目			前	後	前	後	前	後		
基礎栄養学	基礎栄養学	2					2				
	基礎栄養学実習	1		1							
	基礎栄養学の小計	3		1			2				
応用栄養学	栄養生理機能学	2				2					
	ライフステージ栄養学	2		2							
	応用栄養学	2					2				
	栄養生理機能学実習	1					1				
	応用栄養学実習	1					1				
	応用栄養学演習	1		1							
	応用栄養学の小計	9		3		2	4				
栄養教育論	栄養カウンセリング論	2				2					
	栄養教育論 1	2		2							
	栄養教育論 2	(2)			(2)						
	栄養教育論実習	1			1						
	栄養教育論の小計	5(2)		2	1(2)	2					
臨床栄養学	臨床栄養学	4		2	2						
	臨床栄養アセスメント	1			1						
	臨床栄養管理学	(2)		(2)							
	栄養と薬	(2)			(2)						
	臨床栄養学実習	1			1						
	病態栄養学実習	1			1						
	データー解析学	1				1					
	食事管理学	1			1						
	経腸栄養管理学	2		2							
	疾患栄養管理学Ⅰ	2		2							
	疾患栄養管理学Ⅱ	2		2							
臨床栄養学の小計	15(4)		8(2)	6(2)	1						
公衆栄養学	公衆栄養学	2					2				
	地域公衆栄養学	(2)		(2)							
	公衆栄養学実習	1			1						
	実践栄養学演習	(1)		(1)							
	公衆栄養学の小計	3(3)		(3)	1		2				
給食経営管理論	給食栄養管理論	2					2				
	給食運営管理論	2			2						
	給食栄養管理論実習	1		1							
	給食運営管理論実習	1			1						
	給食経営管理論の小計	6		1	3		2				
総合演習	臨床栄養学総合演習	(1)			(1)						
	ライフステージ栄養学総合演習	(1)			(1)						
	総合演習の小計	(2)			(2)						
臨地実習	臨床栄養管理学実習(病院)	(2)	(2)								
	公衆栄養学実習(保健所等)	(1)	(1)								
	給食経営管理論実習(学校)	1	1								
	臨地実習の小計	1(3)	1(3)								
その他	卒業研究(実験)	3	3								
	外書講読	(2)	(2)								
	栄養英語	(2)					(2)				
	その他の小計	3(4)	3(2)				(2)				
	専門分野の小計	45(18)	4(5)	15(5)	11(6)	5	10(2)				
	合 計	84(23)	4(6)	23(5)	12(8)	16(1)	17(3)	6	6		

### 3. 養護教諭一種免許状取得に関する単位修得要領

#### (1) 基礎資格

学士の学位を有すること。

#### (2) 所要単位数

科目区分	教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目
単位数	8	28	21	7

単位数；必要最低単位数を示す。

#### (3) 法令で規定された単位数

##### ① 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目（教養教育科目）	
科目	単位数	授業科目 [授業題目]	単位数
日本国憲法	2	生活と社会 [憲法と人権]	2
		〃 [憲法と人権Ⅰ]	2
		〃 [憲法と人権Ⅱ]	2
体育	2	ウェルネス総合演習	2
外国語コミュニケーション	2	英語	2
		英語以外の外国語科目	2
情報機器の操作	2	情報科学 [情報科学入門]	2

##### ② 養護に関する科目

免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開設授業科目	
科目	授業科目	単位数
衛生学及び公衆衛生学 (予防医学を含む。)	○衛生学	1
	○保健学概論	1
	○健康管理論	1
	○病理学Ⅰ	1
	産業保健・看護論	1
	保健医療福祉行政論	3
	疫学	2
学校保健	○学校保健論	1
	○地域看護学概論	1
	疾病論Ⅶ	1
	リスクマネジメント	1
養護概説	○養護概説Ⅰ	1
	○養護概説Ⅱ	1
健康相談活動の理論及び方法	○健康相談活動	1
	○人間関係論	1
	子どものメンタルヘルス	1
	ヘルスアセスメント	1

免許法施行規則に定める科目	左記に対応する開設授業科目	
科 目	授 業 科 目	単位数
栄養学（食品学を含む。）	○生化学Ⅰ	1
	○栄養学	1
解剖学及び生理学	○解剖生理学Ⅰ	1
	○解剖生理学Ⅱ	1
	解剖生理学Ⅲ	1
	解剖生理学Ⅳ	1
「微生物学，免疫学，薬理概論」	○薬理学	1
	疾病論Ⅱ	1
	○疾病論Ⅲ	1
	免疫学Ⅰ	1
精神保健	○精神保健	1
	○精神看護学概論	2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	○看護学概論	2
	看護理論	1
	看護技術Ⅰ	1
	看護技術Ⅱ	2
	看護技術Ⅲ	1
	基礎看護学実習Ⅰ	1
	基礎看護学実習Ⅱ	2
	看護統合実習	2
	成人看護学概論	2
	成人援助論Ⅰ	2
	成人援助論Ⅱ	2
	成人看護学実習Ⅰ	2
	成人看護学実習Ⅱ	4
	母性看護学概論	2
	母性援助論	2
	母性看護学実習	2
	小児看護学概論	2
	小児援助論	2
	小児看護学実習	2
	精神看護援助論	2
	在宅看護学概論	2
	在宅看護援助論	2
	在宅看護学実習	2
	公衆衛生看護学概論	2
	公衆衛生看護援助論	3
	○医療安全管理学	1

### ③ 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目		左記に対応する開設授業科目	
科目	各科目に含める必要事項	授業科目	単位数
教職の意義等に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職の意義及び教員の役割</li> <li>・教員の職務内容（研修，服務及び身分保障等を含む。）</li> <li>・進路選択に資する各種の機会の提供等</li> </ul>	教師論	2
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育学概論	2
	・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育心理学	2
	・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項	教育の制度と経営	2
教育課程に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	2
	・道徳及び特別活動に関する内容	道徳教育	2
		特別活動論	2
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法学	2	
生徒指導及び教育相談に関する科目	・生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	2
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2
教職実践演習		教職実践演習（養護教諭）	2
養護実習		事前事後指導	1
		養護実習（3週間）	4

#### (4) 履修上の注意

- ① 「養護に関する科目」の○印は，すべて履修すること。
- ② 「教職に関する科目」として開設されている授業科目は，すべて履修すること。
- ③ 「養護又は教職に関する科目」の所要単位は，「養護に関する科目」として開設されている授業科目から選択履修し，修得すること。

#### (5) 養護実習の受講資格

養護実習は第4年次に行う。

受講資格は次のとおり。

- ① 「養護実習」を履修する前年度までに，「養護に関する科目」のうち「養護概説Ⅰ」，「養護概説Ⅱ」，「健康相談活動」，「医療安全管理学」の4単位，及び「教職に関する科目」のうち「教職実践演習（養護教諭）」，「養護実習」を除く14単位を修得していること。
- ② 養護実習事前指導を受講していること。

## 4. 気象警報等が発表された場合の授業の休講措置に関する申合せ

台風等により、気象警報等が徳島県徳島市に発表された場合の徳島大学における授業の休講措置は、次のとおりとする。

- 1 昼間に開講する授業については、午前7時に「暴風警報と大雨警報」、「暴風警報と洪水警報」、「大雪警報」(以下「警報」という。)又は特別警報(波浪特別警報を除く。以下同じ。)が発表中の場合は、午前の授業を休講とする。午前11時に警報又は特別警報が発表中の場合は、午後の授業を休講とする。
- 2 夜間に開講する授業については、午後4時に警報又は特別警報が発表中の場合は、すべて授業を休講とする。
- 3 授業開始後に警報が発表された場合は、次の時限以降の授業を休講とする。ただし、特別警報が発表された場合は、直ちに休講とする。
- 4 前3項に定める以外の場合又は特別な事情がある場合は、学部にあつては各学部長(教養教育にあつては教養教育院長)、大学院にあつては各教育部長(以下「各学部長等」という。)が措置を決定する。
- 5 第1項から第4項までの措置により、休講となった授業の補講については、各学部長等が別に定める。
- 6 この申合せに定めるもののほか、授業の休講措置に関し必要な事項は、各学部長等が別に定める。

### 附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

## 5. 徳島大学単位認定試験における学生の不正行為防止に関する基本方針

平成27年11月17日

学 長 裁 定

改正 平成28年4月1日

### 1 目的

この基本方針は、単位認定に関する試験（以下「単位認定試験」という。）における不正行為を未然に防止することを目的とする。

### 2 不正行為の未然防止

試験監督者は、単位認定試験の実施に当たり、禁止する行為を事前に説明し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、次の不正行為の未然防止に努める。

- (1) カンニング（カンニングペーパー、IT機器、参考書又は他の受験者の答案等を見ること、他の人から答を教わることなど）をすること。また、答を教えたり、カンニングに協力したりすること。
- (2) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- (3) 試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。
- (4) 他人のレポートを模写して、又はインターネット上のホームページや著書、論文等から他人の意見や図表等を盗用、剽窃して単位認定に係るレポートを作成すること。
- (5) 単位認定に係るレポートや小テスト等の代筆を行うこと及び代筆を依頼すること。
- (6) その他、単位認定試験の公平性を損なう行為をすること。

### 3 不正行為に対する措置

不正行為を行った者に対しては、「試験における学生の不正行為に対する措置要項」に基づき、措置する。

### 4 不正行為に準ずる行為

授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行うことから、授業の出席確認において、代返をすること及び代返を依頼する行為は不正行為と見なして前項の措置を行うことがある。

### 5 その他

この基本方針によりがたい場合は、各学部長、各教育部長及び教養教育院長の判断により対応するものとする。

## 6. 試験における学生の不正行為に対する措置要項

第1条 授業科目修了の認定に関する試験（追試験，再試験を含む。以下「試験」という。）で不正行為（不正行為のほう助を含む。以下同じ。）をした者に対しては，徳島大学学則第52条の規定により懲戒を行うほか，この要項により措置するものとする。

第2条 試験において不正行為をした者に対しては，その学期中に履修した全授業科目の成績を取り消し，改めて所定の授業科目を履修させなければならない。

第3条 試験場内で不正行為をしたと認められた者に対しては，監督者が直ちに退場を命ずる等適宜の措置をしなければならない。

2 監督者は，前項の措置を行ったときは，速やかに詳細な経緯を当該学生の所属する学部長に報告しなければならない。

第4条 前条第2項により監督者から報告を受けた学部長は，不正行為に係る事実を調査し，その結果を教授会の議に付し，その審議の経過及びその結果並びにこれに対する意見を学長に報告しなければならない。

2 不正行為が教養教育の授業科目に該当する場合は，学部長は，速やかに不正行為に係る事実調査の結果を教養教育院長に通知するものとする。

### 附 則

この要項は，平成28年4月1日から実施する。

## 7. 不正行為禁止の告示について（学生通知用）

平成25年12月12日

医 学 部 長

講義や実習、試験等において、不正行為を行った者は、「徳島大学学則」の規定による懲戒の対象となる場合があります。

次のような行為が不正行為に該当します。

### 1. 試験における不正行為

- 1) カンニング（カンニングペーパー、参考書、他の受験生の答案等を見ること、他の人から答えを教わること、他の人に答えを教えること）およびカンニングと疑われる行為をすること。
- 2) 使用を禁じられた用具を使用して問題を解くこと。
- 3) 試験場において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- 4) 試験場において、試験監督者等の指示に従わないこと。
- 5) その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

### 2. 講義・実習の受講ならびにレポート作成における不正行為

- 1) 講義や実習の出席確認において、代返をすること、ならびに代返を依頼すること。代返とは、他人の代わりに返事をする、署名すること、印を記入すること、学生証を出席システムに通すこと等である。
- 2) 講義や実習で他人の代わりにレポートや小テストを提出すること、ならびに他人に提出を依頼すること。
- 3) 出席登録後に体調不良等の正当な理由なく教室から退室し、授業を受講しないこと。
- 4) 出席はしていても講義や実習と関係のないことをしたり、おしゃべりや行動で講義や実習の妨げとなったりすること。
- 5) インターネット上のホームページから他人の意見をカット&ペーストし、引用元を明らかにすることなく自分の意見のようにレポートに書くこと。

### 3. 倫理・プロフェッショナリズムに関する不正行為

- 1) 遺体やその一部である標本、手術による摘出標本等に対して礼意を失した行為や倫理に反す

る行為を行うこと。具体的には、講義室・実習室における人体および人体標本、動物および動物標本、診療現場における診察ならびに臨床実習の状況を撮影・録画・録音したり、これらをインターネット上に掲載（ホームページ、ブログ、Facebook、LINE、ツイッター等を含む）したりすること。

2) 患者情報についての守秘義務に違反すること。具体的には、診療現場における診察ならびに臨床実習の状況を撮影・録画・録音したり、これらをインターネット上に掲載（ホームページ、ブログ、Facebook、LINE、ツイッター等を含む）したりすること。

#### 4. 著作権法に違反する行為

- 1) 教科書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製を行ったり、それらを配付したりすること。これらを代行業者等の第三者に依頼して行うことも著作権法上認められていない。例外として、授業等を担当する教員等やその授業等を受ける学習者自身が必要な限度内の部数をコピーし、出典を明示した上で、コピーする本人が授業の中で使用することは認められている。
- 2) 授業、研究会、学会等において、発表者や主催者の許可なく、発表自体を録画・録音したり、スライドやポスター等の発表物を撮影したり、配付したりすること。

## 8. 徳島大学休学許可の基準に関する申合せ

平成25年 7 月 17 日

大学教育委員会承認

1 この申合せは、学生の休学を制限するものではなく、学生にとってわかりやすい仕組みにすることを目的としている。

そのため、学生への制度の周知に際して、2(1)~(10)の例示以外の理由であっても指導教員等に相談するよう促すなど、適切に周知するものとする。

2 徳島大学学則第23条及び徳島大学大学院学則第23条の規定に基づく休学の許可について、次の各号のいずれかに該当し、2月以上就学できない者について休学を許可するものとする。

- (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
- (2) 学資の支弁が困難な場合（理由書）
- (3) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
- (4) 海外の教育・研究施設において修学する場合（受入先の証明書（写））
- (5) 自主的な海外留学や長期海外生活体験のための休学（理由書及び指導教員等の意見書）
- (6) 大学院における研究を継続するために必要な期間の休学（理由書及び指導教員等の意見書）
- (7) 勤務の都合（理由書）（夜間主コース及び大学院各教育部の学生のみを対象とする。）
- (8) 出産又は育児に従事する場合（母子健康手帳の写し等）
- (9) 家族の看病又は介護をする場合（理由書）
- (10) 公共的な事業に参加する場合（受入先の証明書（写））
- (11) 医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第7号に該当する者が、大学院医科学教育部の博士課程に入学するとき
- (12) その他、上記以外の理由により休学を希望する学生が、指導教員等と相談の上、教授会においてやむを得ない理由であると認められた場合（理由書及び指導教員等の意見書）

3 2(12)に示す「その他の理由」により休学の願い出があったとき、指導教員等はその内容に応じて学生の就学状況や学業成績、目的意識や心構えなどについて聴取して意見書を作成し、休学させても差し支えないと教授会で判断した場合は、必要に応じて指導を行った上で休学を認めることができるものとする。

- 4 入学前の休学手続きによる4月1日又は10月1日からの休学は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き認めないものとする。
- (1) 疾病又は負傷（医師の診断書）
  - (2) 災害等により修学困難と認められた場合（罹災証明書）
  - (3) 勤務の都合（理由書）（夜間主コース及び大学院各教育部の学生のみを対象とする。）
  - (4) 学部又は教育部の教授会が、当該学生の教育上極めて有意義と認めた場合（理由書）
- 5 学生から提出のあった理由書、診断書、各種証明書（写）等については、学長の許可を得る目的にのみ使用し、その取扱いについては細心の注意を払い、適正な管理と保護に努めるものとする。
- 6 休学の許可は、学部の教授会等で審議し、その内容を尊重して学長が決定する。
- 7 2の例示について、追加や削除の必要が生じたときは、大学教育委員会において審議し、決定する。

附 則

- 1 この申合せは、平成25年7月17日から実施する。
- 2 この申合せの施行日前に許可されている休学は、この申合せに定めるところにより許可されたものとみなす。

附 則

この申合せは、平成25年11月20日から実施する。

附 則

この申合せは、平成28年4月1日から実施する。

## 9. 履修科目の登録の上限について

大学では、1単位を修得するために、教員が教室等で授業を行う時間に加え、学生が予習や復習など教室外において学修する時間の合計で、標準45時間の学修を要する。

学修時間を確保し、授業で学んだ内容を深く身につけること、また、単位の実質化を図ること等といった観点から、本学では、履修科目の登録の上限を定めている。

医学部の各学科の履修科目の登録の上限は以下のとおりである。

### ■ 医学科

1年次では、1年間48単位までとする。ただし、以下に記載する科目については、履修科目の登録の上限を適用外とする。

適用除外科目：専門教育科目，S I H道場，自由科目

### ■ 医科栄養学科

1年次では、1年間48単位までとする。ただし、以下に記載する科目については、履修科目の登録の上限を適用外とする。

適用除外科目：専門教育科目，S I H道場，自由科目

### ■ 保健学科

教養教育科目については、1年間45単位までとする。ただし、以下に記載する科目については、履修科目の登録の上限を適用外とする。

適用除外科目：専門教育科目，S I H道場，教職に関する科目，自由科目，集中講義

## 10. 徳島大学標準G P Aについて

本学では、国際的に用いられている「標準G P A」を導入している。換算式は以下のとおりである。

換算式

・ G P (Grade Point) : 成績評価

90点以上 = 4

80点以上90点未満 = 3

70点以上80点未満 = 2

60点以上70点未満 = 1

60点未満 = 0

評語については、秀 (90点以上)、優 (80点以上)、良 (70点以上) 及び可 (60点以上) に区分する。

・ G P A (Grade Point Average) : 学生が取得した科目の成績を集約した値

$$G P A = \frac{\text{(評価を受けた各授業科目で得たG P} \times \text{当該授業科目の単位数) の合計}}{\text{評価を受けた各授業の単位数の合計}}$$

G P Aは、学期と通算について算定する。

・ G P C (Grade Point Class Average) : 教員が学生に付与した成績評価を集約した値

$$G P C = \frac{\text{(G P} \times \text{当該G Pを受けた人数) の合計}}{\text{当該授業科目の履修登録者数}}$$

※ 正規の手続きによる履修取り消し科目は含めない。



## 第二章

# 事務窓口及び諸手続き



# 1. 委員及び事務部

学生に関する委員等

学 部 長	学部の代表者であり学部の教授のうちから選出される。
教 授 会	学部の運営上重要な事項を審議する機関で、医学部（大学病院を含む。）の専任教授をもって組織する。
教 務 委 員 会	教育課程及び授業に関する企画，審議並びに進級，卒業の認定等学生の学習に関する事項の助言指導を行うための委員会である。
学 生 委 員 会	学生の経済，保健，課外活動等の諸問題に関し，集团的，個人的に指導，相談，調査検討するための委員会である。

事 務 部

係 名	学 生 と 関 係 の 深 い 主 な 事 務	
事 務 部 長	事務部の事務を掌理する。	
医 学 部 学 務 課	医学部学務課長	学務課の事務を総括する。
	副 課 長	教育改革に関すること。 学務関係規則の整備に関すること。
	第 一 教 務 係 (088-633-7028) (088-633-7029) (088-633-9649)	医学科・医科栄養学科担当 1. 入学者の選抜に関すること。 2. 学生の入学及び卒業に関すること。 3. 学籍に関すること。 4. 授業及び試験に関すること。 医科学教育部，栄養生命科学教育部担当 1. 大学院学生の募集及び入学試験に関すること。 2. 大学院学生の入学，休学，退学，転学及び修了に関すること。 3. 大学院学生の学籍に関すること。 4. 大学院の教育課程に関すること。 5. 大学院学生の授業，試験及び成績に関すること。 6. 学位並びに学術研究に関すること。 7. 解剖体の事務に関すること。 8. 学部学生並びに大学院学生の諸証明に関すること。
	学 生 係 (088-633-7030) (088-633-7982)	1. 奨学生の推薦及び授業料の減免等に関すること。 2. 学生の休学，退学及び転学に関すること。 3. 学生の諸証明等に関すること。 4. 学生の宿所に関すること。 5. 学生の健康管理並びに体育運動施設に関すること。 6. 学生のアルバイト及び就職あっせんに関すること。 7. 学生の団体，集会，出版及び掲示に関すること。 8. 学生の課外活動に関すること。 9. その他の福利厚生及び補導に関すること。

係	名	学 生 と 関 係 の 深 い 主 な 事 務
医 学 部 学 務 課	第 二 教 務 係 (088-633-9009)	保健学科担当 1. 学生の諸証明に関する事。 2. 入学者の選抜に関する事。 3. 学生の入学及び卒業に関する事。 4. 学籍に関する事。 5. 授業及び試験に関する事。 大学院保健科学教育部担当 1. 大学院保健科学教育部学生の募集及び入学試験に関する事。 2. 大学院保健科学教育部学生の入学、休学、退学、転学及び修了に関する事。 3. 大学院保健科学教育部学生の学籍に関する事。 4. 大学院保健科学教育部の教育課程に関する事。 5. 大学院保健科学教育部学生の授業、試験及び成績に関する事。 6. 学位並びに学術研究に関する事。
会 計 課	経 理 係 (088-633-9553)	授業料等の納付に関する事。

## 2. 証明書等について

### (1) 学生証

学生証は学生の身分を証明するものですので、常時携帯してください。

試験の受験時、成績の受領時、附属図書館への入館、図書の見学・借出、学生割引乗車券の購入時等のすべてにわたり、身分の確認に必要です。また、本学の教職員より提示請求があった場合はいつでも提示してください。

万一、汚損又は紛失した場合は直ちに所定の手続きを取り再交付を受けてください。

### (2) 各種証明書の発行

以下の各種証明書の発行申請については、所定の『証明書交付願』により必要とする日の3日前（申請日、土曜日、日曜日及び祝日は除く）までに、手続きをしてください。英文証明書等については必要とする7日前までに手続きをしてください。

- (a) 卒業証明書
- (b) 修了証明書
- (c) 通学証明書
- (d) その他必要とする証明書

#### 証明書自動発行機で発行するもの

以下の各種証明書の発行については、医学部玄関ホールに設置された証明書自動発行機で入手してください。利用に際し、学生証が必要です。

- (a) 学校学生生徒旅客運賃割引証※
- (b) 在学証明書
- (c) 成績証明書
- (d) 卒業見込証明書
- (e) 健康診断書

#### ※学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）

学割証は、修学上の経済的負担の軽減と学校教育の振興に寄与することを目的として設けられた制度です。医学部玄関ホールにある証明書自動発行機により入手できます。この制度を十分に理解し、他人に譲渡したり不正使用等を絶対しないでください。

- (a) 年間10枚を限度として使用できます。

(b) 学割証の発行は、原則として次の目的により旅行する場合です。

- ・ J R の片道営業キロが101キロ以上の旅行
- ・ 休暇等による帰省
- ・ 正課の教育活動（実習を含む）
- ・ 課外活動
- ・ 就職又は進学のための受験等
- ・ 見学又は行事等への参加
- ・ その他大学が修学上適当と認めた教育活動

### 3. 休学，復学，退学等の手続き

休学，復学，退学等を希望する学生は，就学上いろいろな問題が生じるので事前に，必ず各自のクラス担任又は学生委員とよく相談して，生じると考えられる問題について助言指導を受けてください。

学生→クラス担任又は学生委員に相談→学生係で所定用紙の交付を受ける。

→願出用紙に指導教員，保証人及び本人の署名→学生係へ提出（希望日の1ヶ月以上前）

#### (1) 休 学

- ① 疾病その他一身上の都合により2か月以上就学できないときは，医師の診断書（疾病）又は詳細な理由書（一身上の都合）を添えて学長に願い出て，その許可を受けて休学することができます。
- ② 休学は，1年を超えることはできません。ただし，特別な理由がある者には，更に引き続き，1年以内の休学を許可することがあります。
- ③ 休学期間は，通算して4年（医学科生は6年）を超えることはできません。
- ④ 休学期間は，在学期間に算入しません。

注）休学者の授業料

休学を許可された者は，授業料について次の措置がとられます。

ア 休学願の受理された日が3月，4月，9月又は10月の場合は受理日の翌月から休学期間に応じた月割計算による授業料が免除されます。

イ 休学願の受理された日がア以外の月の場合は，受理日の属する期の授業料は徴収されます。

ウ 納付済の授業料は返還されません。

#### (2) 復 学

休学期間中にその理由が消滅した時は，学長の許可を得て復学することができます。ただし，その理由が疾病による場合は医師の診断書を必要とします。

#### (3) 退 学

退学しようとする時は，退学願に詳細な理由書を添えて提出し，学長の許可を得なければなりません。退学願を提出するその学期の授業料未納者は，退学願は提出できません。

注) 退学者の授業料

退学しようとするものは、退学を許可された日の属する期の授業料は徴収されます。

#### (4) 転 学 部

希望者は転学部願を提出し、当該学部の教授会の議を経て学長が許可することがあります。

転学部→事前に希望する学部の担当係へ相談すること。

#### (5) 改 姓（名）届

変更があれば、直ちに所定の届出用紙により報告してください。

#### (6) 除 籍

次の各項目の一に該当した場合は、教授会の議を経て学長が除籍します。

- ① 入学料の免除を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する期日までに納付しない者
- ② 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、納付しない者
- ③ 学則に定める在学期間を超えた者
- ④ 学則に定める休学期間を超えた者
- ⑤ 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

#### (7) 宿 所 届

毎年度の初めに宿所届を学生係へ提出してください。

#### (8) 住 所 変 更 届

学生への連絡は、原則として掲示によりますが、緊急を要する場合の連絡等に必要とするので、変更があれば、直ちに届け出てください。

保証人が住所変更した時も同様に『保証人住所変更届』により届け出てください。

## 4. 授業料納付，免除制度及び奨学金制度

### (1) 授業料納付

授業料は，前期分（4月～9月）と後期分（10月～3月）に区分し，次の期間に納付してください。

前期分→4月1日から4月30日まで（新生にあつては，入学許可日から4月30日まで）

後期分→10月1日から10月31日まで

納付方法→授業料代行納付（銀行口座からの引落としによる納付）

### (2) 授業料免除制度

奨学援助の方法として，授業料免除の制度があります。これは経済的な理由によって授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者，また，各期ごとの納期前6ヶ月（新生は1年）以内での学資負担者の死亡もしくは風水害等の災害を受け，授業料の納付が困難であると認められた場合には，前期・後期ごとに選考のうえ，授業料の全額または半額が免除されます。

なお，この制度の適用を受けるためには授業料免除申請手続きが必要です。

手続き方法については，各学部，学務部及び教養教育の掲示板に，前期分は2月上旬，後期分は7月上旬に掲示するので注意してください。

### (3) 奨学資金制度

#### 《日本学生支援機構》

日本学生支援機構は，人物，学業ともに優秀かつ健康であつて，学資の支弁が困難と認められる者に対して，貸与し，人材の養成と教育の機会均等の実現を図ろうとするものです。

奨学金の種類には『第一種奨学金（無利子）』及び『第二種奨学金（有利子）』があります。

奨学生の募集については，その都度学生用掲示板に提示しますが，春の定期募集は4月にあります。

注1. 奨学生は，「奨学生のしおり」を熟読し，奨学生としての責務を果たし，異動等が生じた時は速やかに所定の手続きをとること。

#### 2. 奨学金継続願の提出

奨学生は，毎年所定の月（12月頃）に継続願を提出し，審査を受ける必要があります。（変更される場合があるので，掲示を注意して見ること。）これを怠ると，奨学生の資格を失うので注意してください。

#### 《日本学生支援機構以外の奨学金》

地方公共団体及びその他の奨学金の募集が毎年3月～5月頃あるので，学生用掲示板を見てください。

## 5. 各 賞 に つ い て

### (1) 中田賞，児玉賞について

中田賞は，中田奨学基金取扱規則に基づき医学科学生に，また，児玉賞は，児玉奨学基金取扱規則に基づき，医科栄養学科学生に授与せられるもので，いずれも，学業成績，人物ともに優秀な者に対し，卒業時に授与される。

### (2) 看護学専攻賞，放射線技術科学専攻賞，すだち賞について

看護学専攻賞は看護学専攻学生に，放射線技術科学専攻賞は放射線技術科学専攻学生に，すだち賞は検査技術科学専攻学生に，授与せられるもので，いずれも，学業成績，人物ともに優秀な者に対し，卒業時に授与される。

### (3) 医学部優秀学生賞について

医学部優秀学生賞は，医学部優秀学生賞要項に基づき，医学科生・医科栄養学科生・保健学科生及び大学院生（医科学教育部・栄養生命科学教育部・保健科学教育部）の正課以外の各種活動等において顕著な功績があった学生又は学生団体に対し，毎年3月に授与される。

## 6. 図書館（蔵本分館）及び蔵本会館

### (1) 図書館（蔵本分館）について

徳島大学附属図書館は、常三島地区の本館と蔵本地区の蔵本分館とがあり、蔵本分館には、主に生命科学系の資料を所蔵している。学生証が図書館利用証を兼ねており、どちらの図書館も利用できる。また、広く一般にも公開されている。

#### ① 開館時間と休館日

##### (a) 開館時間

	月～金	土	日・祝日
授業期	8:30-21:00	10:00-17:00	10:00-17:00
休業期	8:30-17:00	10:00-17:00	休館

##### (b) 休館日

- 休業期間中の日曜・祝日
- 5月の連休
- 大学の夏季一斉休業日
- 年未年始
- 蔵書整理日
- その他臨時休館することがある。詳細は図書館ホームページまたは館内掲示を参照。

##### (c) 開館時間外特別利用

蔵本地区の教職員、院生及び学生のうち、開館時間外特別利用の申請をして許可を受けた者は、図書館閉館後や休館日の定められた時間内で、図書館資料の閲覧及び複写利用ができる。

#### ② 貸出・返却

##### (a) 貸出

冊数	期間	貸出期間の延長
5冊	14日以内	他に予約者がいない場合は、1回に限り貸出期間延長可能。

\*雑誌は原則として貸出しない。ただし一夜貸出は可。(17時から翌開館日10時まで。閉館時刻が17時以前の場合は閉館1時間前から貸出可能。)

(b) 返 却

本館・分館どちらの図書館でも返却できる。図書館閉館時は、玄関横のブックポストへ返却することができる。

返却が遅れた場合は、遅れた日数分、貸出ができなくなる。

(c) 予 約

読みたい図書が貸出中の場合、予約することができる。ただし、延滞中または貸出停止中の場合は申し込みできない。

(d) 本館の資料の取り寄せ

本館の図書を取り寄せることができ、分館の資料とは別に5冊14日以内借りることができる。ただし、延滞中または貸出停止中の場合は申し込みできない。雑誌扱いの資料は、コピーのみの取り寄せ（有料）となる。

③ 蔵 書

(a) 蔵 書 数

区 分	和 書	洋 書	計	備 考
図 書	113,339冊	104,140冊	217,479冊	平成28年4月1日 現 在
学 術 雑 誌	3,213種	3,288種	6,501種	”

(b) 電子図書館

ア 電子ジャーナル

学術雑誌の多くは、電子ジャーナルとして、インターネットで提供されており、徳島大学においても多数の電子ジャーナルを契約している。これらは、いつでも学内ネットワークを通じて利用できる。

イ データベース

各種文献目録は、膨大なデータベースとして提供されており、徳島大学においても、Scopus, SciFinder, 医中誌Web, メディカルオンラインなど多数契約している。電子ジャーナルの場合と同様に、学内ネットワークから自由に利用できる。

④ 利用支援サービス

(a) レファレンス、講習会

資料の利用のしかたや、あることがらについて調べる方法等の、レファレンスを常時受け付けている。また、図書館利用のためのオリエンテーションや館内案内ツアー、文献検索方

法や各種データベース等の利用説明会を開催している。希望があれば随時開催するので、図書館カウンターへ申し込むこと。

(b) 相互利用

求める資料が徳島大学内に無い場合は、他大学等から有料で図書や複写物を取り寄せることができる。図書館ホームページから入力、または申込書に記入してカウンターへ提出する。

(c) 購入希望

図書館に所蔵していない資料の購入を希望する場合は、図書館へ学生用図書購入希望を申し込むことができる。図書館ホームページから入力、または申込書に記入してカウンターへ提出する。

⑤ 資料の複写

著作権法で認められた範囲内で、資料を複写することができる。コピー機はコイン式のコピー機とプリペイドカード式のコピー機を設置している。カードは生協またはコピー機横の販売機で購入すること。

⑥ 館内施設

(a) パソコン

館内に40台設置している。情報センターが発行するCアカウントでログインし、レポート作成や文献検索に利用することができる。

(b) グループ学習室, ミーティングルーム

グループ学習のための部屋を6室設置している。

館内の予約用パソコン、または、蔵本分館ブログより予約すること。

⑦ 図書館からのお知らせ

図書館ホームページや館内掲示板・ブログなどに図書館からのお知らせを掲載する。その他、図書館メールマガジンを毎月1回発行している。

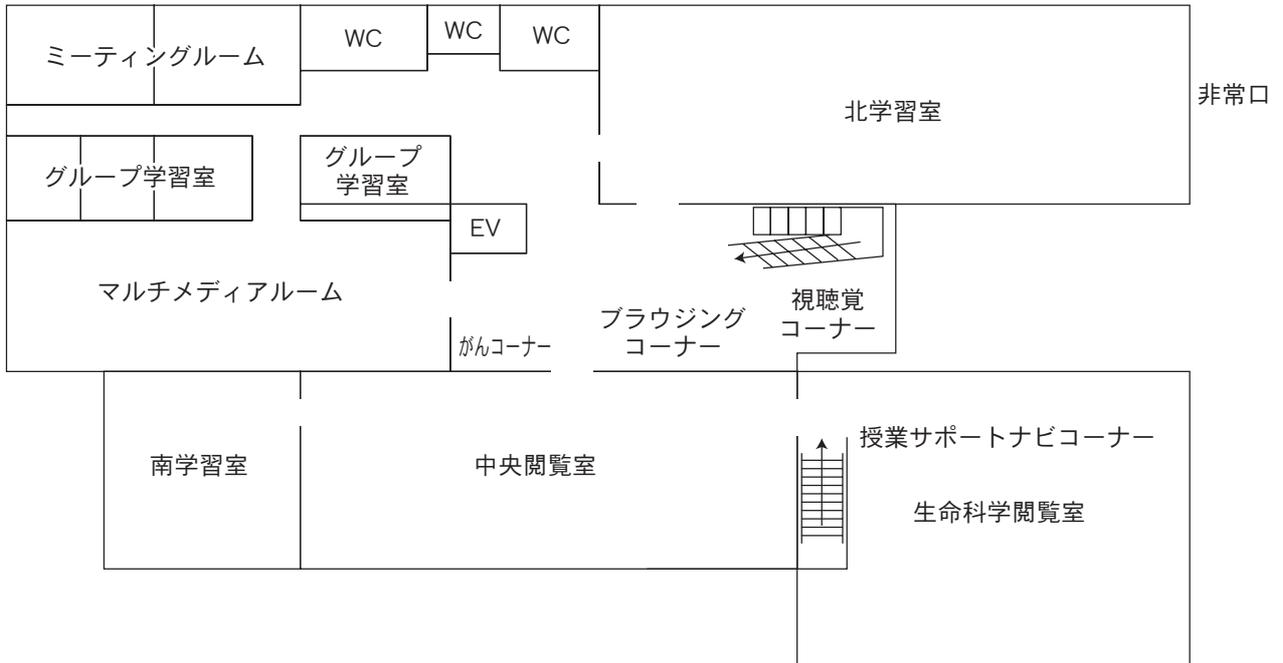
●図書館ホームページ <http://www.lib.tokushima-u.ac.jp/>

●携帯版図書館ホームページ <http://opac.lib.tokushima-u.ac.jp/limedia/i/>

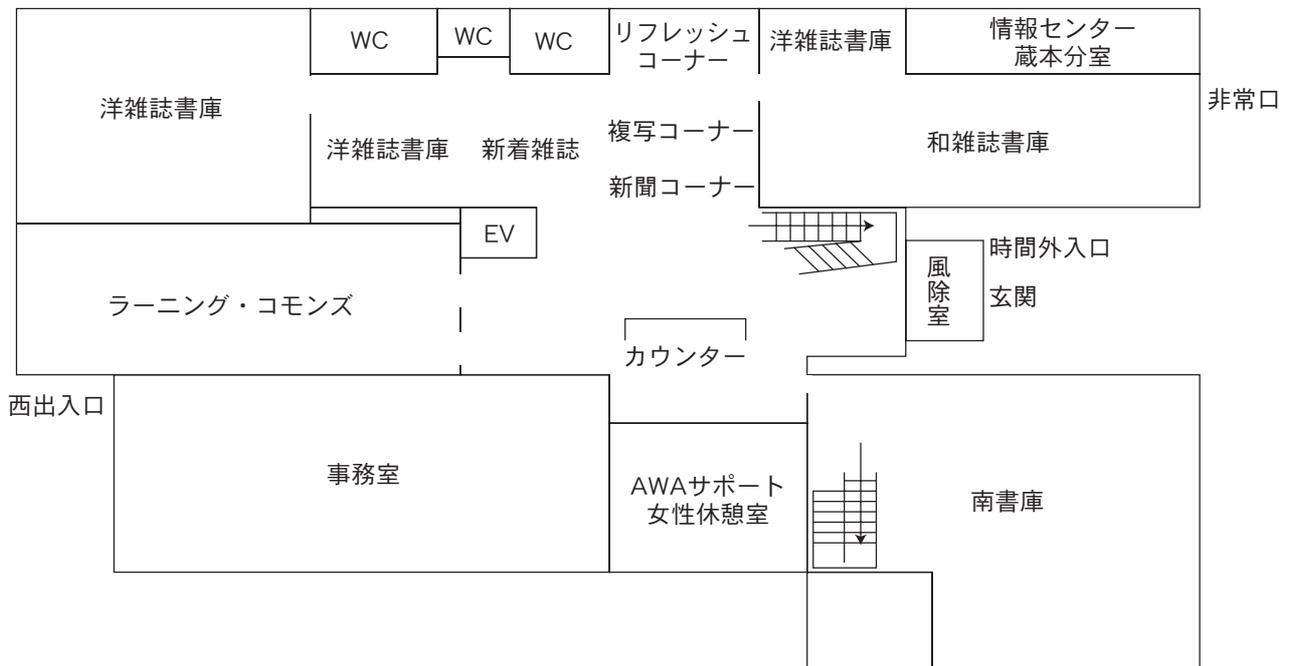
●蔵本分館ブログ（徳島大学附属図書館蔵本分館日誌） <http://tokudaibunkan.blogspot.jp/>

# 蔵本分館平面図

2 F



1 F



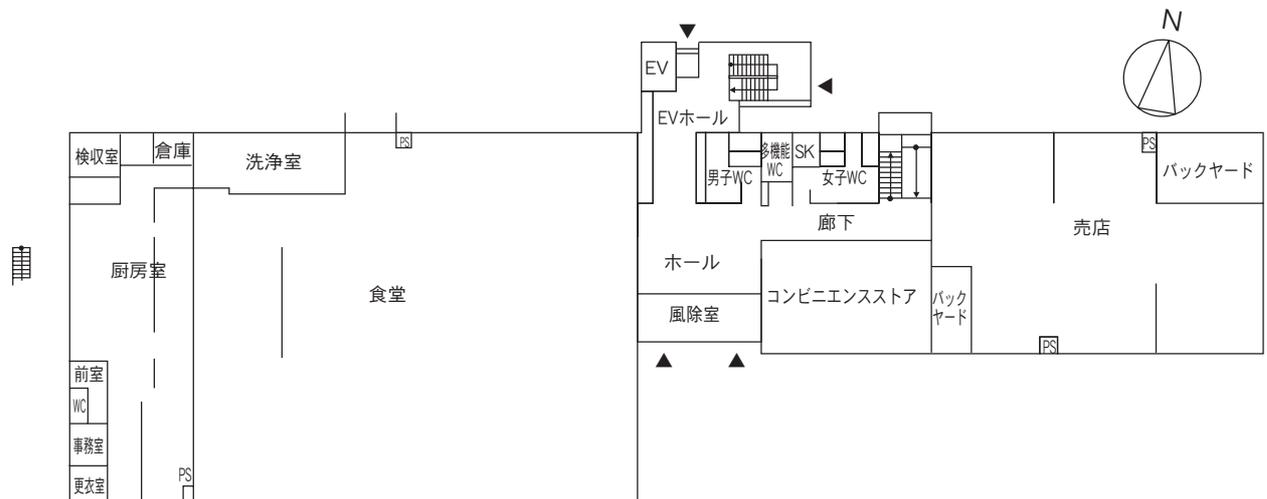
## (2) 蔵本会館について

蔵本地区に、学生と教職員との人間関係を緊密にするとともに、学生と教職員の福祉を推進するため「蔵本会館」が設置されています。

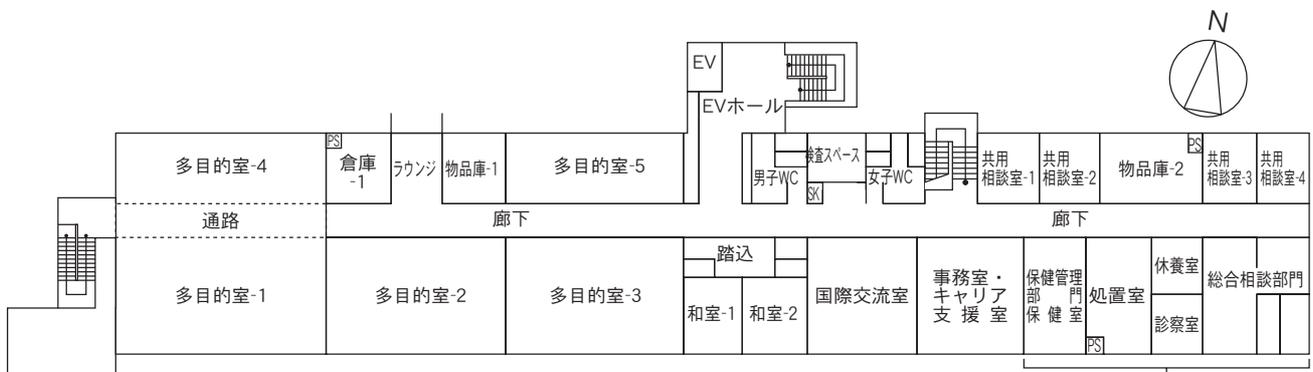
この会館は2階建てで、1階には、食堂、コンビニエンスストア及び文具をはじめ幅広い日用品・書籍を販売する売店があり、2階には、共用相談室・多目的室・和室の社交施設と保健管理・総合相談センター、国際交流室、キャリア支援室等の施設があります。

保健管理・総合相談センターには、保健管理部門と総合相談部門があり、月～金の8時30分～17時15分まで看護師による健康相談、応急処置、健康チェック及び臨床心理士によるカウンセリングなどを受けることができます。

### 蔵本会館平面図



#### 1 階



#### 2 階

保健管理・  
総合相談センター

## 蔵本会館の施設の内容

種 類	目 的	1 階 2 階の別	
共用相談室 1 ~ 4	学生, 教職員が相談し, 会合する室	2	
課 外 活 動 施 設	多目的室 1 ~ 4	集会・会議・講演会・映画会等を行う室	2
	和室	主として和室を必要とするサークルの活動の場として使用する室	2
	物品庫 1・2	課外活動用品を保管する室	2
	事務室	職員が執務し, 各室の使用手続, 用具の貸出しを行う	2
	倉庫・物置ホール等		1・2
福 利 施 設	食堂	学生, 教職員に対する食事の提供	1
	コンビニエンスストア	学生, 教職員に対する日用品の提供	1
	売店	学生, 教職員に対する生活必需品・書籍の販売	1
保 健 施 設	保健管理部門室 保健処置室 保健養察室 総合相談部門	看護師が健康相談, 応急処置, 健康チェックを行う室	2
	総合相談部門	学生, 職員の悩みや相談に対応する室	2
国際交流室	留学生をサポートする室	2	
キャリア支援室	学生の就職支援をする室	2	

### (3) 運動施設, その他

運動場（野球, ラグビー場兼用） 1 面

テニスコート 5 面

その他, 体育場, 柔道場, 剣道場, 弓道場等がある。

## 7. そ の 他

### (1) 学生教育研究災害傷害保険について

教育研究活動中における不慮の災害事故による学生の傷害に対する救済措置として「学生教育研究災害傷害保険」に一括加入することとしている。

不幸にして災害傷害が起きた場合は、学務部を通じ保険会社へ請求することとなるが、手続き等については事故発生後、早急に学務課学生係に問合せること。

### (2) 学 生 金 庫

学生で、学資金の窮迫している者又は緊急の出費を必要とする者に対して一時援助をするために行う貸付金の制度です。詳細に関しては、学務部（学生後援会）へ相談してください。

- ① 貸付限度額は10口（1口 10,000円）までとします。
- ② 貸付期間は、貸付日より90日以内とします。
- ③ 貸付金は無利子、無担保とします。

### (3) 講義室の使用について

授業及び大学の行事等に差し支えないときに限り、使用許可を受けたのちに使用することができます。

使用許可申請は、使用日の3日前までとします。

### (4) 健 康 管 理

定期健康診断は、保健管理・総合相談センターの実施計画に基づき、徳島大学病院医師の協力を得て実施しています。

毎年4月下旬から5月下旬にかけて学部学年ごとに日を決めて行っています。これは、学校保健法で定められているものですから、必ず受診してください。

### (5) 交通事故の防止

最近、学生の交通事故が多発しています。

本学学生の中にも、交通事故の当事者となり、身体的及び精神的な打撃を受けて就学に支障を来している者がいますので、交通法規を守り交通事故防止に細心の注意を払うよう努めてください。

また、蔵本地区では交通事故防止、良好な教育・研究環境を保持するため、以下のような自動車

通学，構内におけるオートバイの走行，オートバイ及び自転車の駐輪等の規制を行っているので，厳守してください。

下記の項目を守ってください。

① オートバイは，専用入口から入構し，駐輪場に整然と駐輪してください。また，構内の走行は注意してください。

② 自転車は，必ず所定の駐輪場に整然と駐輪してください。

建物玄関付近及び通路等への不法な駐輪を繰り返した場合には，乗り入れを禁止します。

③ 自動車通学は，原則として禁止します。

正当な理由により登録して許可された車は，駐車場へ駐車してください。

万一，交通事故が発生した場合は，当事者は加害者・被害者を問わずクラス担任及び学生係に事故の内容を報告するとともに，交通事故報告書を学生係へ届け出てください。

## (6) 学生ロッカーについて

学生各人の希望者（1年生は除く）に，ロッカーを貸与し使用できるようにしています。

ロッカーの使用に当たっては，特に火災・盗難，カギの紛失に注意をしてください。

## (7) 留意事項

① 学生の電話口への呼び出しは一切行わないので，家族，知人等にも周知しておいてください。

② 学生個人宛の郵便物等は，原則として取り扱いません。

③ 蔵本地区敷地内での喫煙は禁止します。

④ 盗難には十分注意し，貴重品等の所持品は，自己管理してください。

⑤ 学内における交通事故，盗難被害，遺失物及び拾得物は，速やかに学生係まで届け出てください。

⑥ 火気には十分に注意してください。

## 第三章

# 關係諸規則等



# 1. 徳 島 大 学 学 則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目 的

(目的)

第 1 条 徳島大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の精神に則り、有為な人材を育成し、学術の研究を推進し、社会貢献を果たし、もって人類の福祉と文化の向上に貢献することを目的とする。

2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について定め、公表するものとする。

### 第 2 節 組 織

(学部、学科及び講座等)

第 2 条 本学に次の学部及び学科を置き、それぞれの学科に講座を置く。

総合科学部                      社会総合科学科

医 学 部                              医学科

医科栄養学科

保健学科

歯 学 部                              歯学科

口腔保健学科

薬 学 部                              薬学科

創製薬科学科

理 工 学 部                              理工学科

生物資源産業学部              生物資源産業学科

2 講座については、別に定める。

3 医学部保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(大学院)

第 3 条 本学に大学院を置き、次の教育部を置く。

総合科学教育部

医科学教育部

口腔科学教育部

薬科学教育部

栄養生命科学教育部

保健科学教育部

先端技術科学教育部

2 大学院に、次の研究部を置く。

社会産業理工学研究部

医歯薬学研究部

3 大学院については、別に定める。

(教養教育院)

第3条の2 本学に、本学、各学部及び大学院教育部の学位授与の方針に沿った教養教育の運営・質保証を担う責任部局として、教養教育院を置く。

2 教養教育院については、別に定める。

(先端酵素学研究所)

第3条の3 本学に、酵素を基盤とした疾患生命科学研究を行うことを目的として、先端酵素学研究所を置く。

2 先端酵素学研究所は、国立大学の教員その他の者で同研究所の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものとする。

3 先端酵素学研究所については、別に定める。

(共同教育研究施設等)

第4条 本学に共同教育研究等のため、次のセンター等を置く。

大学開放実践センター

情報センター

放射線総合センター

国際センター

総合教育センター

環境防災研究センター

地域創生センター

研究支援・産官学連携センター

AWAサポートセンター

教職教育センター

創新教育センター

埋蔵文化財調査室

2 前項のセンター等については、別に定める。

(四国産学官連携イノベーション共同推進機構)

第4条の2 本学に、国立大学改革強化推進補助金事業「四国5大学連携による知のプラットフォーム

「フォーム形成事業」の共同実施に関する協定書第3条第2項に基づき、四国地区の5国立大学が連携して、大学の研究の活性化と四国地域の活性化を図るため、四国産学官連携イノベーション共同推進機構（以下「四国共同機構」という。）を置く。

2 四国共同機構については、別に定める。

（附属図書館）

第5条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館については、別に定める。

（病院）

第5条の2 本学に医学、歯学及び薬学に関する教育研究並びに診療のため、病院を置く。

2 病院については、別に定める。

（附属教育研究施設）

第6条 本学に前条に規定するもののほか、次表のとおり教育部等附属教育研究施設を置く。

教育部等	附属教育研究施設
大学院薬科学教育部	附属医薬創製教育研究センター
大学院医歯薬学研究部	総合研究支援センター
先端酵素学研究所	藤井節郎記念医科学センター 糖尿病臨床・研究開発センター

2 前項の教育研究施設については、別に定める。

（事務組織）

第7条 本学に事務組織を置く。

2 事務組織については、別に定める。

（技術支援部）

第7条の2 本学に技術支援部を置く。

2 技術支援部については、別に定める。

第7条の3 削除

（保健管理・総合相談センター）

第7条の4 本学に保健管理・総合相談センターを置く。

2 保健管理・総合相談センターについては、別に定める。

（障がい者就労支援センター）

第7条の5 本学に障がい者就労支援センターを置く。

2 障がい者就労支援センターについては、別に定める。

（その他の組織）

第7条の6 第2条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、その他の組織を置くことができる。

2 前項の組織については、別に定める。

(職員の組織)

第8条 本学の職員は、次のとおりとする。

学 長  
副 学 長  
病 院 長  
教 授  
准 教 授  
講 師  
助 教  
助 手  
事務職員  
教務職員  
技術職員

2 職員の職務は、学校教育法その他法令に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(教員組織の編成)

第9条 教員組織は、本学の教育研究上の目的を達成するため、組織の設置目的に応じて必要な教員をもって編成する。

2 教員組織の編成について必要な事項は、別に定める。

第3節 教育研究評議会、部局長会議、教授会等

(教育研究評議会)

第10条 本学の教育研究に関する重要事項は、教育研究評議会で審議する。

2 教育研究評議会については、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(部局長会議)

第10条の2 本学に部局長会議を置く。

2 部局長会議については、別に定める。

(教授会)

第11条 各学部、教養教育院、先端酵素学研究所及び病院に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

(委員会等)

第12条 本学に大学教育委員会、学生委員会、入学試験委員会その他必要な委員会等（以下「委員会等」という。）を置く。

2 委員会等については、別に定める。

(機構)

第12条の2 本学に、次の機構を置く。

教育機構

研究機構

社会貢献機構

経営機構

2 機構については、別に定める。

(特別な組織)

第12条の3 第10条から前条までに規定するもののほか、学長が必要と認める場合には、特別な組織を置くことができる。

2 特別な組織については、別に定める。

## 第2章 学 部 通 則

### 第1節 修業年限、在学期間及び収容定員等

(修業年限)

第13条 各学部の修業年限は、次のとおりとする。

総合科学部 4年

医学部 医学科 6年

医科栄養学科 4年

保健学科 4年

歯学部 歯学科 6年

口腔保健学科 4年

薬学部 薬学科 6年

創製薬科学科 4年

理工学部 4年

生物資源産業学部 4年

(修業年限の通算)

第13条の2 大学の学生以外の者が、大学入学資格を有した後に、科目等履修生として本学の一定の単位を修得し、その後に本学に入学する場合において、本学が当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、その単位数等に応じて、相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 本条に定めるもののほか、修業年限の通算については、各学部規則で定める。

(在学期間)

第14条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることができない。ただし、医学部医学科の学生にあっては、第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。歯学部歯学科の学生にあっては、第2年次までは4年、第3年次から第6年次までは8年を超えることができない。薬学部薬学科の学生にあっては、12年を限度とし、第3年次、第4年次、第5年次及び第6年次において、それぞれ4年を超えることができない。

(収容定員等)

第15条 各学部の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	第2年次 編入学定員	第3年次 編入学定員	収容定員
総合科学部	社会総合科学科	170			680
医 学 部	医 学 科	100			600
	医科栄養学科	50			200
	保健学科				
	看護学専攻	70		10	300
	放射線技術科学専攻	37		3	154
	検査技術科学専攻	17		3	74
	小 計	124		16	528
	計	274		16	1,328
歯 学 部	歯 学 科	40	3		255
	口腔保健学科	15			60
	計	55	3		315
薬 学 部	薬 学 科	40			240
	創製薬科学科	40			160
	計	80			400
理 工 学 部	理 工 学 科				
	昼間コース	550		35	2,270
	夜間主コース	45			180
	計	595		35	2,450
生物資源産業 学 部	生物資源産業学科	100	2		406
合 計		1,274	5	51	5,579

備考 理工学部の「昼間コース」とは昼間に授業を行うコース、「夜間主コース」とは主として夜間に授業を行うコースをいう。

## 第2節 学年、学期及び休業日

(学年)

第16条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第17条 学年を分けて次の2学期とする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - (3) 開学記念日 11月2日
  - (4) 春季休業 4月1日から同5日まで
  - (5) 夏季休業 8月1日から同31日まで
  - (6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで
  - (7) 学年末休業 3月25日から同31日まで
- 2 学長は、必要により前項第4号から第7号までの休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることがある。
- 3 学長は、休業日でも見学、実習等をさせることがある。

第3節 入学、転学部、転学科、休学、退学、転学、留学及び除籍

(入学時期)

第19条 入学の時期は、毎学年の初めとする。ただし、学部において必要があると認めるときは、後期の初めにおいても、学生を入学させることができる。

(入学資格)

第20条 本学に入学することのできる者は、学校教育法第90条及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者又は廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第20条の2 本学に入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。ただし、検定料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学者選考)

第21条 入学志願者については、選抜試験を行い、当該学部教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

(入学手続)

第21条の2 合格者は、所定の期日に入学料を納付し、別に定める手続をしなければならない。ただし、入学料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

(入学許可)

第21条の3 学長は、前条に定める手続を経た者に対し、入学を許可する。

(編入学)

第21条の4 医学部保健学科の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、医学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たす者に限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

2 歯学部歯学科の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、歯学部の指定する単位を修得した者とする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学したことがある者

3 理工学部の第3年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学し、理工学部の定める単位を修得した者
- (3) 短期大学を卒業した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条に規定する者に限る。)

4 生物資源産業学部の第2年次へ編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
  - (2) 大学に1年以上在学し、生物資源産業学部の定める単位を修得した者
  - (3) 短期大学を卒業した者
  - (4) 高等専門学校を卒業した者
  - (5) 専修学校の専門課程（修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。）を修了した者（学校教育法第90条に規定する者に限る。）
- 5 前各項の規定により編入学した者の在学期間及び既修得単位の認定については、第22条の2第1項の規定を準用する。
- 6 第20条の2から前条までの規定は、編入学の場合に準用する。

（再入学）

第21条の5 学長は、本学の退学者で、再び同一学部に入學を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、これを許可することができる。

（補欠入学）

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者は、欠員がある場合に限り、当該学部教授会において選考の上、入學を許可することができる。

- (1) 他の大学の学生で、当該学部長又は学長の承認を得て、本学の同種の学部へ転學を志願する者
- (2) 他の大学に2年以上在学し、入學を希望する学部の定める単位を修得した者で、入學を志願する者
- (3) 大学の学部を卒業した者で、入學を志願する者
- (4) 短期大学を卒業した者で、入學を志願する者
- (5) 高等専門学校を卒業した者で、入學を志願する者
- (6) 国立養護教諭養成所又は国立工業教員養成所を卒業した者で、入學を志願する者
- (7) 従前の規定による大学、高等学校、専門学校又は教員養成諸学校を卒業した者若しくは従前の規定による大学を退學した者で、入學を志願する者

（再入学等における在学期間等）

第22条の2 前2条の規定により入學した者の在学期間及び既修得単位の認定については、それぞれ当該学部において定める。ただし、教養教育の授業科目に該当する科目の既修得単位の認定については、徳島大学教養教育履修規則（以下「教養教育履修規則」という。）で定める。

2 第21条の2及び第21条の3の規定は、前2条の入學を許可する場合に準用する。

（転学部）

第22条の3 学生が所属学部長の承認を得て本学の他の学部へ転学部を願ひ出たときは、学長は、転学部をしようとする学部教授会の議を経て許可することができる。

2 本条に定めるもののほか、転学部については、各学部規則及び教養教育履修規則で定める。

（転学科）

第22条の4 学生が所属の学部内の学科と異なる当該学部の学科へ転学科を願ひ出たときは、学長

は、当該学部教授会の議を経て許可することがある。

- 2 本条に定めるもののほか、転学科については、各学部規則及び教養教育履修規則で定める。  
(休学)

第23条 疾病その他の理由により2月以上就学することができないときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

- 2 疾病のため就学することが適当でないと認められる学生に対しては、学長は、これを休学させることができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、徳島大学大学院学則第18条第3項第7号に該当する者が、大学院医科学教育部の博士課程に入学するときは、学長に願い出てその許可を受けて休学することができる。

第24条 休学は、1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。

- 2 休学期間は、通じて4年（医学部医学科学生、歯学部歯学科学生及び薬学部薬学科学生は6年）を超えることができない。
- 3 前条第3項の休学期間は、第1項の規定にかかわらず、引き続き4年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者には、更に引き続き1年以内の休学を許可することがある。
- 4 休学期間は、第14条の在学期間に算入しない。

第25条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 第23条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学しようとする場合は、学医の診断書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(転学)

第27条 学生が他の大学に転学しようとするときは、理由書を添え学長に願い出てその許可を受けなければならない。

(留学)

第27条の2 本学が教育上有益と認めるときは、外国の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学に留学することができる。

- 2 第34条の2第2項から第5項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。
- 3 本条に定めるもののほか、留学に関する事項については、各学部規則で定める。

(除籍)

第28条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除若しくは徴収猶予を許可された者であって、納付すべき入学料を学長が指定する日までに納付しない者

- (2) 正当な理由がなく授業料の納付を怠り、催告しても、なお、納付しない者
- (3) 第14条に定める在学期間を超えた者
- (4) 第24条第2項に定める休学期間を超えた者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

#### 第4節 教育課程及び履修方法

##### (教育課程の編成方針)

第29条 教育課程の編成に当たっては、各学部の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮するものとする。

2 教育課程は、本学及び各学部の教育上の目的を達成するため、教養教育及び専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分けて各年次に配当するとともに、体系的に編成するものとする。

##### (授業科目の開設)

第29条の2 教養教育の授業科目は教養教育院が、専門教育の授業科目は各学部がそれぞれ前条の方針に基づき開設するものとする。

2 教養教育の授業科目は、教養教育院が責任部局となり、全学部が協力するものとする。

##### (考査及び単位)

第30条 教育課程の修了は、所定の授業科目の修了によるものとし、授業科目の修了者には、所定の単位を与える。

2 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部規則及び教養教育履修規則（以下「各学部規則等」という。）で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部規則等で定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により1の授業科目を構成する授業を行う場合については、前2号の基準を基礎として、各学部規則等が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

4 授業科目修了の認定は、出席及び試験の成績等を考査して行う。

##### (授業の方法)

第30条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業については、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(履修方法等)

第31条 教養教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、教養教育履修規則の定めるところによる。

第32条 専門教育の授業科目、単位、履修方法、試験等は、各学部規則の定めるところによる。

(成績評価基準等の明示等)

第33条 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(大学院授業科目の履修)

第34条 本学が教育上有益と認めるときは、所属学部長の推薦及び当該授業科目を開設する教育部長の承認に基づき、学生は、学長の許可を得て進学を志望する本学大学院の授業科目を履修することができる。

2 前項に規定するもののほか、大学院授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第34条の2 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生は、学長の許可を得て、当該大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 他の大学又は短期大学での履修の期間は、次のとおりとする。

(1) 原則として1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、協議の上、更に1年を限り延長することができる。

(2) 履修の期間は、通算して2年を超えることができない。

4 他の大学又は短期大学での履修の期間は、本学の在学期間に算入する。

5 学生は、他の大学又は短期大学の授業科目を履修している間においても、本学に正規の授業料を納付しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、他の大学又は短期大学における授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

7 第1項、第2項及び前項の規定は、学生が、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単

位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（第27条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修について必要な事項は、別に定める。

（休学中の外国の大学における学修）

第34条の4 本学が教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に、外国の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）及び第34条の3第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 本条に定めるもののほか、休学中の外国の大学における学修について必要な事項は、別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第34条の5 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った第34条の3第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び補欠入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第34条の2第2項（第27条の2第2項及び第34条の2第7項において準用する場合を含む。）、第34条の3第1項及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 本条に定めるもののほか、入学前の既修得単位等の認定について必要な事項は、別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第34条の6 学生が職業を有している等の事情により、第13条に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部の教授会の議を経て、学長は、その計画的な履修を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第34条の7 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するも

のとする。

#### 第5節 卒業、学位の授与及び教員の免許状

(卒業)

第35条 本学に第13条に規定する年限以上在学し、卒業の要件として各学部規則で定める単位を修得した者に対しては、卒業を認定する。

2 卒業の要件として修得すべき単位のうち、第30条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

第35条の2 本学の学生（医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する者を除く。）で本学に3年以上在学した者（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、前条第1項に定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、第13条の規定にかかわらず、その卒業を認定することができる。

2 前項の卒業の認定の基準については、当該学部規則で定める。

第36条 卒業の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学長が行う。

2 卒業の認定は、毎学年度の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由により、この認定を受けることができなかつた者については、次年度においてこれを行うことができる。

3 前項本文の規定にかかわらず、後期に入学した者に対する卒業の認定又は前条第1項の規定による卒業の認定は、前期の終わりにおいても行うことができる。

(学位の授与)

第37条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状)

第37条の2 本学の学生に教員の免許状授与の所要資格を取得させることのできる教員の免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類	免 許 教 科
総 合 学 部	社会総合科学科	中学校教諭 一種免許状	国語，社会，美術，保健体育， 英語
		高等学校教諭 一種免許状	国語，地理歴史，公民，美術， 保健体育，情報，英語
医 学 部	保 健 学 科	養護教諭 一種免許状	
理 工 学 部	理 工 学 科 昼間コース 夜間主コース	中学校教諭 一種免許状	数学，理科
		高等学校教諭 一種免許状	数学，理科，情報，工業

#### 第6節 検定料，入学料及び授業料

(検定料，入学料及び授業料)

第38条 検定料，入学料及び授業料の額，徴収方法等は、この規則に定めるもののほか、別に定め

るところによる。

(授業料の納付)

第39条 授業料は、年度を前期及び後期の2期に区分し、前期にあつては4月、後期にあつては10月にそれぞれ年額の2分の1に相当する額を納付しなければならない。ただし、授業料の納付について別に定めがある場合は、その定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、学生の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収するものとする。

(既納の検定料等)

第40条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

2 第21条に規定する選抜試験において、出願書類等による選抜（以下この項において「第一段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第二段階目の選抜」という。）を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第一段階目の選抜の不合格者に対し、当該者の申し出により第二段階目の選抜に係る検定料相当額を返還するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる授業料相当額については、当該授業料を納付した者の申し出により、これを返還するものとする。

(1) 入学を許可するときに授業料を納付したものが入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退した場合における当該授業料相当額

(2) 前期分授業料徴収の際に後期分授業料を併せて納付した者が後期の徴収の時期前に休学又は退学した場合における後期分授業料相当額

(検定料の免除)

第40条の2 大規模な風水害等の災害を受ける等やむを得ない事情があると学長が特に認めた場合には、検定料を免除することができる。

(入学料の免除)

第41条 特別の事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、学長は、入学料を免除することができる。

(入学料の徴収猶予)

第41条の2 経済的理由により納期限までに入学料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、入学料の徴収を猶予することができる。

(授業料の免除)

第42条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料を免除することができる。

2 休学を許可した場合は、月割計算により休学した月の翌月（休学した日が月の初日に当たるときは、その月）から復学した月の前月までの月数分の授業料の全額を免除することができる。

（授業料の徴収猶予）

第43条 経済的理由により納期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者その他やむを得ない事情があると認められる者に対しては、学長は、授業料の徴収を猶予し、又は月割分納を許可することができる。

（細則）

第44条 第41条から前条までの規定によるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予並びに授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

（停学者の授業料）

第45条 停学を命ぜられた期間中の授業料は、これを徴収する。

第7節 特別聴講学生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生等

（特別聴講学生）

第45条の2 他の大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは短期大学に在学中の学生で、本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該大学、短期大学又は高等専門学校との協議に基づき、当該学部教授会において選考の上、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生について必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第46条 学長は、本学の学生以外の者で、一又は複数の授業科目の履修を希望する者があるときは、当該学部教授会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は、別に定める。

（研究生）

第47条 学長は、本学において特定の事項について研究しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、当該学部等の教授会（教授会を置かない施設にあっては、当該施設の管理運営に関する事項を審議する運営委員会等）において選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生について必要な事項は、別に定める。

（学部学生に関する規定の準用）

第48条 特別聴講学生、科目等履修生及び研究生については、別段の定めがある場合を除き、学部学生に関する規定を準用する。

(外国人留学生等)

第49条 学長は、外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、学生の学修に支障のない限り、当該学部教授会において選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生として入学を許可された者のうち入学前に日本語等予備教育の受講を課された者は、日本語等予備教育生とする。

3 外国人留学生は、入学定員外とする。ただし、外国人留学生受入れ枠内の外国人留学生については、入学定員内とする。

4 外国人留学生及び日本語等予備教育生について必要な事項は、別に定める。

#### 第8節 公開講座

(公開講座)

第50条 本学に社会人の教養を高め、文化の向上に資する等のため、公開講座を設けることができる。

2 公開講座の講習料については、別に定める。

3 本条に定めるもののほか、公開講座の開設、学習課題その他必要な事項については、その都度定める。

#### 第9節 賞 罰

(表彰)

第51条 本学学生のうち学業人物優秀なる者は、これを表彰することがある。

2 表彰については、別に定める。

(懲戒)

第52条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、学長は、教授会及び教育研究評議会の意見を徴して懲戒を行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当の理由がなくて出席常でない者

(3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒は、退学、停学及び訓告の3種とする。

#### 第10節 寄宿舍及び厚生保健施設

(寄宿舍及び厚生保健施設)

第53条 本学に寄宿舍及び厚生保健施設を置く。

2 寄宿料の額は、別に定めるところによる。

3 寄宿舍及び厚生保健施設について必要な事項は、別に定める。

附 則（平成18年3月17日規則第62号改正）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、工学部の第3年次編入学定員に係る改正規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の薬学部の各学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成18年3月31日に薬学部等に在学する学生については、なお従前の例による。
- 4 この規則による改正後の第15条の表に掲げる薬学部、工学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成18年度から平成22年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
薬 学 部	薬 学 科	40	80	120	160	200
	創製薬科学科	40	80	120	160	160
	計	80	160	240	320	360
工 学 部	(もの作り創造システム工学系)					
	建設工学科					
	昼間コース	330	330	330	330	330
	夜間主コース	70	60	50	40	40
	機械工学科					
	昼間コース	460	460	460	460	460
	夜間主コース	70	60	50	40	40
	(物質生命工学系)					
	化学応用工学科					
	昼間コース	330	330	328	326	326
	夜間主コース	35	30	25	20	20
	生物工学科					
	昼間コース	250	250	247	244	244
	夜間主コース	35	30	25	20	20
	(コンピュータ工学系)					
	電気電子工学科					
	昼間コース	420	420	420	420	420
	夜間主コース	70	60	50	40	40
	知能情報工学科					
	昼間コース	310	310	315	320	320
	夜間主コース	70	60	50	40	40
光応用工学科						
昼間コース	200	200	200	200	200	
昼間コース計	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300	
夜間主コース計	350	300	250	200	200	
計	2,650	2,600	2,550	2,500	2,500	
合 計		5,423	5,448	5,473	5,498	5,538

附 則（平成19年2月16日規則第40号改正）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第15条の表に掲げる歯学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成19年度から平成23年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯 学 部	歯 学 科	320	305	290	280	270
	口腔保健学科	15	30	45	60	60
	計	335	335	335	340	330
合 計		5,453	5,483	5,513	5,558	5,588

附 則（平成19年3月16日規則第61号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日規則第3号改正）

この規則は、平成19年4月20日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。ただし、改正後の第4条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月15日規則第48号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日規則第61号改正）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度前期の歯学部歯学科に係る第3年次編入学については、改正後の第15条及び第21条の4の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる歯学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成23年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歯 学 部	歯 学 科	310	295	285	275
	口腔保健学科	30	45	60	60
	計	340	340	345	335
合 計		5,488	5,518	5,563	5,593

- 4 平成19年度以前に総合科学部に入学した者に係る第37条の2の表総合科学部の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成20年11月26日規則第26号改正）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第64号改正）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の総合科学部の各学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に総合科学部に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる総合科学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成21年度	平成22年度	平成23年度
総 合 科 学 部	人間文化学科	100	200	300
	社会創生学科	100	200	300
	総合理数学科	65	130	195
	計	265	530	795
合 計	4,733	5,053	5,358	

- 4 この規則による改正後の第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成34年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	105	580	105	590	105	600
		279	1,308	279	1,318	279	1,328
合 計		1,284	4,733	1,284	5,053	1,284	5,358

学 部	学 科	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	105	610	105	620	105	630
		279	1,338	279	1,348	279	1,358
合 計		1,284	5,623	1,284	5,633	1,284	5,643

学 部	学 科	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	105	630	105	630	105	630
		279	1,358	279	1,358	279	1,358
合 計		1,284	5,643	1,284	5,643	1,284	5,643

学 部	学 科	平成30年度		平成31年度		平成32年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100	625	100	620	100	615
		274	1,353	274	1,348	274	1,343
合 計		1,279	5,638	1,279	5,633	1,279	5,628

学 部	学 科	平成33年度		平成34年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100	610	100	605
		274	1,338	274	1,333
合 計		1,279	5,623	1,279	5,618

5 平成20年度以前に総合科学部に入学した者に係る第37条の2の表総合科学部の項の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月24日規則第20号改正）

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則（平成22年3月16日規則第28号改正）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	112	597	112	614	112	631
		286	1,325	286	1,342	286	1,359
合 計		1,291	5,060	1,291	5,372	1,291	5,644

学 部	学 科	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	112	648	112	665	112	672
		286	1,376	286	1,393	286	1,400
合 計		1,291	5,661	1,291	5,678	1,291	5,685

学 部	学 科	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	112	672	112	672	107	667
		286	1,400	286	1,400	281	1,395
合 計		1,291	5,685	1,291	5,685	1,286	5,680

学 部	学 科	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 学 計	107 281	662 1,390	100 274	650 1,378	100 274	638 1,366
合	計	1,286	5,675	1,279	5,663	1,279	5,651

学 部	学 科	平成34年度		平成35年度		平成36年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 学 計	100 274	626 1,354	100 274	614 1,342	100 274	607 1,335
合	計	1,279	5,639	1,279	5,627	1,279	5,620

附 則（平成22年4月21日規則第11号改正）

この規則は、平成22年4月21日から施行する。

附 則（平成22年7月16日規則第31号改正）

この規則は、平成22年7月16日から施行し、改正後の第4条第1項中「高度情報化基盤センター」を「情報化推進センター」に改める部分は、平成22年7月1日から適用する。ただし、第4条第1項の改正規定中「AWAサポートセンター」を加える部分は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年10月28日規則第39号改正）

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成23年3月1日規則第64号改正）

改正 平成28年1月19日規則第30号

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第15条の表に掲げる医学部医学科、医学部の計及び合計の項の入学定員及び収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成23年度から平成36年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 学 計	114 288	616 1,344	114 288	635 1,363	114 288	654 1,382
合	計	1,293	5,372	1,293	5,644	1,293	5,661

学 部	学 科	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 学 計	114 288	673 1,401	114 288	682 1,410	114 288	684 1,412
合	計	1,293	5,678	1,293	5,685	1,288	2,892

学 部	学 科	平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	114	684	109	679	109	674
		288	1,412	283	1,407	283	1,402
合 計		1,288	3,859	1,283	4,756	1,283	5,653

学 部	学 科	平成32年度		平成33年度		平成34年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100	660	100	646	100	632
		274	1,388	274	1,374	274	1,360
合 計		1,274	5,639	1,274	5,625	1,274	5,611

学 部	学 科	平成35年度		平成36年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医 学 部	医 学 科 計	100	618	100	609
		274	1,346	274	1,337
合 計		1,274	5,597	1,274	5,588

3 第15条の表に掲げる歯学部歯学科，歯学部の計及び合計の項の収容定員は，同表の規定にかかわらず，平成23年度から平成26年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
歯 学 部	歯 学 科 計	273	261	259	257
		333	321	319	317
合 計		5,372	5,644	5,661	5,678

附 則（平成23年 3月28日規則第76号改正）

この規則は，平成23年 4月 1日から施行する。

附 則（平成24年 3月21日規則第41号改正）

この規則は，平成24年 4月 1日から施行する。

附 則（平成25年 3月19日規則第55号改正）

1 この規則は，平成25年 4月 1日から施行する。

2 平成25年 3月31日に本学に在学する専攻生については，改正後の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則（平成25年 7月 5日規則第16号改正）

この規則は，平成25年 7月 5日から施行する。

附 則（平成25年10月15日規則第34号改正）

この規則は，平成26年 1月 1日から施行する。

附 則（平成26年 2月18日規則第61号改正）

この規則は，平成26年 2月18日から施行する。

附 則（平成26年3月18日規則第79号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の医学部栄養学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学科に在学する学生が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、同日に当該学科に在学する学生については、なお従前の例による。
- 3 第15条の表に掲げる医学部医科栄養学科、医学部の計及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成26年度	平成27年度	平成28年度
医 学 部	医 科 栄 養 学 科	50	100	150
	計	1,251	1,310	1,362
合	計	5,528	5,585	5,637

附 則（平成27年3月17日規則第38号改正）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月19日規則第30号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、生物資源産業学部の第2年次編入学定員に係る改正規定は平成29年4月1日から、理工学部の第3年次編入学定員に係る改正規定は平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前の第2条に定める総合科学部の各学科及び工学部は、改正後の同条の規定にかかわらず、平成28年3月31日に総合科学部の各学科及び工学部に在学する学生並びに平成28年度及び平成29年度に工学部各学科に編入学する者（以下この項において「在学生」という。）が在学しなくなる日までの間、存続するものとし、在学生については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の第15条の表に掲げる総合科学部、理工学部、生物資源産業学部及び合計の項の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度までは次のとおりとする。

学 部	学 科	平成28年度	平成29年度	平成30年度
総 合 科 学 部	社 会 総 合 科 学 科	170	340	510
理 工 学 部	理 工 学 科	550	1,100	1,685
	昼 間 コー ス 夜 間 主 コー ス	45	90	135
生 物 資 源 産 業 学 部	生 物 資 源 産 業 学 科	100	202	304
合	計	2,892	3,859	4,756

- 4 平成28年3月31日に本学に在学する学生、平成28年度に歯学部歯学科の2年次に編入学する者

並びに平成28年度及び平成29年度に医学部保健学科及び工学部各学科の3年次に編入学する者については、この規則による改正前の第30条の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとし、本学の教育課程を修了するために必要であった共通教育の履修に関し必要な事項は、教養教育履修規則及び各学部の定めるところによる。

**附 則**（平成28年3月15日規則第62号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に大学院医科学教育部博士課程に入学した者（徳島大学大学院学則第18条第3項第7号の規定により本学医学部医学科から入学した学生に限る。）については、改正後の第21条の5、第23条第3項及び第24条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

**附 則**（平成28年7月21日規則第7号改正）

この規則は、平成28年7月21日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第3条第2項に定める研究部、第7条の2第1項に定める技術支援部及び第12条の2第1項に定める機構に関し必要な事項は、第3条第3項、第7条の2第2項及び第12条の2第2項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までの間、徳島大学の組織再編に伴う特例規則に定めるところによる。

## 2. 徳島大学学位規則

(趣旨)

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）第13条の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における論文審査の方法、試験及び学力の確認の方法等学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(卒業による学位の授与)

第2条 本学を卒業した者には、徳島大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

(課程修了による学位の授与)

第3条 本学の大学院（以下「大学院」という。）の課程を修了した者には、徳島大学大学院学則の定めるところにより、修士又は博士の学位を授与する。

(論文提出による学位の授与)

第4条 前条に定めるもののほか、本学に博士論文を提出してその審査に合格し、かつ、専攻分野に関し大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが試問により確認された者には、博士の学位を授与する。

(専攻分野の名称)

第5条 前3条に定める学位を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、その名称は、次のとおりとする。

学位名	学部名及び教育部名	専攻分野の名称
学 士	総合科学部	総 合 科 学
	医学部 医学科	医 学
	医学部 医科栄養学科	栄 養 学
	医学部 保健学科	看 護 学
		保 健 学
	歯学部 歯学科	歯 学
	歯学部 口腔保健学科	口 腔 保 健 学
	薬学部 薬学科	薬 学
	薬学部 創製薬科学科	薬 科 学
	理工学部	理 工 学
生物資源産業学部	生物資源産業学	
修 士	総合科学教育部(博士前期課程)	学 術
		臨 床 心 理 学
	医科学教育部(修士課程)	医 科 学

学位名	学部名及び教育部名	専攻分野の名称
修士	口腔科学教育部(博士前期課程)	口 腔 保 健 学
	薬科学教育部(博士前期課程)	薬 科 学
	栄養生命科学教育部(博士前期課程)	栄 養 学
	保健科学教育部 (博士前期課程)	保 健 学
		看 護 学
先端技術科学教育部(博士前期課程)	工 学	
博士	総合科学教育部(博士課程)	学 術
	医科学教育部(博士課程)	医 学
	口腔科学教育部(博士課程)	口 腔 保 健 学
		歯 学
		学 術
	薬科学教育部(博士課程)	薬 科 学
		薬 学
	栄養生命科学教育部(博士課程)	栄 養 学
保健科学教育部(博士課程)	保 健 学	
先端技術科学教育部(博士課程)	工 学	

(学位論文の提出)

第6条 博士課程の学生が博士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

2 博士課程の学生でない者が博士の学位を請求するときは、学位申請書、博士論文その他別に定める書類に所定の学位論文審査手数料を添えて提出するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、教育部教授会が博士論文の審査のため必要があるときは、当該論文の副本、訳本、模型又は標本等の提出を求めることがある。

4 修士課程又は博士前期課程の学生が修士論文の審査等を受けようとするときは、学位申請書、修士論文その他別に定める書類を提出するものとする。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文の受理は、教育部教授会の議を経て、学長が決定する。

2 提出した学位論文については、任意に撤回し、又は一時的返還等を要求することができない。

(学位論文の審査等の機関)

第8条 学位論文の審査及び最終試験又は試問は、教育部教授会が行う。

2 教育部教授会は、あらかじめ学位論文の提出者の資格を確認した後、互選により教育部教授会構成員のうちから選出された審査委員を含む3人以上の審査委員（主査1人、副査2人以上）を

定め、学位論文の審査及び最終試験又は試問に関する事項を付託する。

3 教育部教授会は、必要と認めるときは、学位論文の審査等にあたって、大学院の教育部担当の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等の協力（審査委員に加わることを含む。）を求めることができる。

4 審査委員は、学位論文の審査の要旨及び最終試験又は試問の成績を記録し、その結果を文書により教育部教授会に報告するものとする。

（最終試験及び試問の方法）

第9条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

2 試問は、博士論文を中心として、これに関連のある科目及び外国語について、口頭又は筆答により行うものとする。この場合において、外国語については、原則として、2外国語を課するものとする。ただし、博士論文を提出した者が大学院の博士課程に所定の年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた後退学した者であるときは、退学後5年以内に限り、最終試験に準じて試験をもって試問に代えることができる。

（学位論文の審査等の期限）

第10条 博士論文の審査及び最終試験又は試問は、博士論文受理後1年以内に終了するものとする。

2 修士論文の審査及び最終試験は、在学期間中に終了するものとする。

（課程の修了及び論文審査等の議決）

第11条 教育部教授会は、審査委員の報告に基づき、第3条の規定によるものについては、課程修了の可否、第4条の規定によるものについては、その論文の審査及び試問の可否について議決する。

2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

（学長への報告）

第12条 学部長は、教授会が卒業を認定する旨の議決をしたときは、その氏名等を、文書により学長に報告するものとする。

2 教育部長は、教育部教授会が前条の議決をしたときは、学位論文の審査の結果の要旨及び最終試験又は試問の成績及び議決の結果を、文書により学長に報告するものとする。

（卒業証書・学位記及び学位記の授与）

第13条 学長は、前条第1項の報告に基づき、学士の学位を授与できるものと認定した者には、卒業証書・学位記を授与する。

2 学長は、前条第2項の報告に基づき、修士又は博士の学位を授与できるものと認定した者には、

学位記を授与し、当該学位を授与できないものと認定した者には、その旨を通知するものとする。

- 3 卒業証書・学位記の様式は、別表第1のとおりとし、学位記の様式は、別表第2、別表第3及び別表第4のとおりとする。

(学位授与の報告)

第14条 前条の規定により学位を授与したときは、学位記台帳に登録するものとする。

- 2 学長は、博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定の定めるところにより、文部科学大臣に報告するものとする。

(論文要旨等の公表)

第15条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。

(学位論文の公表)

第16条 博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から1年以内に、その論文を印刷し、公表するものとする。ただし、当該学位を授与される前に既に印刷し、公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該論文の全文に代えて、その内容を要約したものを印刷し、公表することができる。この場合には、本学は、その論文の全文を求めに応じて、閲覧に供するものとする。

(学位の名称の使用)

第17条 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、学位に本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第18条 学位(学士の学位を除く。)を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為をしたときは、学長は、当該教育部教授会の議を経て、当該学位の授与を取消し、当該学位記を返還させ、かつ、その旨を公表するものとする。

- 2 前項の議決は、構成員の4分の3以上の同意を必要とする。

(実施細則)

第19条 この規則の実施に関し必要な事項は、教育部長が別に定めることができる。

## 附 則

- 1 この規則は、昭和50年6月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。
- 2 徳島大学学位規則施行細則(昭和33年徳島大学訓令第7号)は、廃止する。
- 3 第4条の規定による博士課程を経ない者に対する学位の授与は、第3条の規定による博士課程修了者に同種類の学位を授与した後に行うものとする。

附 則（昭和58年4月1日規則第745号改正）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月27日規則第780号改正）

この規則は、昭和59年4月27日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年4月1日規則第862号改正）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月15日規則第1003号改正）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

2 平成3年3月31日に大学院工学研究科修士課程に在学する者については、改正後の第5条第4項及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成3年9月20日規則第1033号改正）

この規則は、平成3年9月20日から施行し、平成3年7月1日から適用する。

附 則（平成4年2月21日規則第1048号改正）

この規則は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年9月18日規則第1080号改正）

この規則は、平成5年3月19日から施行する。

附 則（平成6年4月1日規則第1134号改正）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年2月16日規則第1207号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日規則第1212号改正）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成13年1月5日規則第1589号改正）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年9月21日規則第1658号改正）

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日規則第1761号改正）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月20日規則第1782号改正）

この規則は、平成15年6月20日から施行する。

附 則（平成15年10月17日規則第1815号改正）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成16年 2 月20日規則第1828号改正）

- 1 この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。
- 2 医学研究科，歯学研究科，栄養学研究科及び薬学研究科に係る旧規則第 5 条の規定は，改正後の第 5 条の規定にかかわらず，平成16年 3 月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，その効力を有するものとする。

**附 則**（平成18年 3 月17日規則第64号改正）

- 1 この規則は，平成18年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成18年 3 月31日に薬学部及び工学研究科に在学する者については，改正後の第 5 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成18年 3 月31日に医学研究科，歯学研究科，栄養学研究科，薬学研究科及び工学研究科に在学する者については，改正後の別表第 2，別表第 3 及び別表第 4 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**（平成19年 2 月16日規則第42号改正）

この規則は，平成19年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成20年 2 月15日規則第50号改正）

- 1 この規則は，平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成20年 3 月31日に保健科学教育部に在学する者については，改正後の第 5 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**（平成21年 2 月24日規則第66号改正）

- 1 この規則は，平成21年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成21年 3 月31日に人間・自然環境研究科に在学する者については，改正後の第 5 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**（平成22年 3 月16日規則第30号改正）

- 1 この規則は，平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成22年 3 月31日に薬科学教育部に在学する者については，改正後の第 5 条及び別表第 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月 1 日規則第65号改正）

この規則は，平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

- 1 この規則は，平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成24年 3 月31日に薬科学教育部に在学する者については，改正後の第 5 条，別表第 3 及び別表第 4 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

**附 則**

- 1 この規則は，平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成26年 3 月31日に医学部栄養学科に在学する者については，改正後の第 5 条及び別表第 1 の規定にかかわらず，なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年3月31日に口腔科学教育部に在学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日に工学部に在学する者並びに平成28年度及び平成29年度に工学部に編入学する者については、改正後の第5条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1 (学部卒業者の場合)

		注 ○第		号
<b>卒業証書・学位記</b>				
大 学 印	本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日生			
本学○○学部○○学科所定の課程を修めて本学を卒業した ことを認め学士 (○○) の学位を授与する  年 月 日				
徳島大学○○学部長 氏 名		印		
徳 島 大 学 長 氏 名		印		

備考1 注は、学部名の頭文字を記入する。ただし、医学部医科栄養学科は「栄」、医学部保健学科は「保」、歯学部口腔保健学科は「口」、薬学部創製薬科学科は「創」とする。  
 2 公印は、印影印刷とする。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第2 (修士課程又は博士前期課程修了者の場合)

		注 ○修第		号
<b>学 位 記</b>				
本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日生  本学大学院○○教育部○○専攻の○○課程において所定の 単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修 士 (○○) の学位を授与する  年 月 日  徳 島 大 学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>				

備考1 「○○課程」には、修士課程を修了した者は「修士」と、博士前期課程を修了した者は「博士前期」と記入する。  
 2 注は、専攻分野の名称の頭文字を記入する。ただし、臨床心理学は「心」と、薬科学は「創」と、工学は「先」と記入する。  
 3 公印は、印影印刷とする。  
 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第3 (博士課程修了者の場合)

		注 甲○第		号
<b>学 位 記</b>				
本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日生  本学大学院○○教育部○○専攻の博士課程において所定 の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したの で博士 (○○) の学位を授与する  年 月 日  徳 島 大 学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>				

備考1 注は、教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあつては「口保」、薬科学教育部創製薬科学専攻にあつては「創」と記入する。  
 2 公印は、印影印刷とする。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別表第4 (論文提出による場合)

		注 乙○第		号
<b>学 位 記</b>				
本籍 (都道府県名) 氏 名 年 月 日生  本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格した ので博士 (○○) の学位を授与する  年 月 日  徳 島 大 学 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">大学印</span>				

備考1 注は、審査を受けた教育部名の頭文字を記入する。ただし、口腔科学教育部口腔保健学専攻にあつては「口保」、薬科学教育部創製薬科学専攻にあつては「創」と記入する。  
 2 公印は、印影印刷とする。  
 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

### 3. 徳島大学の講座等に関する規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、徳島大学学則第2条第2項及び徳島大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、徳島大学（以下「本学」という。）における講座等について必要な事項を定めるものとする。

(講 座 等)

第2条 本学の学部、学科に次の表に掲げる講座を置く。

学 部 名	学 科 等 名	講 座 名	
総 合 科 学 部	社 会 総 合 科 学 科	国際教養講座 心身健康講座 公共政策講座 地域創生講座	
医 学 部	医 学 科	発生発達医学講座 病態予防医学講座 微生物学講座 社会環境医学講座 情報統合医学講座 病態情報医学講座 感覚情報医学講座 器官病態修復医学講座 生体防御腫瘍医学講座 感覚運動系病態医学講座 生体制御医学講座	
	医 科 栄 養 学 科	基礎予防栄養学講座 臨床実践栄養学講座	
	保 健 学 科	看 護 学 専 攻	基礎看護学講座 成人・高齢者看護学講座 母性・小児看護学講座 地域・精神看護学講座
		放 射 線 技 術 科 学 専 攻	医用放射線科学講座 診療放射線技術学講座
	検 査 技 術 科 学 専 攻	機能系検査学講座 形態系検査学講座	
歯 学 部	歯 学 科	基礎口腔科学講座 機能維持系臨床歯学講座 口腔疾患系臨床歯学講座 発達育成系臨床歯学講座	

学 部 名	学 科 等 名	講 座 名	
歯 学 部	口 腔 保 健 学 科	口腔保健基礎学講座 口腔保健支援学講座 口腔保健福祉学講座	
薬 学 部	薬 学 科	臨床薬学講座 生命医療薬学講座 医薬品探索学講座 医薬資源学講座 総合薬学講座	
	創 製 薬 科 学 科	創薬学講座 製薬学講座	
理 工 学 部	社 会 基 盤 シ ス テ ム コ ー ス	構造・材料講座 防災科学講座 地域環境講座	
		機 械 科 学 コ ー ス	材料科学講座 エネルギーシステム講座 知能機械学講座 生産工学講座
	理 工 学 科	応 用 化 学 シ ス テ ム コ ー ス	物質合成化学講座 物質機能化学講座 化学プロセス工学講座
		電 気 電 子 シ ス テ ム コ ー ス	物性デバイス講座 電気エネルギー講座 電気電子システム講座 知能電子回路講座
	情 報 光 シ ス テ ム コ ー ス	情 報 系	情報工学講座 知能工学講座
		光 系	光機能材料講座 光情報システム講座
	応 用 理 数 コ ー ス	数 理 科 学 系	数理情報講座 応用数理講座 数理解析講座
		自 然 科 学 系	物理科学講座 化学講座 地球科学講座 生物科学講座
生物資源産業学部	生 物 資 源 産 業 学 科	応用生命講座 食料科学講座 生物生産システム講座	

2 次の表に掲げる本学大学院の教育部の専攻に講座及び領域を置く。

教 育 部 名	専 攻 名	講 座 等 名
総合科学教育部	地 域 科 学 専 攻 (博士(前期・後期)課程)	地域科学講座
	臨 床 心 理 学 専 攻 (博士前期課程)	臨床心理学講座
医科学教育部	医 科 学 専 攻 (修士課程)	発生発達医学講座 病態予防医学講座 微生物学講座 社会環境医学講座 情報統合医学講座 病態情報医学講座 感覚情報医学講座 器官病態修復医学講座 生体防御腫瘍医学講座 感覚運動系病態医学講座 生体制御医学講座
	医 学 専 攻 (博士課程)	発生発達医学講座 病態予防医学講座 微生物学講座 社会環境医学講座 情報統合医学講座 病態情報医学講座 感覚情報医学講座 器官病態修復医学講座 生体防御腫瘍医学講座 感覚運動系病態医学講座 生体制御医学講座
口腔科学教育部	口 腔 保 健 学 専 攻 (博士(前期・後期)課程)	口腔保健学講座
	口 腔 科 学 専 攻 (博士課程)	口腔健康科学講座
薬科学教育部	創 薬 科 学 専 攻 (博士前期課程)	薬科学講座 薬学講座
	創 薬 科 学 専 攻 (博士後期課程)	薬科学講座
	薬 学 専 攻 (博士課程)	薬学講座
栄養生命科学教育部 (博士(前期・後期)課程)	人 間 栄 養 科 学 専 攻	人間栄養科学講座
保健科学教育部	保 健 学 専 攻 (博士前期課程)	看護学領域 医用情報科学領域 医用検査学領域
	保 健 学 専 攻 (博士後期課程)	生涯健康支援学領域 医用情報科学領域 医用検査学領域
先端技術科学教育部 (博士(前期・後期)課程)	知的力学システム工学専攻	(建設創造システム工学コース) 建設構造工学講座 環境整備工学講座 社会基盤工学講座 社会システム工学講座 (機械創造システム工学コース) 機械科学講座 機械システム講座 知能機械学講座 生産システム講座

教 育 部 名	専 攻 名	講 座 等 名
先端技術科学教育部 (博士(前期・後期)課程)	物質生命システム工学専攻	(化学機能創生コース) 物質合成化学講座 物質機能化学講座 化学プロセス工学講座 (生命テクノサイエンスコース) 生物機能工学講座 生物反応工学講座
	システム創生工学専攻	(電気電子創生工学コース) 物性デバイス講座 電気エネルギー講座 電気電子システム講座 知能電子回路講座 (知能情報システム工学コース) 基礎情報工学講座 知能工学講座 (光システム工学コース) 光機能材料講座 光情報システム講座

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日規則第1762号改正)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月29日規則第1872号改正)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月17日規則第69号改正)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月16日規則第42号改正)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月15日規則第51号改正)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年2月24日規則第67号改正)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月16日規則第32号改正)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月1日規則第65号改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日規則第44号改正)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年1月18日規則第48号改正)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月17日規則第25号改正)

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月18日規則第87号改正)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月17日規則第40号改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 4. 徳島大学医学部規則（平成29年度に入学した者に適用）

### 第1章 総 則

（通 則）

第1条 徳島大学医学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、徳島大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則及びこの規則に定めるもののほか、本学部に関する事項は、本学部教授会が定める。

（教育研究上の目的）

第1条の2 本学部は、医療・栄養・福祉に係る教育・研究・診療を通じて社会に貢献できる人材育成を目的とする。

2 医学科は、基本的な臨床能力及び基礎的な医学研究能力を備え、生涯にわたり医療、教育、保健・福祉活動を通じて社会に貢献し、医学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。

3 医科栄養学科は、「食律生命」の理念のもとに、医学を基盤とした医科栄養学研究を発展させるとともに、医科栄養学を通じて高度化する医療と健康の維持増進に資することができる人材の育成を目的とする。

4 保健学科は、人間性、科学性及び国際性を基盤に高度化・専門化する医療を支え、保健・医療・福祉において多様化するニーズに対応し、保健学の発展に寄与することができる人材の育成を目的とする。

### 第2章 入 学 者 選 考

（入学者選考）

第2条 本学部の入学者は、学則の定めるところによって各学科別に選考を行うものとする。

### 第3章 教育課程及び履修方法

（教育課程）

第3条 本学部の教育課程は、教養教育の授業科目（以下「教養教育科目」という。）及び専門教育の授業科目（以下「専門教育科目」という。）により編成する。

（教養教育科目の履修等）

第4条 教養教育科目の履修等に関することは、徳島大学教養教育履修規則（以下「教養教育履修規則」という。）の定めるところによる。

2 教養教育履修規則第5条に定める履修要件は、別表第1のとおりとする。

（専門教育科目）

第5条 専門教育として開設する授業科目は、医学科については必修科目、医科栄養学科及び保健

学科については必修科目及び選択科目とする。

2 授業科目及びその単位数は、医学科については別表第2、医科栄養学科については別表第3、保健学科については別表第4のとおりとする。

3 他の学部又は他の学科に属する専門教育科目は自由科目とし、これを履修することができる。  
(自由科目の履修手続)

第6条 他の学部属する専門教育科目を自由科目として履修するためには、本学部長を経て関係学部長の許可を得た後、当該専門教育科目担当教員に受講申請するものとする。

(進級要件)

第7条 上級学年に進級するためには、別に定める進級要件を満たしていなければならない。

(卒業研究)

第8条 医科栄養学科学生の卒業研究は、当該学科の講座のうちから一を選び、その主任教授の承認を受けて行うものとする。

2 保健学科学生の卒業研究は、当該専攻の講座のうちから一を選び、その講座責任者(教授)の承認を受けて行うものとする。

(留学及び他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第8条の2 学則第27条の2の規定に基づき外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生及び第34条の2の規定に基づき他の大学又は短期大学の授業科目を履修しようとする学生は、所定の願書を本学部長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第8条の3 前条の規定により許可を受けた学生(以下「派遣学生」という。)が修得した単位又は学則第34条の4の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学又は短期大学が発行する成績証明書により行う。

(履修報告書)

第8条の4 派遣学生は、派遣期間が終了したときは、速やかに(外国の大学又は短期大学に留学する学生については、帰国の日から1月以内)、所定の履修報告書を本学部長を経て学長に提出しなければならない。

#### 第4章 試験、卒業、管理栄養士国家試験及び保健師国家試験の受験資格、養護教諭の免許状

(試験)

第9条 成績の考査は、試験による。

2 授業科目の試験は、原則として学期末又は学期の中間において行う。

3 授業科目の試験を受けるには、授業時間数の3分の2以上出席していなければならない。

(成 績)

第10条 試験の成績は、100点をもって満点とし、60点以上をもって合格とする。成績は、秀（90点以上）、優（80点以上）、良（70点以上）及び可（60点以上）に区分する。

2 医科栄養学科学生及び保健学科学生の卒業研究は、その研究業績の判定と口頭試験によって合格を決定する。ただし、口頭試験は、省略することがある。

(試験の告示)

第11条 試験の科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(追試験)

第12条 病気その他やむを得ない事情のため、定められた期日に試験を受験することができなかった者は、その理由を記し、試験の日から10日以内に本学部長に文書をもって届け出なければならない。

2 前項に該当する学生は、担当教員に願い出て、追試験を受けることができる。

(再試験)

第13条 試験を受けて合格しなかった者は、再試験を受けることができる。

(卒 業)

第14条 本学部を卒業するためには、次の単位を修得しなければならない。

医 学 科	教養教育科目		45単位以上
	専門教育科目	必修科目	158単位
	合 計		203単位以上
医科栄養学科	教養教育科目		43単位以上
	専門教育科目	必修科目	84単位
		選択科目	7単位以上
		計	91単位以上
	合 計		134単位以上

保健学科

看護学専攻

教養教育科目		35単位以上
専門教育科目	必修科目	88単位
	選択科目	5単位以上
	計	93単位以上
合 計		128単位以上

放射線技術科学専攻

教養教育科目		37単位以上
--------	--	--------

専門教育科目	必修科目	94単位
	選択科目	4単位以上
	計	98単位以上
合 計		135単位以上

#### 検査技術科学専攻

教養教育科目		35単位以上
専門教育科目	必修科目	88単位
	選択科目	5単位以上
	計	93単位以上
合 計		128単位以上

(管理栄養士国家試験及び保健師国家試験の受験資格)

第15条 管理栄養士国家試験及び保健師国家試験の受験資格を取得するためには、選択科目のうち別に定める科目の単位を修得しなければならない。

(養護教諭の免許状)

第15条の2 養護教諭の免許状授与の所要資格を取得するためには、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の単位を修得するために必要な授業科目及び履修方法については、本学部長が別に定める。

## 第5章 転学部、転学科及び編入学

(転学部)

第16条 学則第22条の3の規定により本学部に転学部を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 転学部を許可する時期は、入学後1年以上を経過した学年の初めとする。

3 転学部を許可した学生を在籍させる年次は、本学部教授会の議を経て定める。

4 転学部を許可した学生の既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

(転学科)

第17条 学則第22条の4の規定により転学科を願い出た者があるときは、教育上支障がない場合に限り選考の上、許可することがある。

2 前条第2項から第4項までの規定は、前項の転学科を許可する場合に準用する。

(編入学)

第17条の2 学則第21条の4第1項の規定により入学した者の在学期間は、4年とする。

2 既修得単位の認定は、本学部教授会の議を経て定める。

附 則 (平成23年3月31日規則第88号改正)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 平成22年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第14条、第15条、別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月30日規則第65号改正)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 平成23年度以前に入学した者については、この規則による改正後の別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月19日規則第75号改正)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 平成25年3月31日に本学部在学する専攻生については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月18日規則第94号改正)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に本学部栄養学科に在学する者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成25年度以前に入学した者については、この規則による改正後の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月25日規則第66号改正)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 平成26年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年4月9日規則第1号改正)

この規則は、平成27年4月9日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第55号改正)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 平成27年度以前に入学した者並びに平成28年度及び平成29年度に本学部編入学する者については、この規則による改正後の第3条、第4条、第5条、第14条、別表第1、別表第2及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、本学部を卒業するために必要であった共通教育科目の単位数を取得していない者は、当該共通教育科目に相当する教養教育科目を履修するものとする。

## 附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成28年度以前に入学した者並びに平成29年度及び平成30年度に本学部編入する者については、この規則による改正後の別表第1及び別表第4の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 別表第1

## 教養教育科目の履修要件

## 医学科

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴史と文化	2単位
	人間と生命	2単位
	生活と社会	2単位
	自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	グローバル化教育科目	2単位
イノベーション教育科目群	イノベーション教育科目	
基礎基盤教育科目群	自然科学入門	2単位
	基礎数学	2単位
	基礎物理学	2単位
	基礎物理学実験	2単位
	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	基礎生物化学実験	2単位
	ウェルネス総合演習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
	スタディスキル	2単位
	コミュニケーション	
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	6単位
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
合	計	45単位

医科栄養学科

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	4 単位
	人 間 と 生 命	4 単位
	生 活 と 社 会	4 単位
	自 然 と 技 術	4 単位
基礎基盤教育科目群	基 礎 数 学	2 単位
	基 礎 化 学	4 単位
	基 礎 化 学 実 験	2 単位
	基 礎 生 物 学	2 単位
	基 礎 生 物 学 実 験	2 単位
	ウ エ ル ネ ス 総 合 演 習	2 単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1 単位
	情 報 科 学	2 単位
地域科学教育科目群	地 域 科 学 教 育 科 目	2 単位
外国語教育科目群	英 語	6 単位
	英 語 以 外 の 外 国 語 科 目	2 単位
合 計		43 単位

## 保健学科

## 看護学専攻

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	4単位
	※人間と生命	4単位
	※生活と社会	4単位
	※自然と技術	4単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	※イノベーション教育科目	
基礎基盤教育科目群	※ウェルネス総合演習	
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1単位
	情 報 科 学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	※医療基盤教育科目	
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		6単位 (各科目2単位を 上限とする。)
合 計		35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

## 放射線技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	歴 史 と 文 化	2単位
	人 間 と 生 命	4単位
	生 活 と 社 会	2単位
	自 然 と 技 術	4単位
基礎基盤教育科目群	基 礎 数 学	2単位
	基 礎 物 理 学	2単位
	基 礎 化 学	2単位
	基 礎 生 物 学	2単位
	ウ ェ ル ネ ス 総 合 演 習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道 場	1単位
	情 報 科 学	2単位
地域科学教育科目群	地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2単位
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
合 計		37単位

- 注 1 一般教養教育科目群は、グローバル化教育科目群及びイノベーション教育科目群の各2単位を上限として振り替えることができる。
- 2 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

検査技術科学専攻

区 分	授 業 科 目	所要単位数
一般教養教育科目群	※歴史と文化	2単位
	※人間と生命	2単位
	※生活と社会	2単位
	※自然と技術	2単位
グローバル化教育科目群	※グローバル化教育科目	
イノベーション教育科目群	※イノベーション教育科目	
基礎基盤教育科目群	基礎化学	2単位
	基礎生物学	2単位
	ウェルネス総合演習	2単位
汎用的技能教育科目群	S I H 道場	1単位
	情報科学	2単位
	※スタディスキル	
	※コミュニケーション	
地域科学教育科目群	※地域科学教育科目	2単位
医療基盤教育科目群	医療基盤教育科目	2単位
外国語教育科目群	英 語	6単位
	英語以外の外国語科目	2単位
中欄中の※印の科目		6単位 (各科目2単位を 上限とする。)
合 計		35単位

注 地域科学教育科目群は、地域志向科目として指定された授業題目から2単位を修得することで代えることができる。

## 医学科専門教育科目表

授業科目	授業細目	単位数
基礎医学 (1)	解剖学Ⅰ・解剖学Ⅰ実習	3
	解剖学Ⅱ・解剖学Ⅱ実習	5
	生化学・生化学実習	4
	寄生虫学・免疫学／寄生虫学実習・免疫学実習	2
	生理学Ⅰ・生理学Ⅰ実習	2
	生理学Ⅱ・生理学Ⅱ実習	2
	細菌学・細菌学実習	2
	ウイルス学・ウイルス学実習	2
	小計	22
基礎医学 (2)	病理学Ⅰ・病理学Ⅰ実習	2
	病理学Ⅱ・病理学Ⅱ実習	2
	薬理学・薬理学実習	2
	小計	6
社会医学	予防医学	2
	公衆衛生学	2
	法医学	2
	社会医学実習	1
	小計	7
医学研究実習		16
系統別病態診断	臨床医学入門コース	2
	循環器コース	4
	血液コース	2
	内分泌・代謝コース	2
	消化器コース	4
	呼吸器コース	3
	アレルギー・自己免疫コース	1
	腎・尿路・男性生殖器コース	2
	神経・精神・行動コース	4
	運動器コース	2
	周産期・小児・女性生殖器コース	4
	皮膚・感覚器コース	3
	小計	33
医学英語		1
臨床実習入門		8

授業科目	授 業 細 目	単位数
診 療 参 加 型 臨 床 実 習	法医学・医事法制	1
	内分泌代謝・血液内科学	2
	消化器内科学	2
	呼吸器・膠原病内科学	2
	精神医学	2
	小児医学	2
	消化器・小児外科学	2
	胸部内分泌腫瘍外科学	2
	整形外科	2
	脳神経外科学	2
	皮膚科学	2
	泌尿器科学	2
	眼科学	2
	耳鼻咽喉科学	2
	放射線科学	1
	産科婦人科学	2
	麻酔・疼痛治療医学	1
	腎臓内科学	2
	心臓血管外科学	2
	形成外科学	2
	神経内科学	2
	救急集中治療医学	2
	循環器内科学	2
	地域医療学	1
	臨床病理	1
	選択実習Ⅰ	4
	選択実習Ⅱ	4
	選択実習Ⅲ	4
	指定学外実習Ⅰ	4
	指定学外実習Ⅱ	4
	小 計	65
	合 計	158

注 講義及び実験・実習は30時間の授業をもって1単位とする。

## 医科栄養学科専門教育科目表

区 分		授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
専 門 基 礎 分 野	社会・環境と健康	公衆衛生学	4	
		保健医療福祉学	2	
		※栄養情報処理学実習		1
		公衆衛生学実習	1	
		栄養公衆衛生学演習	1	
	人及び体の構造と機能の成り立ち	人体構造機能学	4	
		生化学・分子生物学	2	
		臨床医学入門	4	
		微生物学	2	
		生物有機化学	2	
		人体構造機能学実習	1	
		生化学実験	2	
		微生物学実習	1	
	食 べ 物 と 健 康	栄養生物学	2	
		食品学基礎	4	
		食品プロセス学	2	
		食品衛生学	2	
		食品素材学		2
		※食品学実験		2
食品プロセス学実習		1		
食品衛生学実習	1			
食品健康学演習	1			
小 計			39	5
専 門 分 野	基礎栄養学	基礎栄養学	2	
		基礎栄養学実習	1	
	応用栄養学	栄養生理機能学	2	
		ライフステージ栄養学	2	
		応用栄養学	2	
		栄養生理機能学実習	1	
		応用栄養学実習	1	
応用栄養学演習	1			

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専門	栄養教育論	栄養カウンセリング論	2	
		栄養教育論1	2	
		※栄養教育論2		2
		栄養教育論実習	1	
	臨床栄養学	臨床栄養学	4	
		臨床栄養アセスメント	1	
		※臨床栄養管理学		2
		※栄養と薬		2
		臨床栄養学実習	1	
		病態栄養学実習	1	
		データ解析学	1	
		食事管理学	1	
		経腸栄養管理学	2	
		疾患栄養管理学Ⅰ	2	
	疾患栄養管理学Ⅱ	2		
	公衆栄養学	公衆栄養学	2	
		※地域公衆栄養学		2
		公衆栄養学実習	1	
		※実践栄養学演習		1
給食経営管理論	給食栄養管理論	2		
	給食運営管理論	2		
	給食栄養管理論実習	1		
	給食運営管理論実習	1		
総合演習	※臨床栄養学総合演習		1	
	※ライフステージ栄養学総合演習		1	
	※臨床栄養管理学実習（病院）		2	
	※公衆栄養学実習（保健所等）		1	
臨地実習	給食経営管理論実習（学校）	1		
	卒業研究（実験）	3		
	外書講読		2	
その他	栄養英語		2	
	小計	45	18	
	合計	84	23	

注1 講義及び演習は15時間、実験及び実習は45時間の授業をもって1単位とする。

2 卒業に要する修得単位は、教養教育科目については43単位、専門教育科目については91単位（うち必修科目84単位、選択科目のうち7単位）計134単位とする。

3 栄養士の資格は、卒業要件を満たすことにより、取得することができる。

4 管理栄養士国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

## 保健学科専門教育科目表

看護学専攻

区 分		授 業 科 目	単 位 数	
			必 修	選 択
学 科 共 通 科 目	人 間	人間関係論	1	
		生化学Ⅰ	1	
		#カウンセリング		1
		解剖生理学Ⅰ	1	
		解剖生理学Ⅱ	1	
		解剖生理学Ⅲ	1	
		解剖生理学Ⅳ	1	
	環 境	衛生学	1	
		保健学概論	1	
		#医療経済論		1
		社会福祉概論	1	
	医 療	#放射線衛生学		1
		※医療安全管理学		1
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		#教育指導論		1
	健 康	薬理学	1	
		栄養学	1	
		精神保健	1	
		免疫学Ⅰ		1
		病理学Ⅰ	1	
*医学統計学			1	
*医学統計学演習			1	
小 計		13	10	
専 門 科 目	専 門 基 礎	疾病論Ⅰ	1	
		疾病論Ⅱ	1	
		疾病論Ⅲ	1	
		疾病論Ⅳ	1	
		疾病論Ⅴ	1	
		疾病論Ⅵ	1	
		疾病論Ⅶ	1	

区分	授業科目	単位数		
		必修	選択	
専 門 科 目	基 礎 看 護 学	看護学概論	2	
		看護理論	1	
		看護技術Ⅰ	1	
		看護技術Ⅱ	2	
		看護技術Ⅲ	1	
		看護技術Ⅳ	1	
		ヘルスアセスメント	1	
		基礎看護学実習Ⅰ	1	
		基礎看護学実習Ⅱ	2	
		高齢者ふれあい実習	1	
	リスクマネジメント	1		
	成 人 ・ 高 齢 者 看 護 学	成人看護学概論	2	
		成人援助論Ⅰ	2	
		成人援助論Ⅱ	2	
		#リハビリテーション看護論		1
		#がん看護論		1
		成人看護学実習Ⅰ	2	
		成人看護学実習Ⅱ	4	
		高齢者看護学概論	2	
		高齢者援助論	2	
高齢者看護学実習		2		
母 性 ・ 小 児 看 護 学	母性看護学概論	2		
	母性援助論	2		
	小児看護学概論	2		
	小児援助論	2		
	母性看護学実習	2		
	小児看護学実習	2		
	*母児関係論		1	
	*子どものメンタルヘルス		1	

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	精神看護学概論	2	
	精神看護援助論	2	
	精神看護学実習	2	
	在宅看護学概論	2	
	在宅看護援助論	2	
	在宅看護学実習	2	
	地域看護学概論	1	
	*公衆衛生看護学概論		2
	*公衆衛生看護援助論		3
	*公衆衛生看護学実習		5
	*ケアマネジメント		1
	*健康教育方法論		1
	※*学校保健論		1
	*産業保健・看護論		1
	*保健医療福祉行政論		3
	健康管理論	1	
	*疫学		2
	#家族看護学		1
	*ケアシステム論		1
	原書講読Ⅰ	1	
	原書講読Ⅱ		1
	看護管理学		1
	看護教育学		1
	看護研究Ⅰ	1	
	看護研究Ⅱ	4	
	看護倫理	1	
	#国際看護活動論		1
*災害看護		1	
看護導入実習	1		
看護統合実習	2		
小計		75	30
合計		88	40

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目の中から3単位、専門科目の中から看護管理学又は看護教育学を含む2単位を履修する。

2 保健師国家試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち\*印の科目をすべて履修し、かつ、#印の科目から2単位を履修する。

3 養護教諭一種免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

## 放射線技術科学専攻

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
学 科 共 通 目	人 間	人間関係論		1
		生化学Ⅰ	1	
		カウンセリング		1
		解剖生理学Ⅰ	1	
		解剖生理学Ⅱ	1	
		解剖生理学Ⅲ	1	
		解剖生理学Ⅳ	1	
	環 境	衛生学		1
		保健学概論	1	
		医療経済論		1
		社会福祉概論		1
	医 療	放射線衛生学	1	
		医療安全管理学	1	
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		教育指導論		1
	健 康	薬理学	1	
		栄養学		1
		精神保健		1
		免疫学Ⅰ	1	
		病理学Ⅰ	1	
医学統計学		1		
医学統計学演習			1	
小計		12	11	
専 門 科 目	医 用 放 射 線 科 学	放射線生物学	2	
		放射線計測学	1	
		放射線物理学Ⅱ	1	
		放射化学Ⅱ	1	
		電子計算機工学演習	1	
		制御システム工学	2	
		放射線機器工学Ⅰ	2	
		放射線機器工学Ⅱ	1	

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	放射線機器工学実習	1	
	医用画像機器工学	1	
	医用画像機器工学実習	1	
	磁気共鳴学	1	
	医用システム工学		1
	核医学計測学	1	
	核医学計測学実習	1	
	核医学検査機器工学	1	
	放射線計測学実習	1	
	放射線治療機器工学	1	
	画像基礎論	2	
	画像基礎論実習	1	
	医用画像情報学Ⅰ	2	
	医用画像情報学Ⅱ	2	
	先端医療と放射線		1
	画像解剖学Ⅰ	2	
	画像解剖学Ⅱ	1	
	診療画像学Ⅰ	2	
	診療画像学Ⅰ実習	2	
	診療画像学Ⅱ	1	
	CT画像技術学	1	
	MRⅠ技術学	1	
	核医学技術学	2	
	核医学技術学実習	1	
	放射線治療技術学	2	
	放射線治療技術学実習	1	
	放射線腫瘍学	1	
関係法規	1		
放射線管理学	2		
放射線管理学実習	2		

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
専 門 科 目	診療放射線技術学	臨床技能実習	1	
		診療画像学臨床実習	5	
		核医学技術学臨床実習	2	
		放射線治療技術学臨床実習	2	
	専 攻 共 通	臨床医学概論	1	
		画像病態学	1	
		保健科学	1	
		基礎医科学実習	1	
		放射線物理学Ⅰ	2	
		放射化学Ⅰ	1	
		放射化学実習	1	
		応用数学Ⅰ	1	
		応用数学Ⅱ	1	
		電気電子工学	2	
		電気電子工学実習	1	
		医用工学Ⅰ	1	
		医用工学Ⅱ	2	
		医用工学実習	1	
		専門外国語		1
		情報活用演習	1	
医療情報処理学演習	1			
国際医療活動論		1		
小計		78	4	
卒業研究	卒業研究	4		
小計		4		
合計		94	15	

注 選択科目の4単位は、学科共通科目及び専門科目の中から4単位を履修する。

検査技術科学専攻

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
学 科 共 通 目	人 間	人間関係論		1
		生化学 I	1	
		カウンセリング		1
		解剖生理学 I	1	
		解剖生理学 II	1	
		解剖生理学 III	1	
		解剖生理学 IV	1	
	環 境	衛生学	1	
		保健学概論	1	
		医療経済論		1
		社会福祉概論		1
	医 療	放射線衛生学		1
		医療安全管理学	1	
		介護実習		1
		チーム医療論		1
		教育指導論		1
	健 康	※薬理学	1	
		栄養学		1
		精神保健		1
		免疫学 I	1	
		病理学 I	1	
医学統計学		1		
医学統計学演習		1		
小 計		13	10	
専 門 科 目	機 能 系 検 査 学	生化学 II	1	
		生化学実習	1	
		保健学	1	

区分	授業科目	単位数	
		必修	選択
専門科目	環境衛生学	1	
	保健環境学実習	1	
	臨床化学Ⅰ	1	
	臨床化学Ⅱ	1	
	臨床化学実習	4	
	放射性同位元素検査技術学	1	
	生理学実習	1	
	生理検査学Ⅰ	1	
	生理検査学Ⅱ	1	
	画像検査学	1	
	生理検査学実習	2	
	画像検査学実習	1	
	臨床画像検査学	1	
	分析化学	1	
	解剖学実習	1	
	病理学Ⅱ	1	
	病理学実習	1	
	病理検査学	1	
	病理検査学実習	3	
	微生物学Ⅰ	1	
	微生物学Ⅱ	1	
	臨床微生物学Ⅰ	1	
	臨床微生物学Ⅱ	1	
	微生物学実習	4	
	医動物学	1	
	医動物学実習	1	
	臨床血液学Ⅰ	1	
臨床血液学Ⅱ	1		
臨床血液学実習	3		
免疫学Ⅱ	1		
免疫検査学	1		

区分		授業科目	単位数	
			必修	選択
専 門 科 目	形態系検査学	輸血検査学	1	
		免疫検査学実習	3	
		輸血検査学実習	1	
		分子遺伝学		1
		遺伝学		1
		遺伝子検査学Ⅰ	1	
		遺伝子検査学Ⅱ	1	
	専 攻	検査機器総論	2	
		医用工学概論	1	
		医用工学実習	1	
		臨床医学総論	2	
		臨床病理学総論	2	
		臨床検査総論Ⅰ	1	
		臨床検査総論Ⅱ	1	
		臨床検査総論実習	2	
		検査管理総論	2	
		共 通	医療法規	1
	臨床技能実習		1	
	電子計算機概論			2
	電子計算機概論実験			1
	専門外国語		2	
	病態栄養と臨床検査		1	
	※健康食品学			2
	※健康食品法規			1
	国際医療活動論			1
	小計		71	9
	卒業研究	卒業研究	4	
小計		4		
合計		88	19	

注1 選択科目の5単位は、学科共通科目及び専門科目の中から5単位を履修する。

2 健康食品管理士認定試験の受験資格を取得しようとする者は、選択科目のうち※印の科目をすべて履修する。

## 徳島大学医学部における進級要件に関する細則（平成29年度に入学した者に適用）

第1条 この細則は、徳島大学医学部規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、医学部各学科における進級要件について必要な事項を定めるものとする。

2 規則及びこの細則に定めるもののほか、進級要件に関する事項は、本学部教授会が定める。

第2条 医学科学生の進級要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1に定める45単位を修得していなければ、第2年次の授業を受けることができない。
- (2) 第2年次の学年末において専門教育科目のうち、基礎医学(1)の単位を修得していなければ、第3年次の授業を受けることができない。
- (3) 第3年次において専門教育科目のうち、基礎医学(2)、医学研究実習及び社会医学の単位を修得していなければ、系統別病態診断を受けることができない。
- (4) 第4年次において専門教育科目のうち、系統別病態診断の単位を修得していなければ、臨床実習入門を受けることができない。また、臨床実習入門の単位を修得し、かつ、臨床実習を受けるための認定試験に合格していなければ、診療参加型臨床実習を受けることができない。

第3条 医科栄養学科学生の進級要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1年次の学年末において、教養教育科目について規則の別表第1に定める単位のうち、29単位以上を修得し、かつ、第1年次開講の専門基礎分野科目のうち、8単位以上を修得していなければ、第2年次の授業を受けることができない。
- (2) 第2年次の学年末において、教養教育科目について規則の別表第1に定める単位のうち、5単位以上未修得の者、または、第2年次までに開講している専門基礎分野科目のうち、必修科目の単位を5単位以上未修得の者は、第3年次の授業を受けることができない。
- (3) 第3年次の学年末において、第3年次までに開講している専門基礎分野科目のうち、すべての必修科目の単位を修得し、かつ、第3年次までに開講している専門分野科目のうち、必修科目の未修得単位が5単位未満でなければ、第4年次の授業を受けることができない。

第4条 保健学科学生の進級要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1の各専攻の定める単位（看護学専攻は35単位、放射線技術科学専攻は37単位、検査技術科学専攻は35単位）のうち、看護学専攻は25単位、放射線技術科学専攻は27単位、検査技術科学専攻は25単位以上を修得し、かつ、第1年次開講の専門教育科目のうちすべての必修科目の単位を修得していなければ、第2年次に進級することができない。

- (2) 第2年次の学年末において教養教育科目について規則の別表第1の各専攻の定める単位（看護学専攻は35単位，放射線技術科学専攻は37単位，検査技術科学専攻は35単位）を修得し，かつ，第2年次開講の専門教育科目のうちすべての必修科目の単位を修得していなければ，第3年次に進級することができない。
- (3) 第3年次の学年末において，第3年次開講の専門教育科目のうちすべての必修科目の単位を修得していなければ，第4年次に進級することができない。ただし，第3年次編入学生については，進級要件を設けず第4年次への進級を認める。
- (4) 第1年次又は第2年次の留年学生が上級学年の科目の履修を希望する場合は，当該年次の科目の履修を優先した上で，上級学年の専門教育担当教員に受講申請し，承認を得た科目について履修を認める。この場合において，留年学生が2学年上の進級規定を満たせば，第3年次又は第4年次への進級を認める。

## 附 則

この細則は，平成28年4月1日から施行し，平成28年度入学者から適用する。

# 学友会・後援会等規則



## 5. 徳島大学医学部学友会会則

### 第1章 名 称

第1条 本会は、徳島大学医学部学友会と称する。

### 第2章 目 的

第2条 本会は、会員の知徳を磨き、心身を練り、親和に努め、学風の発展を図ることを目的とする。

### 第3章 組 織 及 び 事 業

第3条 本会は、徳島大学大学院医歯薬学研究部（医学系・保健科学系（口腔保健学を除く。）、病院（医科診療部門）の教員（教授、准教授、講師、助教）、先端酵素学研究所の教授並びに学生の会員をもって組織する。

第4条 本会は、これを総務部、文化部及び運動部の3部門に分け、下に各部を置く。

総務部 庶務 会計

文化部 軽音楽部、外国語研究会、栄養学研究部、茶道部、室内楽同好会、TIFMSA（徳島国際医学生連盟）、地域医療研究会、ジャグリングサークル、先端医療研究会

運動部 硬式野球部、軟式庭球部、ラグビー部、卓球部、柔道部、弓道部、剣道部、準硬式野球部、合気道部、水泳部、硬式庭球部、バドミントン部、サッカー部、バレーボール部、バスケット部、空手道部、陸上競技部、ゴルフ部、水上競技部

第5条 本会の事業は、本会会員の自発的活動により運営され、第2条の目的達成に沿うものとする。

第6条 会員は、総務部以外の部において自由選択により修練するものとする。

第7条 会員が本会を代表し、又はこれに準ずる資格をもって学外の団体が主催する会合等に参加するときは、会長の了解を得るものとする。

### 第4章 役 員

第8条 本会に次の役員を置く。

会長1名、総務部長1名、会計監事4名、総務部委員長1名、総務部副委員長6名、総務部委員各学科・学年2名、各部部長1名、各部委員長1名

## 第5章 役員の選出及び任務等

第9条 会長は、医学部長とする。

2 会長は、本会を代表する。

第10条 総務部長は、教授の中から選出し、会長が委嘱する。

2 総務部長は、会長を補佐し、会務を統理する。

第11条 会計監事は、会員のうち教授、准教授又は講師、助教及び学生から各1名を選出し、会長が委嘱する。

2 会計監事は、本会の会計監査に当たる。

第12条 総務部委員長は、医学部学生の中から、公選によって選出し、会長がこれを委嘱する。

2 総務部委員長は、総務部長を補佐する。

第13条 総務部副委員長は、医学科学生から2名、医科栄養学科（栄養学科を含む。）学生から2名及び保健学科学生から2名を総務部委員長が指名し、会長が委嘱する。

第14条 総務部委員は、各学科・学年から2名を互選により選出し、会長がこれを委嘱する。

2 総務部副委員長は、総務部委員長を補佐し、総務部委員長に事故があるときは、その任務を代行する。

第15条 各部部長は、各所属部員の合議により選出された教員の中から会長が委嘱する。

2 各部部長は、各部を代表し、部員の指導にあたる。

第16条 各部委員長は、各部所属部員の互選により選出し、会長が委嘱する。

2 各部委員長は、部長を補佐して各部の運営に当たる。

第17条 総務部委員長、総務部副委員長及び各部委員長の任期は1年とし、5月20日頃までに改選することを原則とする。ただし、兼任及び重任を妨げない。

## 第6章 選挙

第18条 総務部委員長選挙を管理するため、選挙管理委員会を設ける。

第19条 選挙管理委員会は、各学科・学年2名の総務部委員のうち1名をあてる。

第20条 選挙管理委員会委員長は、選挙管理委員の互選により選出する。

第21条 総務部委員長に立候補する者は、選挙期日の公示があった日から選挙期日前5日までに、文書でその旨を選挙管理委員長に届けなければならない。

第22条 総務部委員長の候補適任者を推薦するときは、本人の承諾を得て、前条の期間内に文書で選挙管理委員長にその推薦の届け出をすることができる。

第23条 選挙において、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、有効投票総数が学生

数の過半数を超えないときは、この選挙は無効とする。

第24条 前条の選挙において、得票数が同数のときは、選挙管理委員会において選挙管理委員長が抽選で当選人を決定する。

第25条 候補者が1名の場合は、信任投票を行い、学生数の過半数の得票数をもって当選とする。

第26条 その他、選挙に関する必要な規定は、選挙管理委員会が内規として定めることができる。

## 第7章 顧問、監事及び各部委員

第27条 本会に顧問及び監事を置くことができる。

第28条 顧問は、教員の中から会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ、本会の目的達成に必要な重要事項について意見を述べるができる。

第29条 監事は、総務部長の推薦により、事務職員の中から会長が委嘱する。

2 監事は、総務部に属し、会務を処理する。

第30条 各部に、委員若干名を置くことができる。

2 各部委員は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その任務を代行する。

## 第8章 会 議

第31条 本会の会議は、役員会及び委員長会とする。

第32条 役員会は、全役員をもって組織し、会長がこれを招集し、規則の改廃、予算並びに決算その他の本会の運営に関する事項を議決する。

第33条 委員長会は、総務部長、総務部委員長、総務部副委員長及び各部委員長をもって組織し、総務部長がこれを招集し、役員会に提出する議案の作成その他必要な事項を審議する。

2 委員長会の議長は総務部長とし、総務部長に事故があるときは、総務部委員長がその任務を代行する。

第34条 会議は、役員の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。

第35条 議事は、出席役員の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。

第36条 予算に関する会議は、毎年5月10日までに開催することを原則とする。

## 第9章 会 計

第37条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第38条 会員は、次に定める会費を納入するものとする。

(1) 学生は、入会金1,000円その他、会費として、医学科学生30,000円（年額5,000円×6年）、医科栄養学科学生及び保健学科学生20,000円（年額5,000円×4年）、編入学（年額5,000円×2年）を入学時に一括して納入するものとする。

(2) 教員の会費は、毎年度教員各会代表との協議に基づき、役員会において決定する。

第39条 一旦納入した入会金及び会費はいかなる理由があっても返却しないものとする。

第40条 本会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日に終わる。

## 附 則

この改正会則は平成28年7月13日より施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 6. 徳島大学医学部学友会会則施行細則

第1条 本会の会計は会長の監督を受け、総務部においてこれを取扱うものとする。

第2条 本会の収入金は総務部長名を以って銀行又は郵便貯金に預け入れるものとする。

第3条 各部において経費を支出せんとするときは、予算の範囲内において会長及び総務部長の承認のもとにこれを行うものとする。

第4条 各部において予算外に特別の支出を要する時は、会長の承認を得て総務部においてこれを行うことができる。

第5条 各年度の会計決算報告は次年度当初総務部において作成し、役員会の承認を得るものとする。

第6条 金銭及び物品の出納を明確たらしめるため次の帳簿を備え、総務部においてこれを保管するものとする。

予算差引簿 本簿には各部の予算額、支出額を登記する。

現金出納簿 本簿には現金出納を登記する。

第7条 各部に物品の監守簿を備えて、物品の出納を登記する。

各部の物品監守は部長がその責に任ずるものとする。

第8条 会長は適時臨時委員を任命して物品及び金銭の出納を検閲せしめることができる。

第9条 副手、補手等はその申出により会員に準ずるものとする。

第10条 本会に寄付、その他特別なる賛助を与えられたものを特別会員とすることができる。

第11条 部長は毎年度末に物品の監守状況、その年度の活動状況及び次年度の活動計画を総務部長に報告するものとする。

第12条 総務部内に各部の物品の監守状況及び活動状況を調査する委員会をおく。委員の選出方法及び調査の内容と基準については、総務部に内規をもうける。

### 附 則

この施行細則は昭和37年4月28日より施行する。

## 7. 徳島大学医学部後援会会則

(名 称)

第1条 徳島大学医学部（以下「医学部」という。）に後援会を置き、徳島大学医学部後援会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、医学部、医科学教育部（医学研究科を含む。）、栄養生命科学教育部（栄養学研究科を含む。）及び保健科学教育部（以下「医学部等」という。）における教育・研究事業を後援して教育効果をあげることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育・研究支援事業の後援
- (2) 保護者への広報活動
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 医学部等に在学する学生の保護者
- (2) 特別会員 医学部長、各学科長、医学部学生委員会委員長及び保健学科学生委員会委員長

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 3人
- (3) 理 事 若干人（原則として、医学科2人、医科栄養学科（栄養学科を含む）1人、保健学科3人を各学年から選出する。）
- (4) 監 事 2人

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 理事は、予算決算及びその他重要事項を審議する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、役員会において役員の中から選出し、総会において承認する。
- (2) 副会長は、正会員中より、会長が指名し、役員会において承認する。
- (3) 理事は、会員中より、会長が指名する。
- (4) 監事は、正会員中より、会長が指名し、総会において承認する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、補充することができる。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が決定するまで引き続きその任務を行うものとする。

(会議)

第9条 会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、毎年1回4月に開催する。ただし、会長が必要と認めた場合は臨時に開催する。
- 3 役員会は、必要に応じ会長が招集し、予算決算及びその他重要事項を審議する。
- 4 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会費等)

第10条 本会の経費は、会費、入会金及び寄附金をもってこれに充てる。

- (1) 会費は、年額5,000円とし、修業年限に応じ、各々次のとおりとする。

医学科学生1人につき、 30,000円

医科栄養学科及び保健学科学生1人につき、 20,000円

修士課程及び博士前期課程学生1人につき、 10,000円

博士後期課程学生1人につき、 15,000円

博士課程学生1人につき、 20,000円

- (2) 入会金は、学生1人につき、 10,000円

- (3) 会費及び入会金は、入学手続き時に一括前納するものとする。ただし、本学部卒業後(M.D.-Ph.D.コースによる退学者及び本学医療技術短期大学部を卒業した者を含む。)に医科学教育部、栄養生命科学教育部及び保健科学教育部に入学した学生の保護者にかかる会費及び入会金については免除する。

- (4) 徳島大学白菊会助成金

医学科学生1人につき、10,000円とし、入学手続き時に納付するものとする。

(5) 徳島大学医学部青藍会館運営助成金

医学科学生1人につき、20,000円とし、入学手続き時に納付するものとする。

(予算及び決算)

第11条 予算及び決算については、役員会及び総会の承認を得るものとする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第13条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 徳島大学医学部後援会会則及び徳島大学医学部保健学科後援会会則は、廃止する。
- 3 この会則は、平成23年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、平成25年4月1日から施行する。
- 5 この会則は、平成26年4月1日から施行する。

# 資格關係諸規則等



## 8. 医師法（抄）（昭和23年法律第201号）

### 第1条

医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。

## 第2章 免 許

### 第2条

医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

### 第3条

未成年者、成年被後見人又は被保佐人には、免許を与えない。

### 第4条

次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

- 1 心身の障害により医師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、大麻又はあへんの中毒者
- 3 罰金以上の刑に処せられた者
- 4 前号に該当する者を除くほか、医事に関し犯罪又は不正の行為のあった者

### 第6条

- 1 免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによって行う。
- 2 厚生労働大臣は、免許を与えたときは、医師免許証を交付する。
- 3 医師は、厚生労働省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所（医業に従事する者については、更にその場所）その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年1月15日までに、その住所地の都道府県知事を経由して厚生労働大臣に届け出なければならない。

### 第9条

医師国家試験は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関して、医師として具有すべき知識及び技能について、これを行う。

### 第10条

医師国家試験及び医師国家試験予備試験は、毎年少なくとも1回、厚生労働大臣が、これを行う。

### 医師国家試験について

医師国家試験を受けようとする者は、受験願書（所定の様式）に次の書類を添え、受験地を管轄する地方厚生局又は地方厚生支局へ提出しなければならない。

1. 写真（出願前6ヵ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm，横4cmのもの）
2. 卒業証明書又は卒業見込証明書
3. 受験手数料（15,300円の収入印紙を願書に貼付）
4. 受験写真用台紙（所定の用紙）

なお、医学部学務課第一教務係（医学科担当）では毎年10月下旬に受験手続の説明会を開催している。

### 医師免許の申請手続について

医師免許の申請は、申請書（所定の様式）に次の書類を添え、住所地（住民票による）を管轄する保健所に提出すること。

1. 戸籍抄（謄）本（発行日から6か月以内のもの）
2. 視覚機能，聴覚機能，音声・言語機能，精神機能又は麻薬，大麻若しくはあへんの中毒に関する医師の診断書（発行日から1か月以内のもの）
3. 後見登記等ファイルに自己を成年被後見人又は被保佐人とする登記記録がない旨を証明した書面
4. 登録免許税の額に相当する収入印紙（60,000円）
5. 登録済証明書用葉書（52円切手貼付）

## 9. 栄養士法（抄）（昭和22年法律第245号）

第1条 この法律で栄養士とは、都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者をいう。

2 この法律で管理栄養士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする者をいう。

第2条 栄養士の免許は、厚生労働大臣の指定した栄養士の養成施設（以下「養成施設」という。）において二年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して、都道府県知事が与える。

2 養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する者とする。

3 管理栄養士の免許は、管理栄養士国家試験に合格した者に対して、厚生労働大臣が与える。

第3条 次の各号のいずれかに該当する者には、栄養士又は管理栄養士の免許を与えないことがある。

(1) 罰金以上の刑に処せられた者

(2) 前号に該当する者を除くほか、第1条に規定する業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者

(中 略)

第5条の2 厚生労働大臣は、毎年少なくとも一回、管理栄養士として必要な知識及び技能について、管理栄養士国家試験を行う。

(改正 平成19年6月27日)

## 手 続

### (1) 栄養士免許申請について

栄養士の免許を受けようとする者は、申請書（所定の様式）に次の書類を添えて、住所地の都道府県の保健所に提出しなければならない。

1. 卒業証明書
2. 単位履修証明書
3. 住民票又は戸籍抄本
4. 5,700円の県の証紙

### (2) 管理栄養士国家試験について

管理栄養士国家試験を受けようとする者は、受験願書（所定の様式）に次の書類を添え、受験地を所轄する厚生支局へ提出しなければならない。

1. コンピューター入力カード
2. 受験写真用台紙に必要事項を記入して出願前6ヶ月以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmの上半身像であって、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載した写真を貼りつけること。
3. 受験手数料（6,800円の収入印紙を受験願書に添付）

### (3) 管理栄養士登録の申請について

管理栄養士登録の申請は、申請書（所定の様式）に次の書類を添えて、保健所に提出しなければならない。

1. 管理栄養士国家試験の合格証
2. 栄養士免許証の原本又は写し
3. 15,000円の収入印紙

## 10. 保健師助産師看護師法（抄）（昭和23年法律第203号）

（定 義）

第2条 この法律において、「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第3条 この法律において、「助産師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じよく婦若しくは新生児の保健指導をなすことを業とする女子をいう。

第5条 この法律において、「看護師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう。

（保健師、助産師、看護師の免許）

第7条 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

2 助産師になろうとする者は、助産師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

3 看護師になろうとする者は、看護師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（欠格事由）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前2条の規定による免許（以下「免許」という。）を与えないことがある。

1 罰金以上の刑に処せられた者

2 前号に該当する者を除くほか保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務に関し犯罪又は不正の行為があった者

3 心身の障害により保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

4 麻薬、大麻又はあへんの中毒者

（試験の内容）

第17条 保健師国家試験、助産師国家試験、看護師国家試験又は准看護師国家試験は、それぞれ保健師、助産師、看護師又は准看護師として必要な知識及び技能について、これを行う。

（試験の実施）

第18条 保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験は、厚生労働大臣が、准看護師試験は、都道府県知事が、厚生労働大臣の定める基準に従い、毎年少なくとも1回これを行う。

### 国家試験について

保健師助産師看護師国家試験を受けようとする者は、受験願書（所定の様式）に次の書類を添え、受験地を所轄する厚生支局へ提出しなければならない。

- 1 写真用台紙（所定の様式）
- 2 写真（出願前6ヶ月前以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm，横4cmのもの）
- 3 受験手数料（5,400円の収入印紙を願書に貼付）
- 4 修業証明書又は修業見込証明書
- 5 看修業証明書又は看修業見込証明書（保健師を受験する者のみ）

### 保健師助産師看護師免許の申請手続きについて

保健師助産師看護師の申請は、申請書（所定の様式）に次の書類を添え、住所地（住民票による）を管轄する保健所等に提出しなければならない。

- 1 診断書
- 2 戸籍抄（謄）本
- 3 登録免許税の額に相当する収入印紙（9,000円）
- 4 登録済証明書用はがき（希望者のみ）

## 11. 診療放射線技師法（抄）（昭和26年法律第226号）

（定 義）

### 第2条

2 この法律で「診療放射線技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にそう入して行なうものを除く。以下同じ。）することを業とする者をいう。

（免 許）

第3条 診療放射線技師になろうとする者は、診療放射線技師試験（以下「試験」という。）に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。

（欠格事由）

第4条 次に掲げる者には、（第20条第2号を除き、以下「免許」という。）を与えないことがある。

- 1 心身の障害により診療放射線技師の業務（第24条の2に規定する業務を含む。同条及び第26条第2項を除き、以下同じ。）を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 診療放射線技師の業務に関して犯罪又は不正の行為があった者

（試験の目的）

第17条 試験は、診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う。

（試験の実施）

第18条 試験は、厚生労働大臣が行う。

### 国家試験について

診療放射線技師国家試験を受けようとする者は、受験願書（所定の様式）に次の書類を添え、受験地を所轄する厚生支局へ提出しなければならない。

- 1 写真用台紙（所定の様式）
- 2 写真（出願前6ヶ月前以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもの）
- 3 受験手数料（11,400円の収入印紙を願書に貼付）
- 4 修業証明書又は修業見込証明書

### 診療放射線技師免許の申請手続きについて

診療放射線技師の申請は、申請書（所定の様式）に次の書類を添え、住所地（住民票による）を

管轄する保健所等に提出しなければならない。

- 1 診断書
- 2 戸籍抄（謄）本
- 3 登録免許税の額に相当する収入印紙（9,000円）
- 4 登録済証明書用はがき（希望者のみ）

## 12. 臨床検査技師等に関する法律（抄）（昭和33年法律第76号）

（定 義）

第2条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。

（免 許）

第3条 臨床検査技師の免許（以下「免許」という。）は、臨床検査技師国家試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して与える。

（欠格事由）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことができる。

- 1 心身の障害により臨床検査技師の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 麻薬、あへん又は大麻の中毒者
- 3 第2条に規定する検査の業務に関し、犯罪又は不正の行為があった者

（試験の目的）

第11条 試験は、第2条に規定する検査に必要な知識及び技能（同条に規定する検査のための血液を採取する行為で政令に定めるもの（以下「採血」という。）に必要な知識及び技能を含む。以下同じ）について行う。

（試験の実施）

第12条 試験は、厚生労働大臣が毎年少くとも1回行う。

### 国家試験について

臨床検査技師国家試験を受けようとする者は、受験願書（所定の様式）に次の書類を添え、受験地を所轄する厚生支局へ提出しなければならない。

- 1 写真用台紙（所定の様式）
- 2 写真（出願前6ヶ月前以内に脱帽して正面から撮影した縦6cm、横4cmのもの）
- 3 受験手数料（11,300円の収入印紙を願書に貼付）
- 4 卒業証明書又は卒業見込証明書
- 5 履修証明書又は履修見込証明書

## 臨床検査技師免許の申請手続きについて

臨床検査技師の申請は、申請書（所定の様式）に次の書類を添え、住所地（住民票による）を管轄する保健所等に提出しなければならない。

- 1 診断書
- 2 戸籍抄（謄）本
- 3 登録免許税の額に相当する収入印紙（9,000円）
- 4 登録済証明書用はがき（希望者のみ）

# 配 置 図







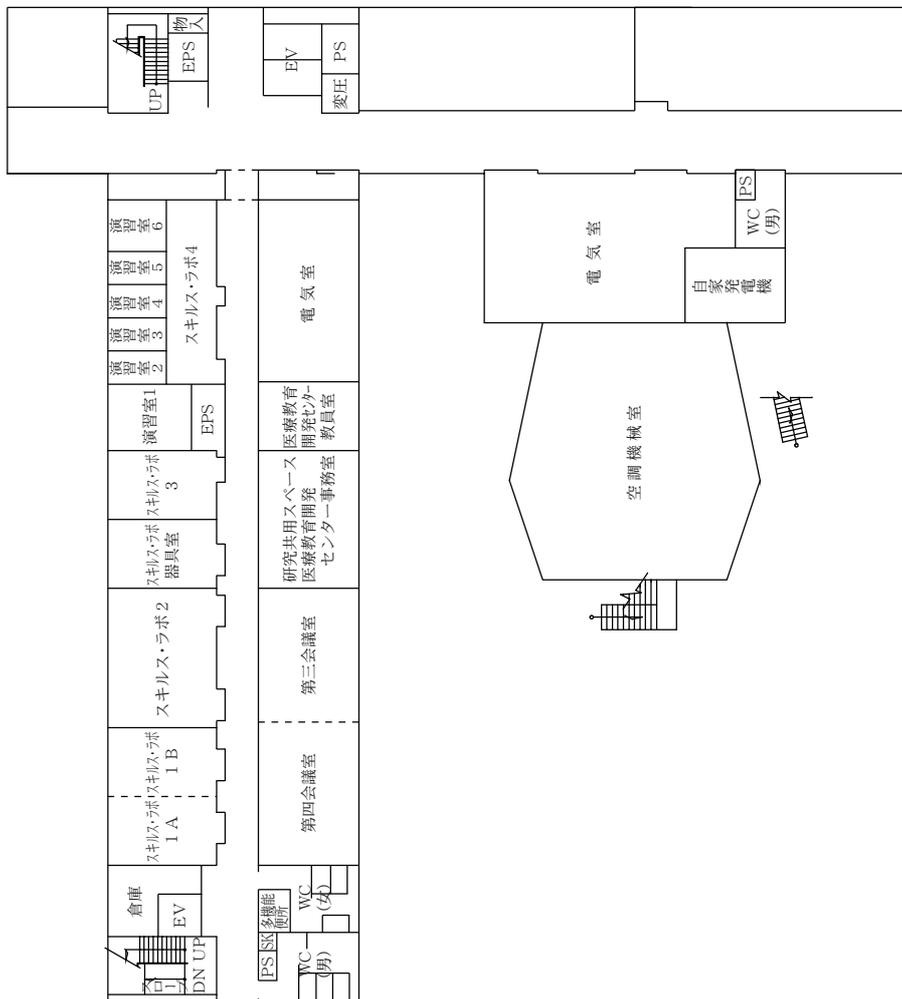






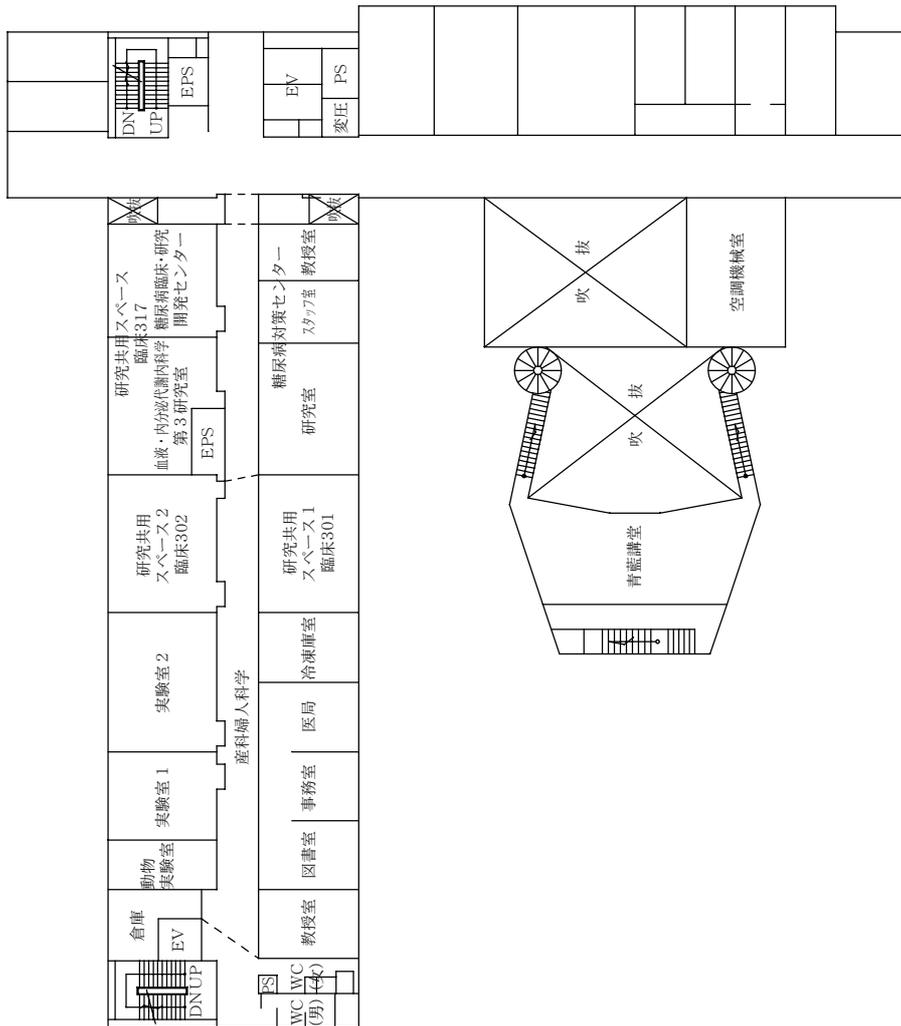


C-A 医学臨床A棟 1階平面図

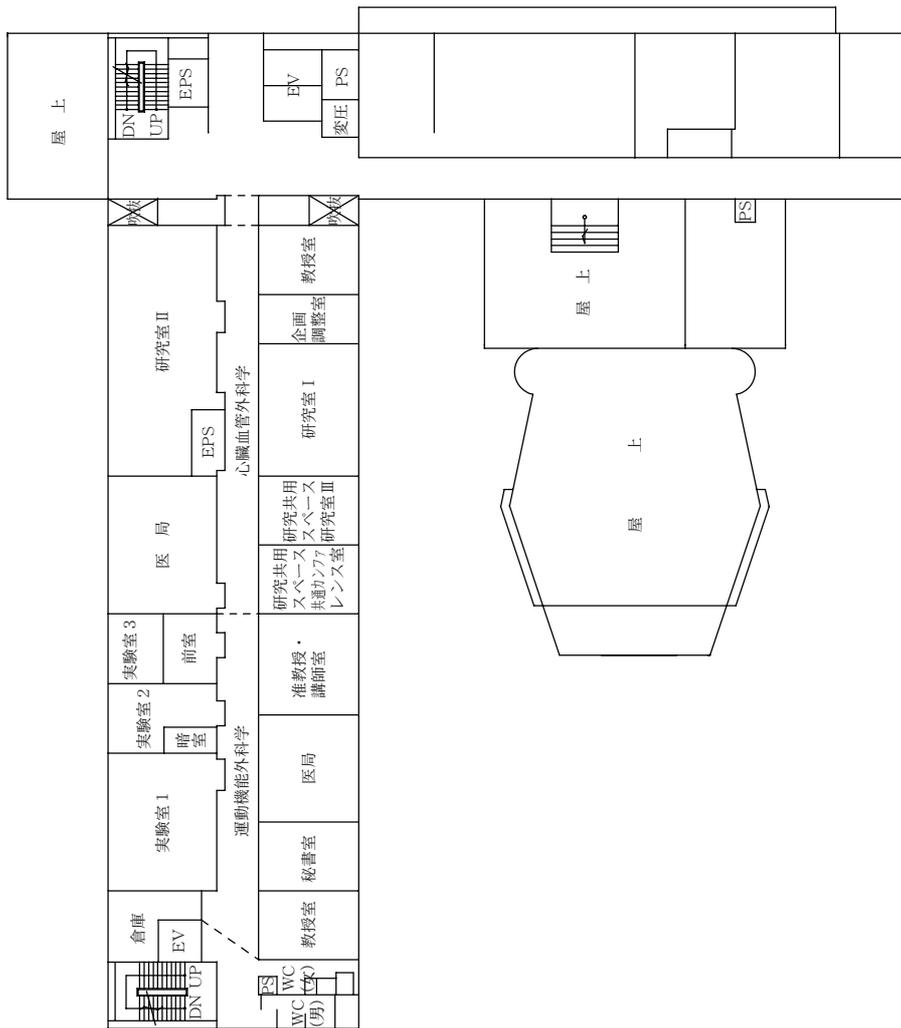




C-A 医学臨床A棟 3階平面図



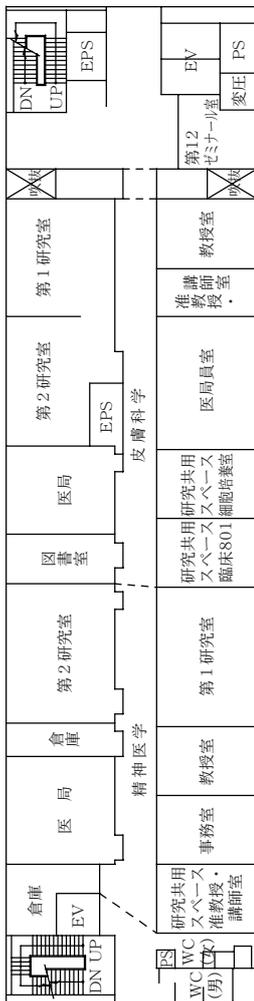
— C-A 医学臨床A棟 4階平面図 —



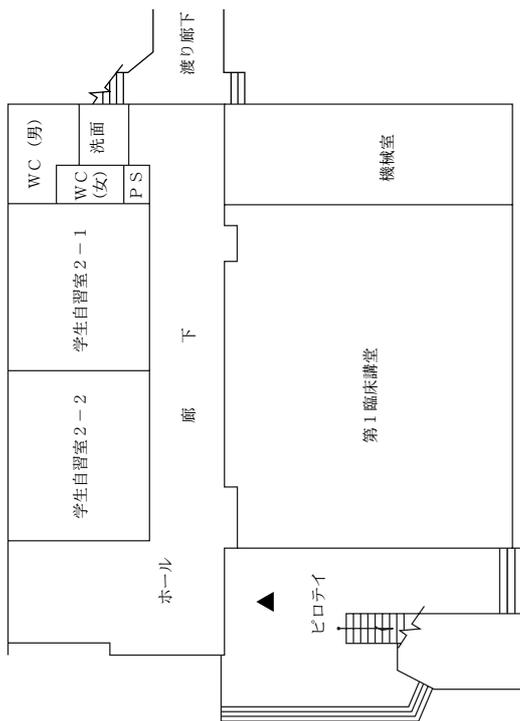




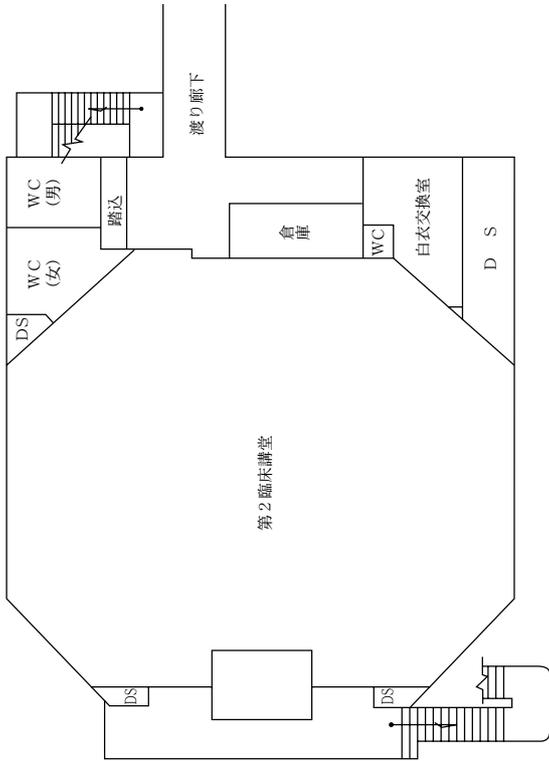
— C-A 医学臨床A棟 8階平面図 —



—— C E 臨 床 講 義 棟 1 階平面図 ——



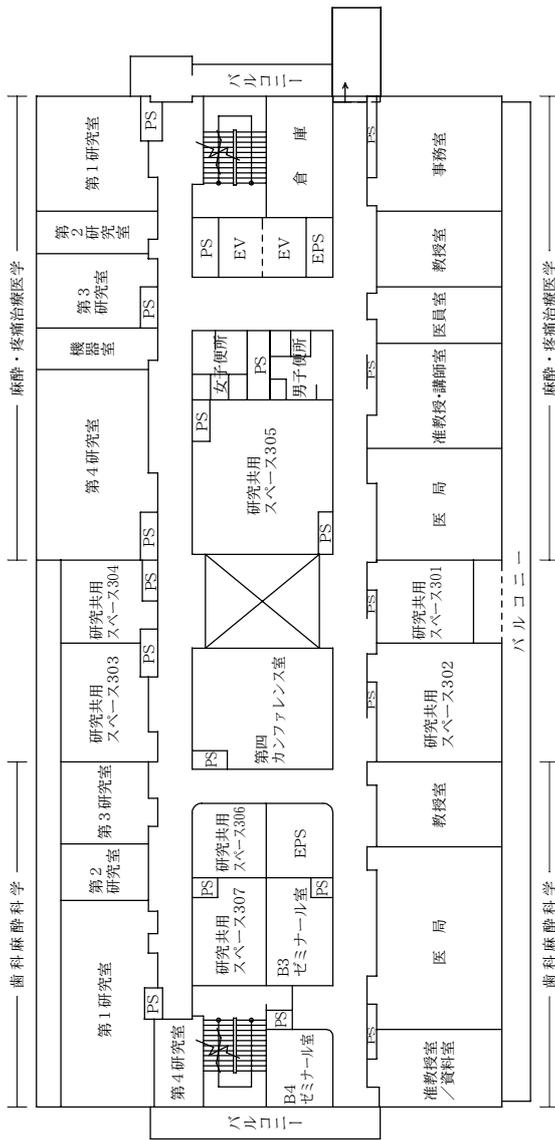
—— C E 臨 床 講 義 棟 2 階平面図 ——



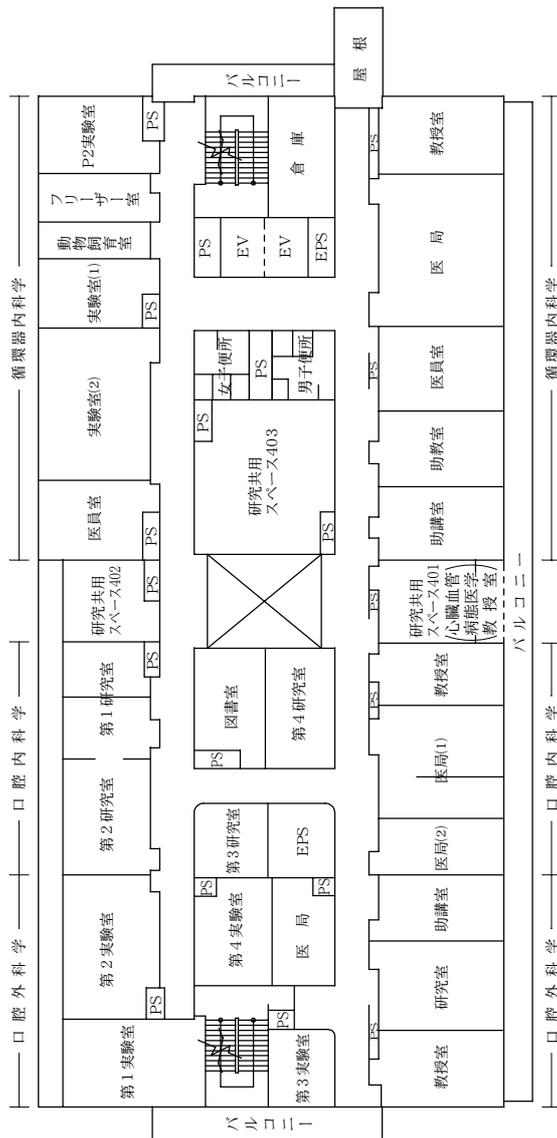




—— C-B 医学臨床B棟 3階平面図 ——

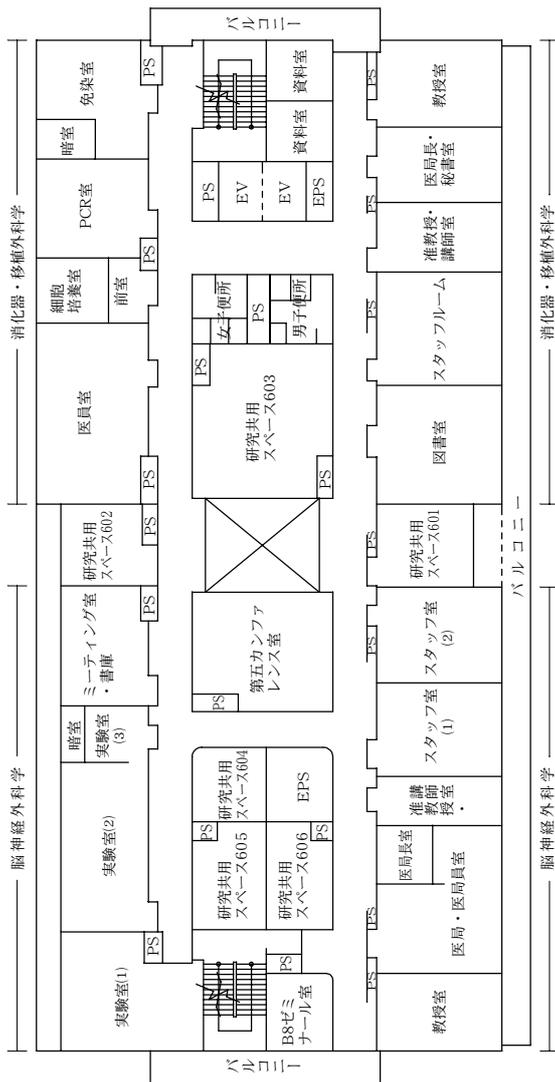


— C-B 医学臨床B棟 4階平面図 —





— C-B 医学臨床B棟 6階平面図 —

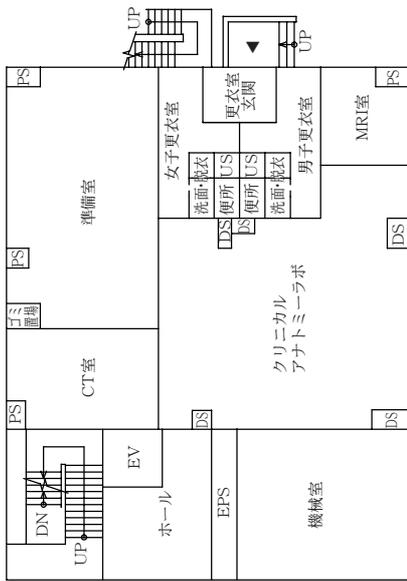






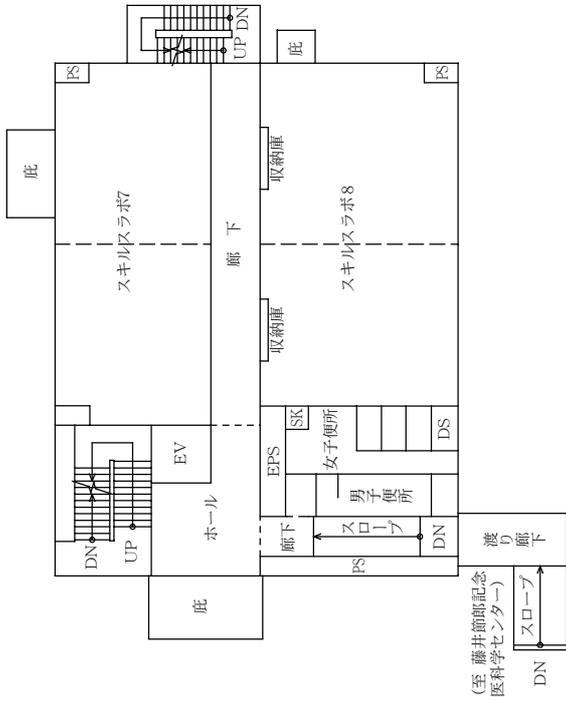
R 総合研究棟

1階平面図



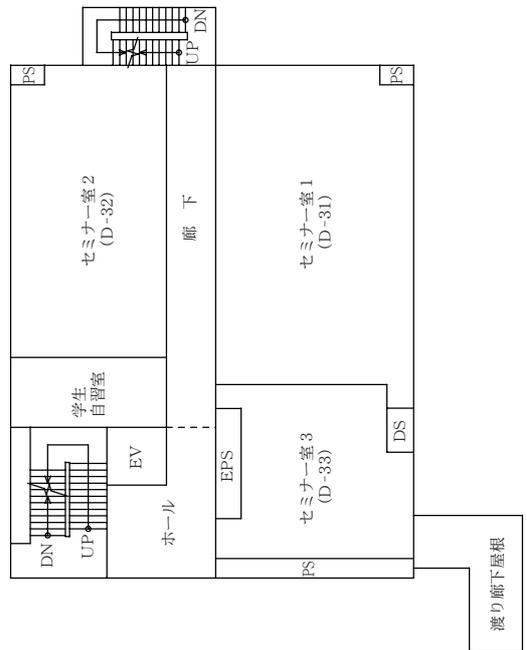
R 総合研究棟

2階平面図



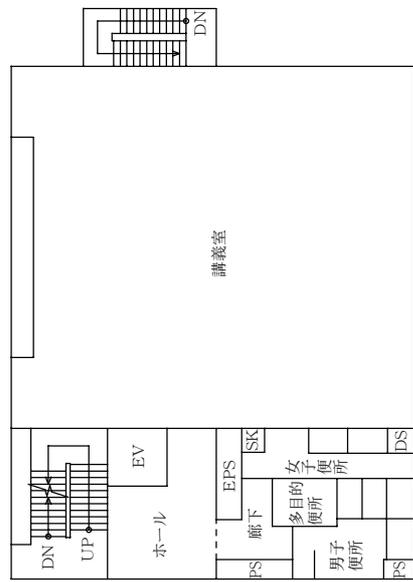
R 総合研究棟

3階平面図



R 総合研究棟

4階平面図



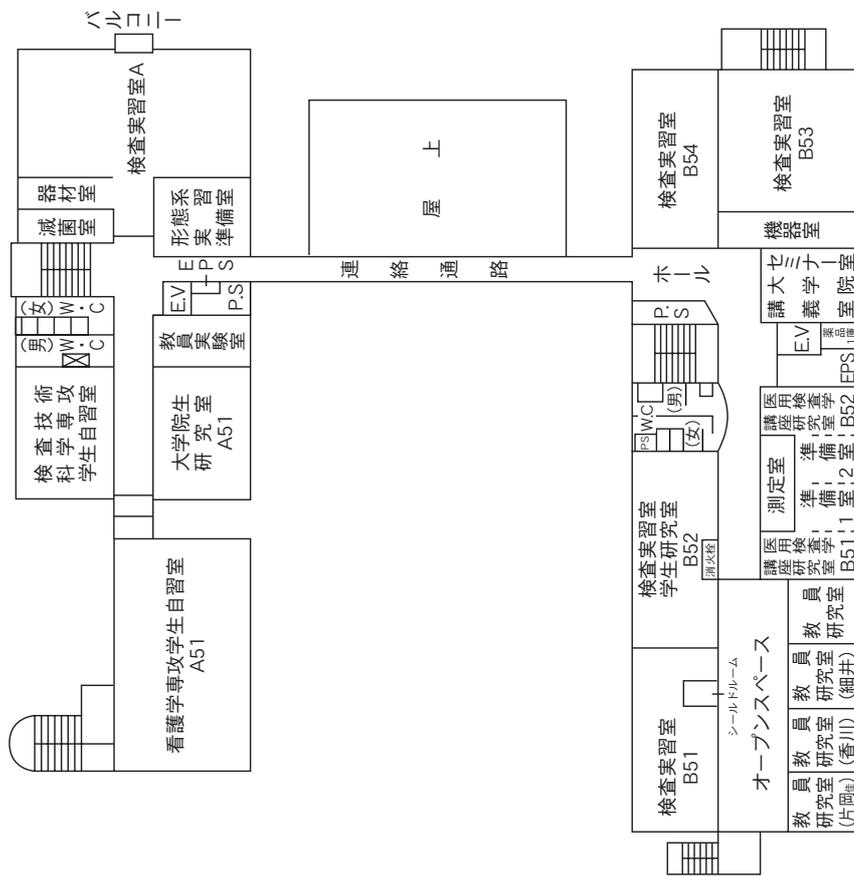


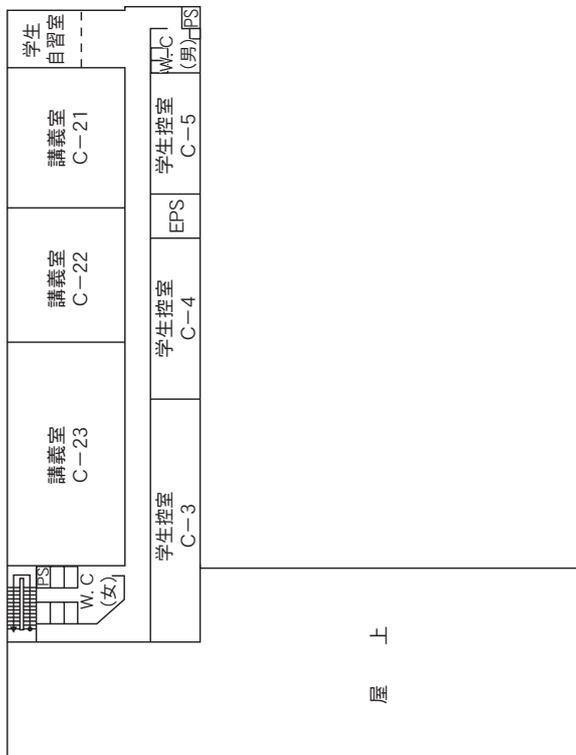
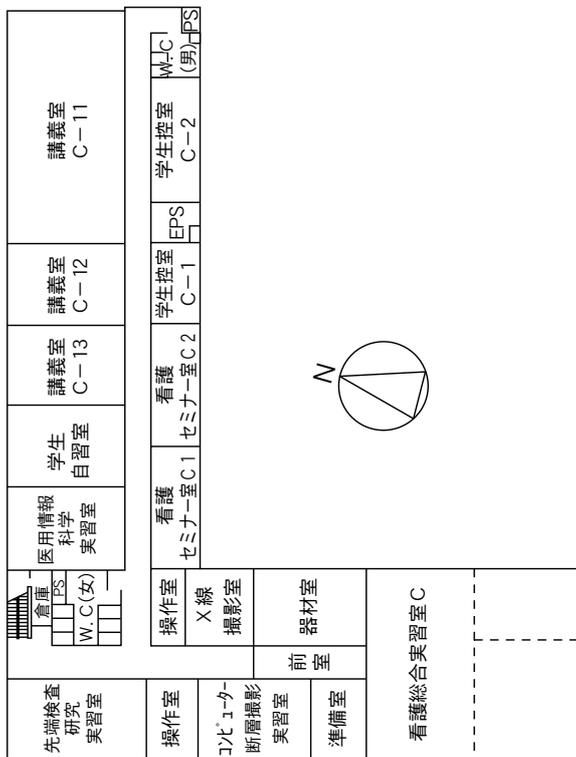






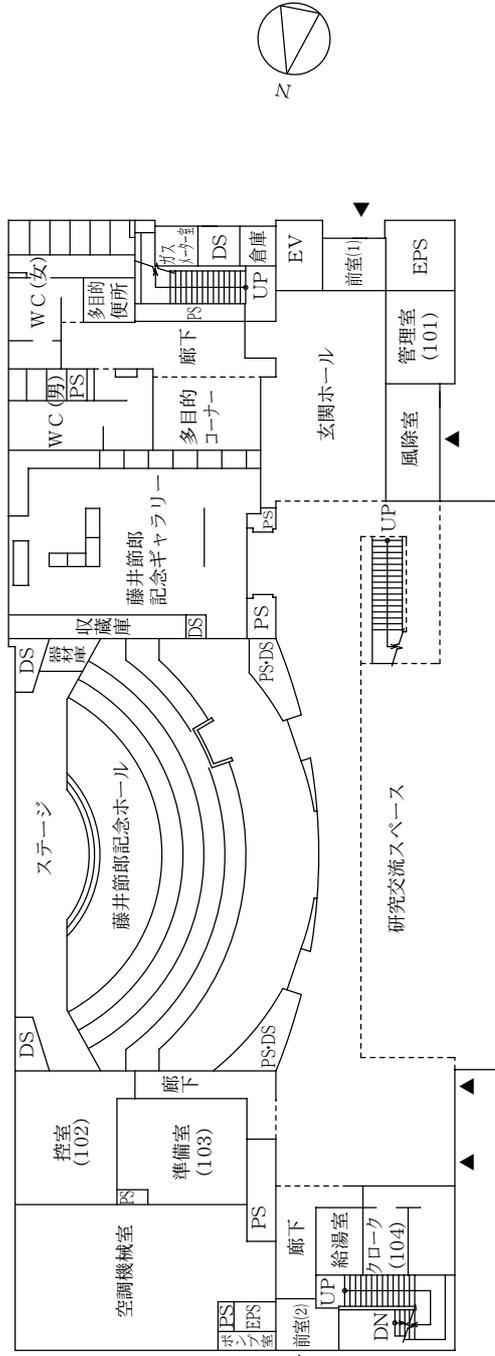
H-A H-B 保健学科校舎 保健学A・B棟 5階平面図





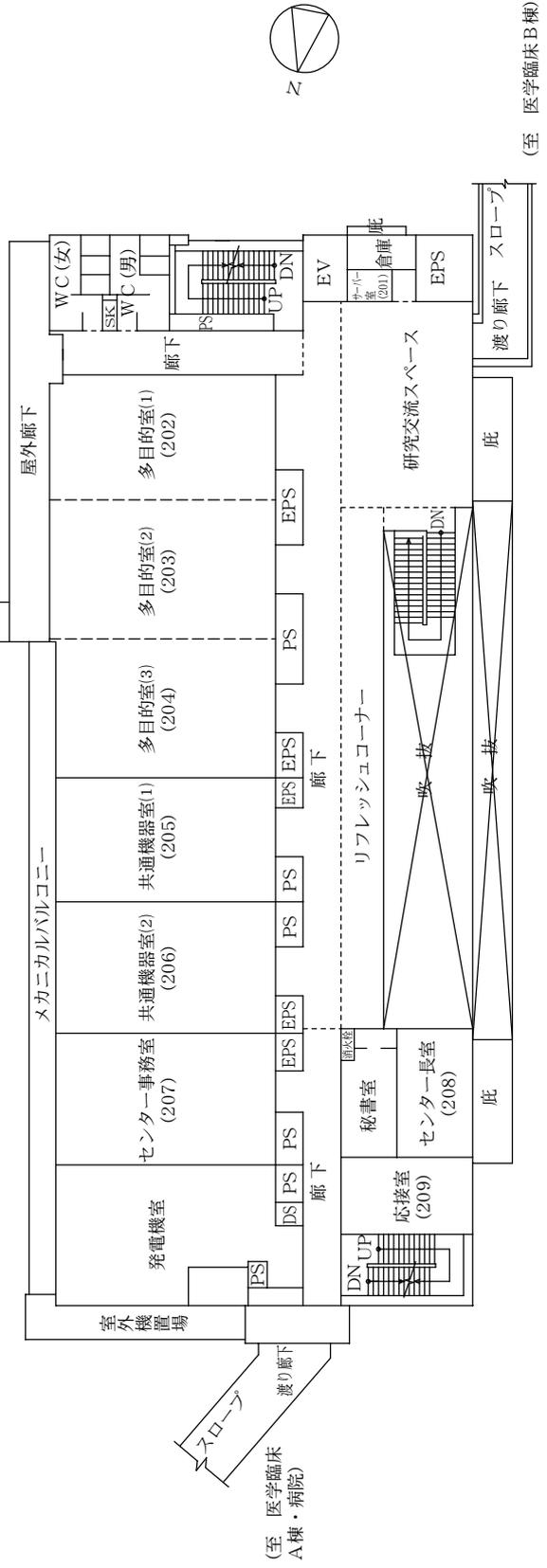
藤井節郎記念医学センター

1 階平面図



藤井節郎記念医学センター

2 階平面図



(至 医学臨床B棟)

徳島大学医学部の歌

# 吉野の流れ

今泉恭二郎作詞  
今川幹夫作曲

Maestoso J = 92

The musical score is written in G major (one flat) and 4/4 time. It consists of five staves of music with Japanese lyrics underneath. The first staff starts with a *mf* dynamic. The second staff starts with a *mp* dynamic. The third staff has a *mf* dynamic at the end. The fourth staff has a first ending bracket labeled '123'. The fifth staff starts with a *poco rit* marking and a '4' above the staff.

よしののなが—れ ゆうゆう—と  
なるとのしお—に そそ—ぐとこ みな  
みにの—ぎむ わ—が—や—ま は ひ  
い—で—しまゆ—のす—が—た—が—な  
す—す—ま—ば—や

徳島大学医学部の歌

# 吉野の流れ

今泉恭二郎 作詩

1. 吉野の流れ悠々と  
鳴門の潮に注ぐとこ  
南に望むわが山は  
秀でし眉の容かな
2. この学舎に新しき  
くすしの道を学びつつ  
真理の扉開かんと  
わが同胞は集いたり
3. 学理は永久に常ならず  
技また日々に進めども  
常住なるはわが胸に  
ひめたる仁の願なれ
4. 厳しき時に生れ出でて  
茨の道は遠けれど  
燃ゆる若さぞ誇る  
その火かざして進まばや